官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（八七）　二
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（八八）　二
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（八九）　三
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（九〇）　三
○更生保護法施行令の一部を改正する政令（九一）　三
○令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（九二）　四
○予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（九三）　四
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（九四）　四
○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（九五）　五
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（九六）　五
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（九七）　六
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（九八）　七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（九九）　七
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一〇〇）　八
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一〇一）　八
○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一〇二）　二〇
○電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（一〇三）　二〇
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇四）　二一
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（一〇五）　二二
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（一〇六）　二二
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（一〇七）　二三
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（一〇八）　二三
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（一〇九）　二三
○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（一一〇）　二四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一）　二四
○防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令（一一二）　二四
○地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（一一三）　二四
〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房三）　二五
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府二三）　二五
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同二四）　二六
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同二五）　二六
○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（同二六）　二六
〔府令・省令〕
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　二七
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　二八
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　二八
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　二九
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　二九
〔省　令〕
○地方債に関する省令の一部を改正する省令（総務二一）　二九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（**法務**一二）　二五五

○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令（**財務**一三）　二五八

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二九）　二六一

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**三〇）　二六二

○畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一一）　二六六

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二）　二六七

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　二七一

○中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一九）　二七五

○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令（**同**二〇）　二八一

○建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**二〇）　二八三

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**環境**九）　二八四

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇）　二九一

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**七）　二九一

〔規　則〕

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（**公害等調整委**一）　二九六

○公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（**同**二）　三〇一

〔告　示〕

○外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三〇六

○外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**同**二）　三〇七

○銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**金融庁**二四）　三〇八

○信用金庫法施行規則第百八条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**同**二五）　三〇九

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**同**二六）　三〇九

○不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件の一部を改正する件（**同**二七）　三一〇

○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（**同**二八）　三一〇

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**同**二九）　三一〇

○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**三〇）　三一一

○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件（**同**三一）　三一一

○金融商品取引業等に関する内閣府令附則第三十四条の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（**同**三二）　三一二

○金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**三三）　三一三

○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**一）　三一四

○労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一）　三一五

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**三）　三一五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件（**同**四）　三一六

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件（**同**五）　三一六

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**九七）　三一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**九八）　三一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**九九）　三一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一〇〇）　三二九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一〇一）　三二九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇二）　三三〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同一〇三）　三三〇
○令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件（同一〇四）　三三一
○令和七年総務省告示第六十八号の一部を訂正する件（同一〇五）　三三一
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇六）　三三二
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同一〇七）　三三二
○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（同一〇八）　三三二
○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（同一〇九）　三三二
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一一〇）　三三二
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（財務七九）　三三一
○高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の一部を改正する件（厚生労働八四）　三三二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同八五）　三三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同八六）　三三四
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産四九二）　三三四
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和七年二月十九日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する件（同四九三）　三三四
○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件（農林水産・経済産業・国土交通二）　三三五
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等の一部を改正する告示（同三）　三三五
○高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示（経済産業三四）　三三六
○海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示の一部を改正する告示（国土交通二二四）　三三四
○租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を指定する件の一部を改正する告示（同二二五）　三三五
○流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示（同二二六）　三三六
○建築基準法第七十七条の三十五の第三項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を改正する件（同二二七）　三三六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二二八、二二九）　三三七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二三〇、二三一）　三三九
○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境二六）　三三九
○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同二七）　三三九
○公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件（同二八）　三四〇
○除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置（同二九）　三四〇
○特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部を改正する告示（同三〇）　三四一
○除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法（同三一）　三四一
○復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度（同三二）　三四一
○復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項（同三三）　三四一
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十二条に基づく国による措置の代行に関する件（同三四）　三四一
○道路に関する件（関東地方整備局一三六～一四一）　三四一
○道路に関する件（中部地方整備局二九～三三）　三四三
○都市計画に関する件（同三四～三六）　三四三
○道路に関する件（九州地方整備局四四～四八）　三四四
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一六）　三四四

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三四四
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　三四五
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　三四五

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八七号）（総務省）

1　国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第八八号）（内閣官房）

1　令和七年三月三一日まで置かれる内閣審議官二人の存置期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　令和七年三月三一日まで置かれる内閣審議官二人及び内閣参事官四人の存置期限を撤廃することとした。（附則第二項及び旧附則第四項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第八九号）（内閣府本府）

1　大臣官房及び企画調整課の所掌事務の一部を政策統括官の職務に移すこととした。（第二条第一項、第三条、第一四条第一項、附則第二条及び附則第三条関係）

2　本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条第三項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（文部科学省）

1　大臣官房人事課及び総務課の所掌事務変更

文部科学省の機構及び定員に関する事務を大臣官房総務課の所掌事務から削り、大臣官房人事課の所掌事務として加えることとした。（第一五条及び第一六条関係）

2　高等教育局の組織再編

高等教育局に置く高等教育企画課、大学教育・入試課及び専門教育課の所掌事務を再編し、大学教育・入試課の名称を大学振興課に変更することとした。（第四三条～第四六条関係）

3　科学技術・学術政策局の組織再編

㈠　科学技術・学術政策局に、科学技術に関する国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること等を所掌するものとして、新たに国際研究開発政策課を置くこととした。（第五四条及び第五七条関係）

㈡　科学技術・学術政策局に置かれる参事官の職務を変更し、科学技術に関する研究開発の基盤の整備、研究開発に係る交流の助成、研究開発における公正性の確保等に関する事務を所掌するものとすることとした。（第五九条の二関係）

㈢　㈠及び㈡の体制整備に伴い、科学技術・学術政策局に置かれる各課の所掌事務を再編することとした。（第五五条、第五八条及び第五九条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（法務省）

1　中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費と、宿泊料は、宿泊費及び包括宿泊費とし、各費用の内容については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三〇六号）を準用することとした。（第一条及び第三条関係）

2　旅費及び宿泊料は、旅行に要する実費を弁償するものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした。（第四条関係）

3　この政令の施行の日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例によることとした。

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第九二号）（内閣府本府）

1　令和七年二月一九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、森林災害復旧事業に対する補助を適用することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（政令第九三号）（財務省）

1　国が、売買、貸借、請負その他の契約を締結する際に、指名競争に付し、又は随意契約によることができる場合に係る金額を引き上げることとした。（予算決算及び会計令第九四条第一項及び第九九条第二号～第七号関係）

2　契約書の作成を省略することができる契約の範囲を拡大することとした。（予算決算及び会計令第一〇〇条の二第一項第一号関係）

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（総務省）

1　財務会計制度に関する事項

㈠　地方自治法第二三四条第二項の規定に基づき随意契約によることができる場合の基準額を改めることとした。（別表第五関係）

㈡　地方自治法第二三八条の五第二項の規定による信託の目的の範囲を改めることとした。（第一六九条の六第一項関係）

2　中核市の特例に関する事項

地方自治法第二五二条の二二第一項の規定に基づき中核市が処理する児童福祉に関する事務について、所要の規定の整理を行うこととした。（第一七四条の四九の二第一項関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第九五号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　黒鉛電極を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（こども家庭庁）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部改正関係

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の規定により政令で定めることとされている保育所に係る居室の床面積の特例を講ずる期限を、令和一一年三月三一日まで延長することとした。（第四条関係）

二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正関係

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の規定により政令で定めることとされている幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限を、令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第九七号）（文部科学省）

一　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正関係

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度額の算定の対象から特定任期付職員業績手当を削除することとした。（第二条第一項関係）

二　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正関係

所要の規定の整理を行うこととした。（第八条第一項関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第九八号）（文部科学省）

1　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額の改定等を行うこととした。（第一条第三項関係）

2　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第九九号）（公正取引委員会）

1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第七五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とし、これらの内容及び計算方法を定めることとした。（第一条第一項及び第三項並びに第二条関係）

2　法第七五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の額は、旅行（出頭又は鑑定及びこれらのための移動をいう。以下同じ。）のため私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第一条第一項に規定する旅費の各種目について現に支払った額の合計額を上限とすることとした。（第一条第二項関係）

3　法第七五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる手当を日当及び特別手当に改めることとした。（第三条第一項関係）

4　参考人又は鑑定人に旅行に必要な日数に応じて支給する日当の一日当たりの額の上限を引き上げることとした。（第三条第二項関係）

5　参考人又は鑑定人が、やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合に、各種目ごとに、旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額について請求することができることとした。（第四条第二項関係）

6　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

7　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一〇〇号）（金融庁）

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三二号）の施行期日は、令和七年五月一日とすることとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一〇一号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　投資運用業に関する規定の整備

㈠　登録申請者と密接な関係を有する者として、金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）、銀行等以外の者であって、当該登録申請者の役員若しくは使用人、親法人等若しくは子法人等、特定個人株主又はこれらに準ずる者として内閣府令で定める者を規定することとした。（金融商品取引法施行令第一五条の四の二関係）

㈡　投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受けない等の場合には、最低資本金の額等を一、〇〇〇万円とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の七関係）

2　非上場有価証券特例仲介等業務に係る規定の整備

㈠　金融商品取引業者が非上場有価証券特例仲介等業務を行おうとする場合の最低資本金の額等を一、〇〇〇万円とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の七関係）

㈡　非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券として店頭売買有価証券を規定することとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の四関係）

㈢　非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間を顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から一週間とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の五関係）

㈣　投資者保護基金の加入義務を負わない金融商品取引業者として非上場有価証券特例仲介等業者を規定することとした。（金融商品取引法施行令第一八条の七の二関係）

3　投資運用関係業務受託業者に係る規定の整備

㈠　外国法人等である投資運用関係業務受託業者の事業報告書の提出期間について、毎事業年度経過後三月以内とするとともに、その本国の法令又は慣行により事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とすることとした。（金融商品取引法施行令第一八条の四の一四関係）

㈡　外国法人等である投資運用関係業務受託業者に対する法の適用に当たっての技術的読替えを規定することとした。（金融商品取引法施行令第一八条の四の一五関係）

㈢　投資運用関係業務受託業者等に対する報告の徴取及び検査の権限を証券取引等監視委員会に委任することとした。（金融商品取引法施行令第三八条の二関係）

㈣　投資運用関係業務受託業者の登録等に関する権限を内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任することとした。（金融商品取引法施行令第四三条の二の四関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の整備（第二条から第七条まで並びに附則第三条及び附則第四条関係）

国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、石炭鉱業年金基金法施行令、勤労者財産形成促進法施行令、国民年金基金令、財政融資資金法施行令、確定給付企業年金法施行令、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令、対内直接投資等に関する政令、特定複合観光施設区域整備法施行令、金融庁組織令、財務省組織令、金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から施行することとした。

◇外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術について経済産業大臣の許可を要することとした。（別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、五ふっ化よう素を追加する等所用の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（総務省）

1　参考人が受ける旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ない方を合計した額とすることとした。（第二条関係）

2　旅費の各種目の基準額の内容を定めることとした。（第三条関係）

3　最近における経済情勢の変動に鑑み、参考人が受ける日当の最高額を、八、二〇〇円から八、四五〇円に引き上げることとした。（第四条関係）

4　参考人が受ける宿泊料の額を、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額と総務省令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額を比較し、いずれか少ない方の額とすることとした。（第五条関係）

5　参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額並びに参考人がやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときの旅費及び宿泊料の額について定めることとした。（第六条関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万七、九〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万九、六〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、七二万三、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、三九円七一銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

5　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、九八三円三銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　国民健康保険組合に対して国が交付する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を六五四円から六六九円に改定することとした。（第一条第二項関係）

2　保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため都道府県に特例調整交付金を交付することとした措置を廃止することとした。（附則第一六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金と他の公的年金との併給限度額を改定することとした。（第五条の二関係）

2　令和七年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率等を改定することとした。（第一〇条第一項関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和七年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条第二項、第九四条、第一一七条及び第一三六条第一項関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和七年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条及び第四条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和七年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（附則別表及び別表関係）

五　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

六　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（総務省）

一　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

1　令和七年度における恩給改定率を一・〇四七とすることとした。（第一条関係）

2　扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めることとした。（第二条関係）

二　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正関係

寡婦加算の調整に関する基準額を八三万円に引き上げることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

2　令和七年四月以降に適用される退職一時金の返還額及び脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第二条、第三条及び第五条関係）

3　平成一九年一〇月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成一二年政令第二四一号）について、恩給における扶助料の寡婦加算の調整に関する基準額の引上げ措置を参酌して、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二五年法律第二五六号）の規定による年金のうち旧国家公務員共済組合法の規定による遺族年金に相当する年金等につき同様の措置を講ずることとした。（第四条関係）

4　令和六年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第六条関係）

5　4について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六一年政令第五八号）について、令和七年四月以降に適用される脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和七年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第三条関係）

4　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二七年政令第三四七号）について、令和七年四月以降に適用される退職一時金の返還額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第四条関係）

5　令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第五条関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一〇号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和七年度における改定率は、一・〇四七とすることとした。（第一条関係）

2　令和七年四月から令和八年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額を定めることとした。（第二条関係）

3　令和七年四月から令和八年三月までの月分の遺族年金の額及び令和七年度分の遺族給与金の年額等を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（防衛省）

1　昇給区分決定に係る職員層の見直しに伴う規定の整備を行うこととした。（第六条の一三、第六条の一四及び第六条の一八関係）

2　昇給号俸数の抑制を受ける職員に管理職層である職員を加えることに伴う規定の整備を行うこととした。（第六条の一四の二及び第六条の一六関係）

3　フレックスタイム制の見直しに伴い、俸給の日割計算に関する規定の整備を行うこととした。（第八条及び第一〇条の四関係）

4　防衛省の職員に対し準用する一般職の職員の給与に関する法律第一一条の二の改正に伴い、扶養手当の届出の期限に関する規定の整備を行うこととした。（第九条関係）

5　単身赴任手当に関し、自衛官候補生並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生を支給対象に加えることとした。（第九条の六関係）

6　特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し、定年前再任用短時間勤務職員等を支給対象に加えることとした。（第一〇条及び第一〇条の二関係）

7　管理職員特別勤務手当に関し、平日深夜に係る勤務に対する支給対象時間帯及び支給対象職員を改めることとした。（第一一条の二関係）

8　若年定年退職者給付金の額の調整に必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条及び附則第一八項関係）

9　自衛隊教官が昇格をし、又は自衛官が昇任をした場合等における号俸の決定基準を改めることとした。（別表第一及び別表第一の二関係）

10　初任給調整手当の支給に関する地域及び地域手当の級地の適用について定めることとした。（附則第二〇項関係）

11　この政令の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

12　関係政令の規定の整備を行うこととした。（附則第六条関係）

13　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（防衛省）

1　公務で外国旅行中の職員に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の対象として、当該特例の対象となる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集等を追加することとした。（第三条関係）

2　自衛官候補生及び学生の補償の算定基礎額として用いる平均給与額の計算の対象として単身赴任手当を追加することとした。（第五条関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（総務省）

1　公務で外国旅行中の地方公務員に係る特例の対象となる職務に、国際緊急援助活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十七号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については」を削り、「割合」を「割合」に改める。

附則第二条を次のように改める。

（令和十年三月三十一日までの間における経過措置）

第二条　令和十年三月三十一日までの間における法第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項ただし書に規定する政令で定める割合は、第一条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域（以下「人事院規則で定める地域」という。）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第七条第一項に規定する人事院規則で定める割合（人事院規則で定める地域以外の地域については、附則別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

附則別表（附則第二条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	富谷市	百分の五
	宮城郡利府町	百分の二
茨城県	つくばみらい市　北相馬郡利根町	百分の五
	結城市　那珂市	百分の三
	坂東市　稲敷市　かすみがうら市　東茨城郡大洗町　稲敷郡美浦村　稲敷郡阿見町　結城郡八千代町　猿島郡五霞町　猿島郡境町	百分の二
栃木県	下都賀郡野木町	百分の五
	河内郡上三川町　芳賀郡茂木町　芳賀郡市貝町　芳賀郡芳賀町　下都賀郡壬生町　塩谷郡塩谷町	百分の二
埼玉県	蕨市	百分の十四
	狭山市　ふじみ野市	百分の十一
	新座市　桶川市　富士見市　鶴ヶ島市	百分の九
	北本市　八潮市　蓮田市　吉川市　白岡市　北足立郡伊奈町　入間郡三芳町　比企郡鳩山町　南埼玉郡宮代町　北葛飾郡松伏町	百分の五
	日高市　入間郡毛呂山町	百分の三
	入間郡越生町　比企郡嵐山町　比企郡小川町　比企郡吉見町　比企郡ときがわ町　秩父郡横瀬町　秩父郡皆野町　秩父郡長瀞町　秩父郡小鹿野町　秩父郡東秩父村　児玉郡美里町　児玉郡神川町　児玉郡上里町　大里郡寄居町	百分の二
千葉県	我孫子市	百分の十五
	習志野市	百分の十四
	八千代市　四街道市	百分の九
	鎌ケ谷市　白井市　大網白里市	百分の五
	山武市　長生郡長柄町	百分の三
	鴨川市　富里市　南房総市　香取郡神崎町　香取郡多古町　香取郡東庄町　山武郡九十九里町　山武郡横芝光町　長生郡睦沢町　長生郡長生村　長生郡白子町　長生郡長南町　夷隅郡大多喜町　夷隅郡御宿町　安房郡鋸南町	百分の二
東京都	小金井市	百分の十五
	羽村市	百分の十
	西多摩郡日の出町　西多摩郡檜原村　利島村　神津島村　御蔵島村　青ヶ島村	百分の四
神奈川県	逗子市	百分の十四
	海老名市　座間市	百分の十二
	伊勢原市	百分の十一
	綾瀬市　中郡大磯町	百分の十
	南足柄市　高座郡寒川町　足柄上郡中井町　足柄上郡大井町　足柄上郡山北町　足柄上郡開成町　足柄下郡真鶴町　足柄下郡湯河原町　愛甲郡清川村	百分の四
富山県	中新川郡舟橋村	百分の二
山梨県	上野原市	百分の二

岐阜県	瑞穂市	百分の二
静岡県	湖西市　賀茂郡東伊豆町　賀茂郡南伊豆町　賀茂郡西伊豆町　田方郡函南町　駿東郡清水町　周智郡森町	百分の二
愛知県	日進市	百分の十五
	知立市　清須市　長久手市	百分の九
	稲沢市　東海市　大府市　尾張旭市　岩倉市　愛西市　北名古屋市　あま市　愛知郡東郷町　海部郡大治町　海部郡蟹江町	百分の七
	丹羽郡大口町　丹羽郡扶桑町　知多郡阿久比町　知多郡東浦町	百分の六
	高浜市　知多郡南知多町　知多郡美浜町　知多郡武豊町　額田郡幸田町	百分の四
三重県	桑名郡木曽岬町　員弁郡東員町　三重郡菰野町　三重郡朝日町	百分の三
	いなべ市　三重郡川越町　多気郡多気町　多気郡明和町　度会郡玉城町　度会郡度会町　度会郡大紀町　度会郡南伊勢町　南牟婁郡御浜町　南牟婁郡紀宝町	百分の二
滋賀県	湖南市	百分の三
	野洲市　米原市　蒲生郡日野町　蒲生郡竜王町　愛知郡愛荘町　犬上郡甲良町　犬上郡多賀町　郡豊郷町	百分の二
京都府	長岡京市	百分の十五
	八幡市　相楽郡精華町	百分の七
	城陽市　乙訓郡大山崎町	百分の六
	綴喜郡井手町　綴喜郡宇治田原町　相楽郡笠置町　相楽郡和束町　相楽郡南山城村　船井郡京丹波町　与謝郡伊根町　与謝郡与謝野町　楽郡	百分の四
大阪府	高石市　大阪狭山市	百分の十四
	松原市	百分の十二
	貝塚市　摂津市　四條畷市　三島郡島本町　豊能郡豊能町　泉北郡忠岡町　南河内郡河南町　南河内郡千早赤阪村	百分の十
	豊能郡能勢町	百分の四
兵庫県	高砂市	百分の九
	川辺郡猪名川町	百分の五
	加西市　南あわじ市　淡路市　加古郡稲美町　加古郡播磨町　神崎郡市川町　神崎郡福崎町　神崎郡神河町　揖保郡太子町　赤穂郡上郡町　佐用郡佐用町	百分の二
奈良県	生駒市　生駒郡平群町　生駒郡三郷町　生駒郡斑鳩町　生駒郡安堵町　葛城市　北葛城郡上牧町　北葛城郡広陵町　北葛城郡河合町　生駒	百分の五

	御所市　宇陀市　磯城郡川西町　磯城郡三宅町　磯城郡田原本町　山辺郡山添村　宇陀郡曽爾村　宇陀郡御杖村　高市郡高取町　吉野郡黒滝村　吉野郡天川村　吉野郡野迫川村　吉野郡上北山村　吉野郡東吉野村	百分の二
広島県	安芸郡府中町	百分の五
	江田島市　安芸郡熊野町　山県郡北広島町	百分の二
香川県	木田郡三木町	百分の二
福岡県	大野城市　那珂川市　糟屋郡志免町	百分の五
	古賀市　糟屋郡篠栗町　糟屋郡須恵町　糟屋郡久山町	百分の三
	筑後市　嘉麻市　遠賀郡芦屋町　遠賀郡岡垣町　遠賀郡小竹町　鞍手郡鞍手町　嘉穂郡桂川町　朝倉郡筑前町　遠賀郡遠賀町　糸島郡志摩町　三井郡大木町　八女郡広川町　田川郡香春町　田川郡糸田町　田川郡川崎町　田川郡大任町　田川郡赤村　田川郡福智町　京都郡みやこ町　築上郡吉富町　築上郡上毛町　築上郡築上町	百分の二

備考　この表に掲げる名称は、令和七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

地域	割合
東京都の特別区の存する地域	百分の二十
茨城県のうち　つくば市 東京都（特別区の存する地域を除く。） 神奈川県のうち　横浜市　川崎市　藤沢市　厚木市 大阪府のうち　大阪市　吹田市	百分の十六
茨城県のうち　取手市　守谷市 埼玉県のうち　さいたま市　蕨市　志木市　和光市 千葉県のうち　千葉市　成田市　習志野市　我孫子市　袖ケ浦市　印西市 神奈川県（横浜市、川崎市、藤沢市及び厚木市を除く。） 静岡県のうち　裾野市	百分の十二

愛知県のうち 名古屋市　刈谷市　豊田市　豊明市　日進市 京都府のうち 長岡京市 大阪府（大阪市及び吹田市を除く。） 兵庫県のうち 西宮市　芦屋市　宝塚市		
宮城県のうち 仙台市　多賀城市 茨城県のうち 水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市　牛久市 埼玉県のうち 川越市　東松山市　狭山市　上尾市　朝霞市　新座市　桶川市　富士見市 坂戸市　鶴ヶ島市　ふじみ野市 千葉県のうち 市川市　船橋市　松戸市　佐倉市　柏市　市原市　八千代市　富津市　浦安市　四街道市 静岡県のうち 静岡市 愛知県（名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市及び日進市を除く。） 三重県のうち 四日市市　鈴鹿市 滋賀県のうち 大津市　草津市　栗東市 京都府（長岡京市を除く。） 兵庫県のうち 神戸市　尼崎市　明石市　伊丹市　高砂市　川西市　三田市 奈良県のうち 奈良市　大和郡山市　天理市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市　春日市　福津市	百分の八	
北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 富谷市 茨城県（水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市及び守谷市を除く。）	百分の四	
栃木県 群馬県のうち 前橋市　高崎市　太田市 埼玉県（さいたま市、川越市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市及びふじみ野市を除く。） 千葉県（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市及び印西市を除く。） 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 山梨県のうち 甲府市 長野県のうち 長野市　松本市　塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県（静岡市及び裾野市を除く。） 三重県（四日市市及び鈴鹿市を除く。） 滋賀県（大津市、草津市及び栗東市を除く。） 兵庫県（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。） 奈良県（奈良市、大和郡山市及び天理市を除く。） 和歌山県のうち 和歌山市　橋本市 岡山県のうち 岡山市　倉敷市 広島県（広島市を除く。） 香川県のうち 高松市 福岡県（福岡市、春日市及び福津市を除く。）	

備考　この表に掲げる名称は、令和七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十八号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、四人は令和七年三月三十一日まで、他の一人は」を「三人は、」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項、第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第五十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第三号に次のように加える。

㊴　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

第十四条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第三項中「三十五人」を「三十四人」に改める。

附則第二条第二号を削り、同条第三号中「特例民法法人」の下に「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。次条第一項において「整備等法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、同号を同条第二号とする。

附則第三条中「のほか」を「及び前項に規定する事務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び整備等法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関する事務を分掌する。

附則第四条第二項中「前条の表」を「前条第二項の表」に改める。

附則第七条中「及び第二号」を削る。

附則第八条中「附則第二条第三号」を「附則第二条第二号」に改める。

附則中第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十六号中「第四十六条第七号」を「第四十六条第六号」に改め、同項第二十一号中「第四十五条第十一号」を「第四十五条第九号」に改める。

第七条中第三十号を第三十一号とし、第二十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　特定重要技術（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第五十七条第六号において同じ。）に関する研究開発その他の我が国及び国民の安全の確保のために必要な研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関すること。

第十五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　文部科学省の機構及び定員に関すること。

第十六条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条第一項中「大学教育・入試課」を「大学振興課」に改める。

第四十四条第三号を次のように改める。

三　大学における教育及び研究並びに高等専門学校における教育についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

第四十四条中第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

七　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

第四十四条第三号の次に次の一号を加える。

四　大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

第四十五条（見出しを含む。）中「大学教育・入試課」を「大学振興課」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「短期大学」を「大学」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「大学における入学資格及び学位の基準の設定並びに」を「大学の」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「次条第八号」を「次条第七号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第四十六条第一号中「初等中等教育局」の下に「並びに高等教育企画課」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「第九号及び第十号」を「第八号及び第九号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十四条中「人材政策課　研究環境課」を「国際研究開発政策課　人材政策課」に改める。

第五十五条第三号中「人材政策課、産業連携・地域振興課」を「国際研究開発政策課、人材政策課」に改め、同条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること（研究振興局並びに国際研究開発政策課、産業連携・地域振興課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第五十六条第七号中「参事官」を「国際研究開発政策課」に改める。

第五十八条を削る。

第五十七条第一号及び第二号中「こと」の下に「（国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号中「研究開発局」の下に「並びに国際研究開発政策課及び参事官」を加え、同条を第五十八条とし、第五十六条の次に次の一条を加える。

（国際研究開発政策課の所掌事務）

第五十七条　国際研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する国際交流に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三　科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること。

四　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる科学技術に関する研究開発の成果の国外流出の防止その他外国との間において行われる研究開発における公正性の確保に関すること。

五　文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

六　特定重要技術に関する研究開発その他の我が国及び国民の安全の確保のために必要な研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関すること。

七　学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

八　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

第五十九条第五号を削る。

第五十九条の二各号を次のように改める。

一　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること（研究振興局及び産業連携・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること（国際研究開発政策課及び産業連携・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

三　科学技術に関する研究開発における公正性の確保に関すること（国際研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

四　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に関する事務の総括に関すること。

五　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。

七　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）第二条第一項に規定する筑波研究学園都市に係るものに関すること。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（大学設置・学校法人審議会令の一部改正）

2　大学設置・学校法人審議会令（昭和六十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「大学教育・入試課」を「高等教育企画課」に改める。

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十一号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（旅費）

第一条　更生保護法（以下「法」という。）第十二条第三項（法第二十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とする。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第五条（第一項第五号に係る部分を除く。）の規定は前項の鉄道賃について、同令第六条（第一項第四号に係る部分を除く。）の規定は前項の船賃について、同令第七条第一項及び第二項本文の規定は前項の航空賃について、同令第八条の規定は同項のその他の交通費について、それぞれ準用する。この場合において、同令第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条中「公務の」とあるのは「更生保護法第十二条第一項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による呼出しに応じ、審問を受ける」と、同令第五条第二項及び第六条第二項中「最下級（内閣総理大臣等及び指定職職員等が移動する場合には、最上級）」とあるのは「最下級」と、「職務の級が六級以下の者が移動する」とあるのは「移動する」と、同令第七条第二項中「最下級の運賃の額」とあるのは「最下級の運賃の額（外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として法務省令で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）」と読み替えるものとする。

第二条中「こと」の下に「（以下「審問手続」という。）」を加え、「（以下「審問を受けるための旅行等」という。）」を削り、「審査会又は地方委員会」を「中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）又は地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）」に改める。

（宿泊料）

第三条　法第十二条第三項の規定により支給する宿泊料は、宿泊費及び包括宿泊費とする。

２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令第九条の規定は前項の宿泊費について、同令第十条の規定は同項の包括宿泊費について、それぞれ準用する。この場合において、同令第九条中「地域の実情及び旅行者の職務」とあるのは「地域の実情」と、「財務省令」とあるのは「法務省令」と、同令第十条中「前節の規定による交通費」とあるのは「更生保護法施行令第一条の旅費」と読み替えるものとする。

第四条中「（同条第一項の航空賃を除く。）並びに第二条の日当及び前条の宿泊料の計算上の旅行日数は」を「及び前条の宿泊料は、旅行に要する実費を弁償するものとして」に、「より旅行した場合の例により」を「より旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「天災」を「審問手続の必要により又は天災」に改め、同条に次の二項を加える。

２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令第二十一条第一項の規定は第一条第一項の旅費の支給額について、同令第二十一条第二項の規定は前条第一項の宿泊料の支給額について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十一条中「法第六条」とあるのは、「更生保護法施行令第四条第一項」と読み替えるものとする。

３　第二条の日当の計算上の日数は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に要する日数とする。ただし、審問手続の必要により又は天災その他やむを得ない事情により当該経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により旅行した日数とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（法務省令への委任）

第四条の二　第一条から前条までに定めるもののほか、旅費、日当及び宿泊料の支給に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の第一条から第四条の二までの規定は、この政令の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額について適用し、当該日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十二号

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和七年二月十九日に発生した大火による災害で、岩手県大船渡市の区域に係るもの	法第十一条の二に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十三号

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項及び第二十九条の八第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項第一号中「五百万円」を「八百万円」に改め、同項第二号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同項第四号中「百万円」を「二百万円」に改め、同項第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第六号中「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

第九十九条第二号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第三号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第四号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第六号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第百条の二第一項第一号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第二条　予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第十四号までを三号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた公告その他の国による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの政令による改正前の予算決算及び会計令第百条の二第一項第一号に規定する一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十四号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び第二百三十八条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十九条の六第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　信託された土地において、森林の施業を行い、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。

第百七十四条の四十九の二第一項第二十号中「第九項及び第十一項」を「第十八項及び第二十項」に改める。

別表第五第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に、「百三十万円」を「二百万円」に改め、同表第二号中「百六十万円」を「三百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改め、同表第三号中「八十万円」を「百五十万円」に、「四十万円」を「八十万円」に改め、同表第四号中「五十万円」を「百万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同表中

五　物件の貸付け	三十万円

を

五　物件の貸付け	
都道府県及び指定都市	五十万円
市町村	三十万円

に改め、同表第六号中「百万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百六十九条の六第一項の改正規定　公布の日

二　第百七十四条の四十九の二第一項第二十号の改正規定　児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月一日）

（地方公営企業法施行令の一部改正）

2　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「二、五〇〇千円」を「四、〇〇〇千円」に、「一、三〇〇千円」を「二、〇〇〇千円」に改め、同表の二の項中「一、六〇〇千円」を「三、〇〇〇千円」に、「八〇〇千円」を「一、五〇〇千円」に改め、同表の三の項中「一、五〇〇千円」を「八〇〇千円」に改め、同表の四の項中「八〇〇千円」を「一、〇〇〇千円」に、「四〇〇千円」を「五〇〇千円」に改め、同表中

五　物件の貸付け	三〇〇千円

を

五　物件の貸付け	
都道府県及び指定都市	五〇〇千円
市町村	三〇〇千円

に改め、同表の六の項中「一、〇〇〇千円」を「二、〇〇〇千円」に、「五〇〇千円」を「一、〇〇〇千円」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

3　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表別表第五第二号から第四号まで及び第六号の項中「別表第五第二号から第四号まで及び第六号」を「別表第五第二号から第六号まで」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十五号

政令第九十五号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　法の別表第八五四五・一一号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「黒鉛電極」という。）

二　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三　この政令の施行の日から令和七年七月二十八日までの期間

2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、九十五・二パーセントとする。

（提出書類）

第三条　税関長は、黒鉛電極又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた黒鉛電極を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該黒鉛電極の原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第一項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては、当該特別の規定による税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表中第七〇号の一五を第七〇号の一六とし、第七〇号の一四の次に次の一号を加える。

七〇の一五	黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請

財務大臣　加藤　勝信

経済産業大臣　武藤　容治

内閣総理大臣　石破　茂

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「令和七年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百八十九号）第四条

二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）附則第二項

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和四年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、二六三円」に、「一一、二四八円」に、「一一、九一八円」を「一二、四三八円」に、「一二、五九〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「六、九六五円」に、「七、〇三八円」を「七、三八五円」に、「八、〇九三円」を「八、三二〇円」に、「八、九五〇円」を「九、〇六三円」に、「九、三九八円」を「九、五〇八円」に改める。

第二条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第六条の二第二項第二号中「八万千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百円」を「四万二千七百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、二六三円」を「一〇、七六八円」に、「一一、二四八円」を「一一、九一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、五九〇円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、九六五円」を「七、〇四五円」に、「七、三八五円」を「七、五〇五円」に、「八、三二〇円」を「八、六二三円」に、「九、〇六三円」を「九、二七〇円」に、「九、五〇八円」を「九、六二〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（補償基礎額の改定等に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の第一条第三項及び別表の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

2　施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについての第二条の規定による改正後の第一条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

（介護補償の額の改定に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の第六条の二第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十五条及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（旅費）

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第七十五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。

2　法第七十五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の額は、旅行（出頭（法第四十七条第一項第一号の規定による出頭（同条第二項の規定による場合を含む。）をいう。次項及び第四条第一項において同じ。）又は鑑定（法第四十七条第一項第二号の規定による鑑定（同条第二項の規定による場合を含む。）をいう。以下同じ。）及びこれらのための移動をいう。以下同じ。）のため前項に規定する旅費の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した当該種目の基準額が、当該種目について現に支払った額より少ない場合は、当該計算した当該種目の基準額）の合計額とする。

3　旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭若しくは鑑定のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

第三条を削る。

第二条第一項中「、宿泊料」を削り、同条第二項中「出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）」を「旅行」に、「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「旅費法施行令」という。）第五条第一項に規定する鉄道をいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下この項及び第四項において同じ。）における移動の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（外国（同条第三号に規定する外国をいう。以下この条において同じ。）における移動（本邦と外国との間における移動を含む。）をいう。第四項及び第六項において同じ。）の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3　船賃は、船舶（旅費法施行令第六条第一項に規定する船舶をいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

4　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

5　航空賃は、航空機（旅費法施行令第七条第一項に規定する航空機をいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

6　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における移動の場合であって、著しく長時間にわたる移動として公正取引委員会規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。

7　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、公正取引委員会が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　旅費法施行令第八条第一号に掲げる費用

二　旅費法施行令第八条第二号又は第三号に掲げる費用

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

8　宿泊費は、宿泊に要する費用とし、その基準額は、公正取引委員会規則で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額とする。

9　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その基準額は、当該移動に係る第一項から第七項までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の基準額並びに当該宿泊に係る前項の規定による宿泊費の基準額の合計額とする。

第四条に次の一項を加える。

2　参考人又は鑑定人が、公正取引委員会規則で定めるやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときは、各種目ごとに、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で公正取引委員会規則で定めるものを旅費として請求することができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により参考人又は鑑定人が命ぜられた出頭又は鑑定に係る旅費及び手当について適用し、施行日前にこれらの規定により参考人又は鑑定人が命ぜられた出頭又は鑑定に係る旅費及び手当については、なお従前の例による。

3　この政令（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項の旅行に必要な日数で、附則第一項ただし書に規定する規定の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年五月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百一号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十条第二項及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の五　金融商品取引業協会（第十八条の四の十四―第十八条の四の十六）」を「第四章の五　投資運用関係業務受託業者（第十八条の四の十四・第十八条の四の十五）　金融商品取引業協会（第十八条の四の十六―第十八条の四の十八）」に、「第四章の六」を「第四章の七」に改める。

第一条の四第一号ハ(1)中「第十五条の十の六第一号」を「第十五条の十の八第一号」に改める。

第十五条の四中「第三号」を「第三号ロ」に改める。

第十五条の四の三を第十五条の四の四とし、第十五条の四の二を第十五条の四の三とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

（登録申請者と密接な関係を有する者の範囲）

第十五条の四の二　法第二十九条の二第一項第五号の二に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十六条の十及び第十八条の二において同じ。）を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該登録申請者の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十六条の十第二号及び第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人

二　当該登録申請者の親法人等（法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

三　当該登録申請者の特定個人株主（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人をいう。以下同じ。）（第一号に掲げる者を除く。）

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第十五条の七第一項第三号中「同じ。）」の下に「及び非上場有価証券特例仲介等業務（法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「第一号から第二号の二まで」を「前各号」に改め、「五千万円」の下に「（その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、第十五条の四の二に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合には、千万円）」を加え、同項第六号中「第一種少額電子募集取扱業務」の下に「又は非上場有価証券特例仲介等業務」を加え、「第一号から第四号まで」を「前各号」に改め、同項第七号中「第一号から第四号まで」を「前各号」に改める。

第十五条の十の十を第十五条の十の十二とし、第十五条の十の四から第十五条の十の九までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の十の三の次に次の二条を加える。

（非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券）

第十五条の十の四　法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とする。

（非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間）

第十五条の十の五　法第二十九条の四の四第八項第二号に規定する政令で定める期間は、顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から一週間とする。

第十五条の十六第一項第四号中「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）」を「特定個人株主」に改める。

第十六条の十中「（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。）」を削り、同条第二号中「（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。）」を削り、同条第三号中「（法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）」及び「（同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削る。

第十六条の十一第四号中「第十八条の四の十七第五項」を「第十八条の四の十七第五項」に改める。

第十八条の七の二第一項中「及び法」を「、法」に改め、「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加え、同条第二項中「第一種少額電子募集取扱業務」の下に「又は非上場有価証券特例仲介等業務」を加える。

第四章の六を第四章の七とする。

第四章の五中第十八条の四の十六を第十八条の四の十八とし、第十八条の四の十五を第十八条の四の十七とし、第十八条の四の十四を第十八条の四の十六とし、同章を第四章の六とする。

第四章の四の次に次の一章を加える。

第四章の五　投資運用関係業務受託業者

（外国法人等の事業報告書の提出期限）

第十八条の四の十四　法第六十六条の九十一の規定により読み替えて適用する法第六十六条の八十二に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である投資運用関係業務受託業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十八条の四の十五　投資運用関係業務受託業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たっての法第六十六条の九十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の七十二第二項第三号	定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）	定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書
第六十六条の八十三第一項第三号	法人を代表する	法人の
第六十六条の八十三第一項第四号	により解散した	を受けたとき、又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国においては当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始した
	破産管財人	破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
第六十六条の八十三第一項第五号	解散したとき	解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
	清算人	清算人又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において清算人に相当する者

第三十八条の二第二項中「第六十六条の六十七」の下に「、第六十六条の八十八」を加える。

第三十九条第二項及び第五項中「関東財務局長」を「内閣府令で定める財務局長又は財務支局長」に改める。

第四十条第一項中「関東財務局長」を「内閣府令で定める財務局長又は財務支局長」に改め、同条第二項中「関東財務局長」を「同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長」に改める。

第四十一条第三項、第四十一条の二第二項及び第五項並びに第四十一条の三第一項中「関東財務局長」を「内閣府令で定める財務局長又は財務支局長」に改める。

第四十三条の二の三の次に次の一条を加える。

（投資運用関係業務受託業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二の四　長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一　法第六十六条の七十二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の七十三第一項（法第六十六条の七十五第五項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の七十五第二項の規定による登録

三　法第六十六条の七十三第二項（法第六十六条の七十五第五項において準用する場合を含む。）の規定による投資運用関係業務受託業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の七十四の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の八十七の規定による登録の抹消

六　法第六十六条の八十九第一項の規定による審問（法第六十六条の七十一の登録の拒否に係るものに限る。）

七　法第六十六条の八十九第三項の規定による通知（法第六十六条の七十一の登録に係るものに限る。）

八　法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの

第四十三条の十第三項中「関東財務局長」を「内閣府令で定める財務局長又は財務支局長」に改める。

第四十四条の三の見出し中「財務局長」を「財務局長等」に改め、同条第一項、第二項及び第四項中「関東財務局長」を「内閣府令で定める財務局長又は財務支局長」に改める。

第四十五条第四号中「第百九十八条第二号の二」を「第百九十八条第一項第二号の二」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。

一　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の三第一項第五号

二　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の二第一項第五号

三　石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）第十六条第二項第二号

四　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第一条の二第三号

五　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第四号

六　財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）第二条第二項第一号

七　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十三条

八　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第九条第二項

九　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第十二条第二項

十　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第八条第二項第一号

十一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の表第三十九条の六第一号の項、第三十九条の六第二号の項及び第三十九条の九第二項の項

第三条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第三号イ中「第一種少額電子募集取扱業務」の下に「又は同法第二十九条の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務」を加える。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第四条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十三号及び第二項第十三号中「第百九十八条」を「第百九十八条第一項」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第五条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「オまで」を「クまで」に改める。

第四条第一項第二号中「シまで」を「ヱまで」に改める。

第五条第一項第一号オ中「第十九条第一項第六号ヘ」に改め、同号オを同号クとし、同号ノを同号オとし、同号ネからヰまでを同号ナからノまでとし、同号ツの次に次のように加える。

ネ　投資運用関係業務受託業者

第五条第二項中「ラ及びウからオまで」を「ム及びヰからクまで」に、「ツまで、ナ及びム」を「ネまで、ラ及びウ」に、「ネに」を「ナに」に改める。

第十九条第一項第六号中「ハに」を「ニに」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号ハからリまでを同号ニからヌまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　投資運用関係業務受託業者

第十九条第二項中「同項第六号ニからヌまで」を「同項第六号ホからルまで」に、「同項第六号イからハまで」を「同項第六号イからニまで」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号リ」を「前条第一項第六号ヌ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ヌ」を「第十九条第一項第六号ル」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第六条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「（平成十年法律第百三十号）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項に掲げる財務局の所掌事務のうち、金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号に掲げる事務（同号ネに掲げる者に係るものに限る。）に関する財務局の管轄区域については、第八十条の規定にかかわらず、当分の間、財務省令で別段の定めをすることができる。

（金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第七条　金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令

本則中「第四条第一項第三号コ」を「第四条第一項第三号エ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

（権限の委任）

第二条　改正法附則第十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、改正法附則第七条の規定による申請書の受理（金融商品取引法施行令第四十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、改正法附則第七条の規定により申請書を提出する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「前条第一項第六号リ」を「前条第一項第六号ヌ」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第十五条の十六第一項第四号」を「第十五条の四の二第三号」に改める。

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

政令第百二号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の五の項（八）中「電波」の下に「若しくは赤外線」を加える。

別表の六の項に次のように加える。

（六）	被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び（三）に掲げるものを除く。）

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項（四十九）中「重水から」を「水から」に改める。

別表第一の五の項（十九）中「又はニトログアニジン」を「、ニトログアニジン又は五ふっ化よう素」に改める。

別表第一の六の項に次のように加える。

（十）	積層造形用の装置又はその部分品	―

別表第一の七の項（十五の二）の次に次のように加える。

（十五の三）	極低温用に設計した冷却装置又はその部分品	―

別表第一の七の項に次のように加える。

（二十四）	シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化物又は塩化物	
（二十五）	シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板（（十八）及び（二十二）に掲げるものを除く。）若しくはインゴット、ブールその他のプリフォーム	

附　則

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百三号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「含む」の下に「。次条第二項において同じ」を加える。

第二条から第四条までを次のように改める。

（旅費）

第二条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とする。

2　旅費の額は、旅行（出頭（電波法第九十二条の二の規定により求められた出頭をいう。以下同じ。）及びそのための移動をいう。以下同じ。）のため前項に規定する旅費の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した当該種目の基準額が、当該種目について現に支払った額より少ない場合は、当該種目に係る当該基準額）を合計した額とする。

（旅費の基準額）

第三条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国（本邦（本州、北海道、四国、九州及び総務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。次項及び第四項において同じ。）以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）におけるこれらに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（本邦と外国との間における移動を含む。第四項及び第六項において同じ。）の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3　船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

4　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

5　航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。次項及び第七項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

6　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における移動の場合であって、著しく長時間にわたる移動として総務省令で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。

7　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

8　旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

（日当）

第四条　日当は、旅行に必要な日数（出頭が移動を伴わない場合にあっては、出頭に必要な日数）に応じて支給し、その額は、一日当たり八千四百五十円以内において総務大臣が相当と認める額とする。

本則に次の三条を加える。

（宿泊料）

第五条　宿泊料は、宿泊に要する費用とし、その額は、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額（総務省令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額（以下この条及び次条第一項において「宿泊料基準額」という。）が、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額より少ない場合は、宿泊料基準額）とする。

2　宿泊料基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費及び宿泊料の額の特例）

第六条　第二条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額は、参考人が現に支払った額（当該移動に係る第三条の規定による旅費の基準額及び当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額が、参考人が現に支払った額より少ない場合は、当該合計額）とする。

2　第二条第二項、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、参考人が総務省令で定めるやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときの旅費及び宿泊料の額は、当該旅行のため既に支出した額のうち当該参考人の損失となる額又は支出を要する額で総務省令で定めるものとする。

（総務省令への委任）

第七条　この政令に定めるもののほか、参考人の受ける旅費の種目及び基準額に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、総務省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法第百八十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により参考人が求められた出頭に係る旅費及び宿泊料について適用し、施行日前に電波法第九十二条の二の規定により参考人が求められた出頭に係る旅費及び宿泊料については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第四条の規定による日当の支給の基礎とされる同条に規定する旅行に必要な日数で令和七年七月一日前に対応するものに係る日当の額は、同条に規定する額にかかわらず、一日当たり八千二百円以内において総務大臣が相当と認める額とする。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千六百円」を「四万七千九百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万八千九百円」を「三万九千六百円」に改め、同表二の項中「三万六千九百円」を「三万七千六百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万七千円」を「二万七千五百円」に改め、同表五の項中「二万五千円」を「二万五千五百円」に改める。

第二十四条中「七十万九千円」を「七十二万三千円」に改める。

第三十四条第一号中「三十九円四十銭」を「三十九円七十一銭」に改める。

別表第五の一の項中「千八百七十円八十八銭」を「千九百八十三円三銭」に改め、同表の二の項中「千二百六十五円六十銭」を「千三百四十一円四十六銭」に改め、同表の三の項中「千百五十五円五十五銭」を「千二百二十四円八十一銭」に改め、同表の四の項中「千百円五十二銭」を「千百六十六円四十九銭」に改め、同表の五の項中「八百二十五円三十九銭」を「八百七十四円八十七銭」に改め、同表の六の項中「百二十二円二十八銭」を「百二十九円六十一銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和六年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条及び第七十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百五十四円」を「六百六十九円」に改める。

附則第十六条を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第一条第二項の規定は、令和六年度分として国が負担する負担金から適用する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百六号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第三十六条の二第三項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「七十三万円」を「七十四万四千円」に改める。

第十条第一項ただし書中「令和四年三月」を「令和五年三月」に、「令和六年四月」を「令和七年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十七年度	○・○二二
平成二十八年度	○・○二一
平成二十九年度	○・○二〇
平成三十年度	○・○一九
令和元年度	○・○一八
令和二年度	○・○一七
令和三年度	○・○一五
令和四年度	○・○○九

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・三二九」を「四・四一一」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第五条の二の項中「七十三万円」を「七十四万四千円」に改め、同表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「九万七千八百円」を「十万三千百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万六千五百円」を「十一万八千七百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を「六二、〇〇〇円」に、「九〇、四〇〇円」を「九二、八〇〇円」に、「一二〇、八〇〇円」を「一二四、一〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一五五、一〇〇円」に、「一八一、二〇〇円」を「一八六、一〇〇円」に、「二一一、六〇〇円」を「二一七、三〇〇円」に、「二四一、七〇〇円」を「二四八、二〇〇円」に、「二七一、八〇〇円」を「二七九、一〇〇円」に、「三〇一、九〇〇円」を「三一〇、一〇〇円」に、「三三二、三〇〇円」を「三四一、三〇〇円」に、「三六二、五〇〇円」を「三七二、三〇〇円」に、「三九二、七〇〇円」を「四〇三、三〇〇円」に、「四二二、七〇〇円」を「四三四、一〇〇円」に、「四五二、八〇〇円」を「四六五、〇〇〇円」に、「四八三、二〇〇円」を「四九六、二〇〇円」に、「五一三、二〇〇円」を「五二七、一〇〇円」に、「五四三、六〇〇円」を「五五八、三〇〇円」に、「五七四、〇〇〇円」を「五八九、五〇〇円」に、「六〇四、〇〇〇円」を「六二〇、三〇〇円」に、「六三四、三〇〇円」を「六五一、四〇〇円」に、「六六四、四〇〇円」を「六八二、三〇〇円」に、「六九四、六〇〇円」を「七一三、四〇〇円」に、「七二四、七〇〇円」を「七四四、三〇〇円」に、「七五四、九〇〇円」を「七七五、三〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・九一四」を「九・〇〇三」に、「八・三九七」を「八・四八一」に、「七・九〇七」を「七・九八七」に、「七・四四三」を「七・五一九」に、「七・〇〇二」を「七・〇七五」に、「六・五八五」を「六・六五四」に、「六・一九〇」を「六・二五五」に、「五・八一五」を「五・八七六」に、「五・四六〇」を「五・五一八」に、「五・一二三」を「五・一七八」に、「四・八〇四」を「四・八

五六」に、「四・五〇一」を「四・五五一」に、「四・二一四」を「四・二六一」に、「三・九四三」を「三・九八七」に、「三・六八五」を「三・七二七」に、「三・四四一」を「三・四八一」に、「三・二〇九」を「三・二四七」に、「二・九九〇」を「三・〇二六」に、「二・七八二」を「二・八一六」に、「二・五八五」を「二・六一七」に、「二・三九八」を「二・四二八」に、「二・二二一」を「二・二五〇」に、「二・〇五三」を「二・〇八〇」に、「一・八九四」を「一・九二〇」に、「一・七六七」を「一・六〇〇」に、「一・六二三」を「一・六六〇」に、「一・三五七」を「一・二一四」を「一・二三四」に、「一・〇九九」を「一・一一七」に、「〇・九八九」を「一・〇〇七」に、「〇・八八五」を「〇・九〇二」に、「〇・七八七」を「〇・八〇三」に、「〇・六九四」を「〇・七〇九」に、「〇・六〇六」を「〇・六二〇」に、「〇・五三六」を「〇・四四三」を「〇・四五六」に、「〇・三八〇」に、「〇・三一七」を「〇・二六四」を「〇・二七六」に、「〇・二一六」を「〇・二二七」に、「〇・一六九」を「〇・一七九」に、「〇・一五二」を「〇・一六二」に、「〇・一三六」を「〇・一四六」に、「〇・一一六」を「〇・一二六」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇七」に、「〇・〇八一」を「〇・〇九〇」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五三」を「〇・〇六三」に、「〇・〇四一」を「〇・〇五〇」に、「〇・〇三一」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二四」を「〇・〇三三」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一四」を「〇・〇二三」に、「〇・〇一三」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一二」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一一」を「〇・〇二〇」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一八」に、「〇・〇一七」に、「〇・〇一六」を「〇・〇一五」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度	〇・〇〇九

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・三四八一八二」に、「一・三二〇〇〇〇」を「一・三四三六三六」に、「一・三一九〇九一」を「一・三四二七二七」に、「一・三〇九〇九一」を「一・三三一八一八」に、「一・三〇〇〇〇〇」を「一・三二二七二七」に、「一・二九四五四五」を「一・三一七二七三」に、「一・二八九〇九一」を「一・三一八一八」に、「一・二六二七二七」を「一・二八四五四五」に、「一・二五二七二七」を「一・二七五万二千八百八十円」を「七十六万六千二百円」に改め、同条第五項中「一・〇三九五九二」を「一・〇五八〇〇七」に、「一・〇三七七五〇」を「一・〇五六一六六」に改める。

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

附則第三条第一項第一号イ中「四・三二九」を「四・四一一」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

別表第一中「八・九一四」を「九・〇〇三」に、「八・三九七」を「八・四八一」に、「七・九〇七」を「七・九八七」に、「七・四四三」を「七・五一九」に、「七・〇〇二」を「七・〇七五」に、「六・五八五」を「六・六五四」に、「六・一九〇」を「六・二五五」に、「五・八一五」を「五・八七六」に、「五・四六〇」を「五・五一八」に、「五・一二三」を「五・一七八」に、「四・八〇四」を「四・八五六」に、「四・五〇一」を「四・五五一」に、「四・二一四」を「四・二六一」に、「三・四四一」を「三・四八一」に、「三・六八五」を「三・七二七」に、「三・〇二六」を「三・〇七五」に、「二・七八二」を「二・八一六」に、「二・四二八」を「二・四七八」に、「二・二二一」を「二・二六一」に、「一・六二三」を「一・六六〇」に、「一・三五七」を「一・四〇一」に、「一・二一四」を「一・二六一」に、「一・〇九九」を「一・一一七」に、「〇・九八九」を「一・〇〇七」に、「〇・八八五」を「〇・九〇二」に、「〇・七八七」を「〇・八〇三」に、「〇・六九四」を「〇・七〇九」に、「〇・六〇六」を「〇・六二〇」に、「〇・五三六」を「〇・五八一」に、「〇・四四三」を「〇・四五六」に、「〇・三八〇」を「〇・三一七」に、「〇・二六四」を「〇・二七六」に、「〇・二一六」を「〇・二二七」に、「〇・一六九」を「〇・一七九」に、「〇・一五二」を「〇・一六二」に、「〇・一三六」を「〇・一四六」に、「〇・一一六」を「〇・一二六」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇七」に、「〇・〇八一」を「〇・〇九〇」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五三」を「〇・〇六三」に、「〇・〇四一」を「〇・〇五〇」に、「〇・〇三一」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二四」を「〇・〇三三」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一四」を「〇・〇二三」に、「〇・〇一三」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一二」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一一」を「〇・〇二〇」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一八」に、「〇・〇一七」に、「〇・〇一六」を「〇・〇一五」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度	〇・〇〇九

別表第二中「五・三三〇」を「五・五〇一」に、「五・〇一一」を「五・一七四」に、「四・六二九」を「四・七八一」に、「四・二三一」を「四・三七二」に、「四・〇三五」を「四・一七一」に、「三・七二三」を「三・八五〇」に、「三・四九四」を「三・六一五」に、「三・三二一」を「三・四三八」に、「三・一〇三」を「三・二一四」に、「二・九〇一」を「三・〇〇六」に、「二・六二二」を「二・七二〇」に、「二・四〇七」を「二・四九九」に、「二・二四八」を「二・三三六」に、「一・九八六」を「一・一一三」を「一・一七〇」に、「〇・九八四」を「〇・八三五」に、「〇・七七一」を「〇・八六一」に、「〇・六五三」を「〇・六九八」に、「〇・五五七」を「〇・六〇五」に、「〇・四二四」を「〇・四六二」に、「〇・三七五」を「〇・四三五」に、「〇・三四九」を「〇・三八六」に、「〇・三二〇」を「〇・三五六」に、「〇・二五二」を「〇・二八六」に、「〇・一七八」を「〇・二〇九」に、「〇・一六八」を「〇・一八五」に、「〇・一四八」を「〇・一六一」に、「〇・一二二」を「〇・一五二」に、「〇・一一七」を「〇・一四七」に、「〇・〇八八」を「〇・一一七」に、「〇・〇七九」を「〇・一〇八」に、「〇・〇七四」を「〇・一〇三」に、「〇・〇六三」を「〇・〇九二」に改め、同表に次のように加える。

令和二年度	〇・〇八六

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第八条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇四二」を「一・〇六二」に、「一・〇四五」を「一・〇六五」に改める。

第二条の見出し中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「〇・九九九」を「一・〇三〇」に改め、同条第二項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇三〇」を「一・〇五四」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第五条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「五十万円」を「五十一万円」に改める。

第六条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇四三」を「一・〇六三」に、「一・〇四一」を「一・〇六一」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・八三四

別表第一第一号の表中「一四・五六三」を「一四・八四〇」に、「一四・二五〇」を「一四・五二一」に、「一四・〇五二」を「一四・三一九」に、「一一・六二二」を「一一・八四三」に、「一〇・七四六」を「一〇・九五〇」に、「九・七〇一」を「九・八八五」に、「八・九一〇」を「九・〇七九」に、「八・一八八」を「八・三四四」に、「七・一六六」を「七・三〇二」に、「六・五八四」を「六・七〇九」に、「六・四〇三」を「六・五二五」に、「五・六六五」を「五・七七三」に、「四・三二九」を「四・四一一」に、「三・七五五」を「三・八二六」に、「二・七五三」を「二・八〇五」に、「二・三四七」を「二・三九二」に、「一・九四〇」を「一・九七七」に、「一・八一七」に、「一・六九〇」を「一・七二二」に、「一・五二三」を「一・五五二」に、「一・四四八」を「一・四七六」に、「一・四〇〇」を「一・四二七」に、「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・二九七」に、「一・二四二」を「一・二六五」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一三八」を「一・一六〇」に、「一・〇八五」を「一・〇七四」に、「一・〇三三」を「一・〇五三」に、「一・〇二五」を「一・〇四四」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九二」に、「〇・〇四三」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九二」に、「一・〇〇七」を「一・〇二六」に、「一・〇二三」を「一・〇三六」に、「一・〇一七」を「一・〇三五」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九六」を「一・〇一五」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第二号の表中「一四・七一一」を「一四・九九一」に、「一四・三九二」を「一四・六六五」に、「一一・七三九」を「一一・九六二」に、「一〇・八五三」を「一〇・九九四」に、「九・八〇二」を「九・八九七」に、「八・九九四」を「九・一六五」に、「七・二三七」を「七・三七五」に、「六・六四九」を「六・七七五」に、「六・四七〇」を「六・五九三」に、「五・七二三」を「五・八三二」に、「四・三七三」を「四・四五六」に、「三・七九三」を「三・八六五」に、「二・七七九」を「二・八三二」に、「二・三七〇」を「二・四一五」に、「一・九六一」を「一・九九八」に、「一・八〇二」を「一・八三六」に、「一・五六七」を「一・七三九」に、「一・五三八」を「一・七〇七」に、「一・四一四」を「一・四四一」に、「一・三六一」を「一・三八七」に、「一・二四四」を「一・二七八」に、「一・二二一」を「一・二五四」に、「一・二一八」を「一・二四八」に、「一・〇九七」を「一・一一八」に、「一・〇六四」を「一・〇八四」に、「一・〇二四」を「一・〇四四」に、「一・〇二五」を「一・〇四八」に、「一・〇一七」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「〇・九八〇」を「一・〇一九」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二二」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇〇三」を「一・〇二二」に、「一・〇一六」を「一・〇三五」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇二」を「一・〇二一」に、「〇・九九六」を「一・〇一五」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第三号の表中「一五・〇二五」を「一五・三一〇」に、「一四・七〇五」を「一四・九四七」に、「一四・四九七」を「一四・七七二」に、「一一・九八九」を「一二・二一七」に、「一一・〇八四」を「一一・二九五」に、「一〇・〇〇九」を「一〇・一九九」に、「九・一九五」を「九・三七〇」に、「八・四五一」を「八・六一二」に、「七・三九五」を「七・五三六」に、「六・七八九」を「六・九一八」に、「六・六一一」を「六・七三七」に、「五・八四三」を「五・九五四」に、「四・四六七」を「四・五五二」に、「三・八七四」を「三・九四八」に、「二・八四二」を「二・八九六」に、「二・四七〇」を「二・〇〇三」に、「一・八四〇」を「一・八七五」に、「一・七四二」を「一・七七五」に、「一・六〇二」を「一・六二五」に、「一・四四二」を「一・四六九」に、「一・三八九」を「一・四一五」に、「一・三三八」を「一・三六〇」に、「一・二四九」を「一・二七三」に、「一・一九五」を「一・二二〇」に、「一・一四二」を「一・一七三」に、「一・〇八五」を「一・〇六五」に、「一・〇四五」を「一・〇二四」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二二」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇二」を「一・〇二一」に、「〇・九九六」を「一・〇一五」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第四号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・八九八」を「六・九五六」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第五号の表中「一五・〇二五」を「一五・三一〇」に、「一四・七〇五」を「一四・九四七」に、「一四・四九七」を「一四・七七二」に、「一一・九八九」を「一二・二一七」に、「一一・〇八四」を「一一・二九五」に、「一〇・〇〇九」を「一〇・一九九」に、「九・一九五」を「九・三七〇」に、「八・四五一」を「八・六一二」に、「七・三九五」を「七・五三六」に、「六・七八九」を「六・九一八」に、「六・六一一」を「六・七三七」に、「五・八四三」を「五・九五四」に、「四・四六七」を「四・五五二」に、「三・八七四」を「三・九四八」に、「二・八四二」を「二・八九六」に、「二・四七〇」を「二・〇〇三」に、「一・八四〇」を「一・八七五」に、「一・七四二」を「一・七七五」に、「一・六〇二」を「一・六二五」に、「一・四四二」を「一・四六九」に、「一・三八九」を「一・四一五」に、「一・三三八」を「一・三六〇」に、「一・二四九」を「一・二七三」に、「一・一九五」を「一・二二〇」に、「一・一四二」を「一・一七三」に、「一・〇八五」を「一・〇六五」に、「一・〇四五」を「一・〇二四」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二二」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇二」を「一・〇二一」に、「〇・九九六」を「一・〇一五」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第四号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第五号の表中「一五・〇二五」を「一五・三一〇」に、「一四・七〇五」を「一四・九四七」に、「一四・四九七」を「一四・七七二」に、「一一・九八九」を「一二・二一七」に、「一一・〇八四」を「一一・二九五」に、「一〇・〇〇九」を「一〇・一九九」に、「九・一九五」を「九・三七〇」に、「八・四五一」を「八・六一二」に、「七・三九五」を「七・五三六」に、「六・七八九」を「六・九一八」に、「六・六一一」を「六・七三七」に、「五・八四三」を「五・九五四」に、「四・四六七」を「四・五五二」に、「三・八七四」を「三・九四八」に、「二・八四二」を「二・八九六」に、「二・四七〇」を「二・〇〇三」に、「一・八四〇」を「一・八七五」に、「一・七四二」を「一・七七五」に、「一・六〇二」を「一・六二五」に、「一・四四二」を「一・四六九」に、「一・三八九」を「一・四一五」に、「一・三三八」を「一・三六〇」に、「一・二四九」を「一・二七三」に、「一・一九五」を「一・二二〇」に、「一・一四二」を「一・一七三」に、「一・〇八五」を「一・〇六五」に、「一・〇四五」を「一・〇二四」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二二」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇二」を「一・〇二一」に、「〇・九九六」を「一・〇一五」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第六号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第七号の表中「一五・〇二五」を「一五・三一〇」に、「一四・七〇五」を「一四・九四七」に、「一四・四九七」を「一四・七七二」に、「一一・九八九」を「一二・二一七」に、「一一・〇八四」を「一一・二九五」に、「一〇・〇〇九」を「一〇・一九九」に、「九・一九五」を「九・三七〇」に、「八・四五一」を「八・六一二」に、「七・三九五」を「七・五三六」に、「六・七八九」を「六・九一八」に、「六・六一一」を「六・七三七」に、「五・八四三」を「五・九五四」に、「四・四六七」を「四・五五二」に、「三・八七四」を「三・九四八」に、「二・八四二」を「二・八九六」に、「二・四七〇」を「二・〇〇三」に、「一・八四〇」を「一・八七五」に、「一・七四二」を「一・七七五」に、「一・六〇二」を「一・六二五」に、「一・四四二」を「一・四六九」に、「一・三八九」を「一・四一五」に、「一・三三八」を「一・三六〇」に、「一・二四九」を「一・二七三」に、「一・一九五」を「一・二二〇」に、「一・一四二」を「一・一七三」に、「一・〇八五」を「一・〇六五」に、「一・〇四五」を「一・〇二四」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二二」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇二」を「一・〇二一」に、「〇・九九六」を「一・〇一五」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第八号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第九号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十一号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十二号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十三号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十四号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十五号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十六号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十七号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十八号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第十九号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・三五四」を「一一・四四八」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・四九一」を「九・六五二」に、「八・六四五」を「八・八二六」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・六四五」を「六・七七二」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「一・八八六」を「一・八九〇」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・四八一」を「一・五三四」に、「一・四四八」を「一・四七八」に、「一・三九六」を「一・四二三」に、「一・三四四」を「一・三七〇」に、「一・二八六」を「一・二五九」に、「一・二一〇」を「一・二三三」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九一」を「一・〇七一」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九四九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月

を「一・〇一一」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「一・〇〇〇」を「一・〇一九」に、「一・〇〇七」を「一・〇二六」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇二二」を「一・〇四一」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇二四」を「一・〇四三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二二」に、「一・〇一六」を「一・〇三五」に、「一・〇二五」を「一・〇四四」に、「一・〇二六」を「一・〇二八」に、「〇・九九三」を「一・〇四八」に、「〇・九九六」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九八三」を「一・〇一五」に、「〇・九八八」を「〇・九九八」に、「〇・九九四」を「〇・九二八」に、「〇・九二四」を「〇・九二八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第五号の表中「一五・一〇二」を「一五・三八九」に、「一四・七七六」を「一五・〇五七」に、「一四・五七二」を「一四・八四九」に、「一二・〇五二」を「一二・二八一」に、「一一・一四二」を「一一・三五四」に、「一〇・〇六〇」を「一〇・二五一」に、「九・二三九」を「九・四一五」に、「八・四九一」を「八・六五二」に、「七・四三一」を「七・五七二」に、「六・八二六」を「六・九五六」に、「六・六四五」を「六・七七一」に、「五・八七五」を「五・九八七」に、「四・四九〇」を「四・五七五」に、「三・八九八」を「三・九六八」に、「二・八五六」を「二・九一〇」に、「二・四三五」を「二・四八一」に、「二・〇一三」を「二・〇五一」に、「一・六一〇」を「一・八五一」に、「一・七五一」を「一・七八四」に、「一・五八〇」を「一・五〇五」に、「一・五三四」を「一・四四八」に、「一・四七六」を「一・三九六」に、「一・三一九」を「一・三四四」に、「一・二八六」を「一・二五五」に、「一・二七九」を「一・一七八」に、「一・一二六」を「一・一四七」に、「一・〇九三」を「一・一一四」に、「一・〇七一」を「一・〇五一」に、「一・〇五一」を「一・〇七二」に、「一・〇二九」を「一・〇四九」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇一」を「一・〇二〇」に、「〇・九九二」を「一・〇一一」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「一・〇〇〇」を「一・〇一九」に、「一・〇〇七」を「一・〇二六」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇二二」を「一・〇四一」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇二四」を「一・〇四三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二二」に、「一・〇一六」を「一・〇三五」に、「一・〇二五」を「一・〇四四」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九八三」を「一・〇一五」に、「〇・九八八」を「〇・九九八」に、「〇・九九四」を「〇・九二八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第六号の表中「一五・一六五」を「一五・四五三」に、「一四・八三七」を「一五・一九」に、「一四・六三四」を「一四・九一二」に、「一二・一〇〇」を「一二・三三〇」に、「一一・一八八」を「一一・四〇一」に、「一〇・一〇二二」を「一〇・二九四」に、「九・二七七」を「九・四五三」に、「八・五二六」を「八・六八八」に、「七・四六一」を「七・六〇三」に、「六・八五三」を「六・九八三」に、「五・八九八」を「六・〇一〇」に、「四・五一〇」を「四・五九六」に、「三・九一一」を「三・九八五」に、「二・八六七」を「二・九二一」に、「二・〇二一」を「二・〇五九」に、「一・八五九」を「一・八九四」に、「一・五八六」を「一・六一六」に、「一・七九一」を「一・八五一」に、「一・四三九」を「一・四八六」に、「一・四〇二」を「一・四五五」に、「一・一四〇」を「一・一五二」に、「一・〇九六」を「一・〇七五」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に改め、同表令和五年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第七号の表中「一五・二七三」を「一五・五六三」に、「一四・九四六」を「一五・二三〇」に、「一四・七三八」を「一五・〇一八」に、「一二・一八六」を「一二・四一八」に、「一一・四八五」を「一〇・三七〇」に、「九・三四五」を「九・五二三」に、「八・五八九」を「八・七五二」に、「七・五一五」を「七・六五八」に、「六・九〇三」を「七・〇三四」に、「六・七一九」を「六・八四七」に、「五・九四〇」を「六・〇五三」に、「四・六二七」を「四・〇一六」に、「三・九四一」を「四・〇二八」に、「二・八八九」を「二・九四四」に、「二・四六五」を「二・五一二」に、「二・〇三四」を「二・〇七三」に、「一・八七二」を「一・九〇八」に、「一・七七二」を「一・八〇五」に、「一・五九六」を「一・六二一」に、「一・五五〇」を「一・六〇七」に、「一・四六七」を「一・四九五」に、「一・三六〇」を「一・三二五」に、「一・二六九」を「一・二九三」に、「一・一九二」を「一・一六二」に、「一・一三九」を「一・一〇七」に、「一・〇八三」を「一・〇六二」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「一・〇二〇」を「一・〇三九」に、「一・〇〇五」を「一・〇二四」に、「一・〇一五」を「一・〇三四」に、「一・〇〇三」を「一・〇二三」に、「一・〇一六」を「一・〇三五」に、「一・〇二五」を「一・〇四四」に、「一・〇二二」を「一・〇四三」に、「一・〇一六」を「一・〇三五」に、「一・〇二五」を「一・〇四四」に、「一・〇二二」を「一・〇四三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二二」に、「一・〇一六」を「一・〇三五」に、「一・〇二五」を「一・〇四四」に、「一・〇二六」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「一・〇〇二」を「一・〇二七」に、「一・〇一二」を「一・〇三一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二〇」に、「〇・九九九」を「一・〇一九」に、「〇・九九八」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に、「〇・九九二」を「一・〇一一」に、「〇・九八八」を「一・〇〇七」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九七九」を「一・〇〇三」に、「〇・九七五」を「一・〇〇四」に、「〇・九七一」を「一・〇〇五」に、「〇・九六八」を「一・〇〇六」に、「〇・九六四」を「一・〇〇七」に、「〇・九六〇」を「一・〇〇八」に、「〇・九五七」を「一・〇〇九」に、「〇・九五三」を「一・〇一〇」に、「〇・九四九」を「一・〇一一」に、「〇・九四五」を「一・〇一二」に、「〇・九四一」を「一・〇一三」に、「〇・九三七」を「一・〇一四」に、「〇・九三三」を「一・〇一五」に、「〇・九二九」を「一・〇一六」に、「〇・九二五」を「一・〇一七」に、「〇・九二一」を「一・〇一八」に、「〇・九一七」を「一・〇一九」に、「〇・九一三」を「一・〇二〇」に、「〇・九〇九」を「一・〇二一」に、「〇・九〇五」を「一・〇二二」に、「〇・九〇一」を「一・〇二三」に、「〇・八九七」を「一・〇二四」に、「〇・八九三」を「一・〇二五」に、「〇・八八九」を「一・〇二六」に、「〇・八八五」を「一・〇二七」に、「〇・八八一」を「一・〇二八」に、「〇・八七七」を「一・〇二九」に、「〇・八七三」を「一・〇三〇」に、「〇・八六九」を「一・〇三一」に、「〇・八六五」を「一・〇三二」に、「〇・八六一」を「一・〇三三」に、「〇・八五七」を「一・〇三四」に、「〇・八五三」を「一・〇三五」に、「〇・八四九」を「一・〇三六」に、「〇・八四五」を「一・〇三七」に、「〇・八四一」を「一・〇三八」に、「〇・八三七」を「一・〇三九」に、「〇・八三三」を「一・〇四〇」に、「〇・八二九」を「一・〇四一」に、「〇・八二五」を「一・〇四二」に、「〇・八二一」を「一・〇四三」に、「〇・八一七」を「一・〇四四」に、「〇・八一三」を「一・〇四五」に、「〇・八〇九」を「一・〇四六」に、「〇・八〇五」を「一・〇四七」に、「〇・八〇一」を「一・〇四八」に、「〇・七九七」を「一・〇四九」に、「〇・七九三」を「一・〇五〇」に、「〇・七八九」を「一・〇五一」に、「〇・七八五」を「一・〇五二」に、「〇・七八一」を「一・〇五三」に、「〇・七七七」を「一・〇五四」に、「〇・七七三」を「一・〇五五」に、「〇・七六九」を「一・〇五六」に、「〇・七六五」を「一・〇五七」に、「〇・七六一」を「一・〇五八」に、「〇・七五七」を「一・〇五九」に、「〇・七五三」を「一・〇六〇」に、「〇・七四九」を「一・〇六一」に、「〇・七四五」を「一・〇六二」に、「〇・七四一」を「一・〇六三」に、「〇・七三七」を「一・〇六四」に、「〇・七三三」を「一・〇六五」に、「〇・七二九」を「一・〇六六」に、「〇・七二五」を「一・〇六七」に、「〇・七二一」を「一・〇六八」に、「〇・七一七」を「一・〇六九」に、「〇・七一三」を「一・〇七〇」に、「〇・七〇九」を「一・〇七一」に、「〇・七〇五」を「一・〇七二」に、「〇・七〇一」を「一・〇七三」に、「〇・六九七」を「一・〇七四」に、「〇・六九三」を「一・〇七五」に、「〇・六八九」を「一・〇七六」に、「〇・六八五」を「一・〇七七」に、「〇・六八一」を「一・〇七八」に、「〇・六七七」を「一・〇七九」に、「〇・六七三」を「一・〇八〇」に、「〇・六六九」を「一・〇八一」に、「〇・六六五」を「一・〇八二」に、「〇・六六一」を「一・〇八三」に、「〇・六五七」を「一・〇八四」に、「〇・六五三」を「一・〇八五」に、「〇・六四九」を「一・〇八六」に、「〇・六四五」を「一・〇八七」に、「〇・六四一」を「一・〇八八」に、「〇・六三七」を「一・〇八九」に、「〇・六三三」を「一・〇九〇」に、「〇・六二九」を「一・〇九一」に、「〇・六二五」を「一・〇九二」に、「〇・六二一」を「一・〇九三」に、「〇・六一七」を「一・〇九四」に、「〇・六一三」を「一・〇九五」に、「〇・六〇九」を「一・〇九六」に、「〇・六〇五」を「一・〇九七」に、「〇・六〇一」を「一・〇九八」に、「〇・五九七」を「一・〇九九」に、「〇・五九三」を「一・一〇〇」に、「〇・五八九」を「一・一〇一」に、「〇・五八五」を「一・一〇二」に、「〇・五八一」を「一・一〇三」に、「〇・五七七」を「一・一〇四」に、「〇・五七三」を「一・一〇五」に、「〇・五六九」を「一・一〇六」に、「〇・五六五」を「一・一〇七」に、「〇・五六一」を「一・一〇八」に、「〇・五五七」を「一・一〇九」に、「〇・五五三」を「一・一一〇」に、「〇・五四九」を「一・一一一」に、「〇・五四五」を「一・一一二」に、「〇・五四一」を「一・一一三」に、「〇・五三七」を「一・一一四」に、「〇・五三三」を「一・一一五」に、「〇・五二九」を「一・一一六」に、「〇・五二五」を「一・一一七」に、「〇・五二一」を「一・一一八」に、「〇・五一七」を「一・一一九」に、「〇・五一三」を「一・一二〇」に、「〇・五〇九」を「一・一二一」に、「〇・五〇五」を「一・一二二」に、「〇・五〇一」を「一・一二三」に、「〇・四九七」を「一・一二四」に、「〇・四九三」を「一・一二五」に、「〇・四八九」を「一・一二六」に、「〇・四八五」を「一・一二七」に、「〇・四八一」を「一・一二八」に、「〇・四七七」を「一・一二九」に、「〇・四七三」を「一・一三〇」に、「〇・四六九」を「一・一三一」に、「〇・四六五」を「一・一三二」に、「〇・四六一」を「一・一三三」に、「〇・四五七」を「一・一三四」に、「〇・四五三」を「一・一三五」に、「〇・四四九」を「一・一三六」に、「〇・四四五」を「一・一三七」に、「〇・四四一」を「一・一三八」に、「〇・四三七」を「一・一三九」に、「〇・四三三」を「一・一四〇」に、「〇・四二九」を「一・一四一」に、「〇・四二五」を「一・一四二」に、「〇・四二一」を「一・一四三」に、「〇・四一七」を「一・一四四」に、「〇・四一三」を「一・一四五」に、「〇・四〇九」を「一・一四六」に、「〇・四〇五」を「一・一四七」に、「〇・四〇一」を「一・一四八」に、「〇・三九七」を「一・一四九」に、「〇・三九三」を「一・一五〇」に、「〇・三八九」を「一・一五一」に、「〇・三八五」を「一・一五二」に、「〇・三八一」を「一・一五三」に、「〇・三七七」を「一・一五四」に、「〇・三七三」を「一・一五五」に、「〇・三六九」を「一・一五六」に、「〇・三六五」を「一・一五七」に、「〇・三六一」を「一・一五八」に、「〇・三五七」を「一・一五九」に、「〇・三五三」を「一・一六〇」に、「〇・三四九」を「一・一六一」に、「〇・三四五」を「一・一六二」に、「〇・三四一」を「一・一六三」に、「〇・三三七」を「一・一六四」に、「〇・三三三」を「一・一六五」に、「〇・三二九」を「一・一六六」に、「〇・三二五」を「一・一六七」に、「〇・三二一」を「一・一六八」に、「〇・三一七」を「一・一六九」に、「〇・三一三」を「一・一七〇」に、「〇・三〇九」を「一・一七一」に、「〇・三〇五」を「一・一七二」に、「〇・三〇一」を「一・一七三」に、「〇・二九七」を「一・一七四」に、「〇・二九三」を「一・一七五」に、「〇・二八九」を「一・一七六」に、「〇・二八五」を「一・一七七」に、「〇・二八一」を「一・一七八」に、「〇・二七七」を「一・一七九」に、「〇・二七三」を「一・一八〇」に、「〇・二六九」を「一・一八一」に、「〇・二六五」を「一・一八二」に、「〇・二六一」を「一・一八三」に、「〇・二五七」を「一・一八四」に、「〇・二五三」を「一・一八五」に、「〇・二四九」を「一・一八六」に、「〇・二四五」を「一・一八七」に、「〇・二四一」を「一・一八八」に、「〇・二三七」を「一・一八九」に、「〇・二三三」を「一・一九〇」に、「〇・二二九」を「一・一九一」に、「〇・二二五」を「一・一九二」に、「〇・二二一」を「一・一九三」に、「〇・二一七」を「一・一九四」に、「〇・二一三」を「一・一九五」に、「〇・二〇九」を「一・一九六」に、「〇・二〇五」を「一・一九七」に、「〇・二〇一」を「一・一九八」に、「〇・一九七」を「一・一九九」に、「〇・一九三」を「一・二〇〇」に、「〇・一八九」を「一・二〇一」に、「〇・一八五」を「一・二〇二」に、「〇・一八一」を「一・二〇三」に、「〇・一七七」を「一・二〇四」に、「〇・一七三」を「一・二〇五」に、「〇・一六九」を「一・二〇六」に、「〇・一六五」を「一・二〇七」に、「〇・一六一」を「一・二〇八」に、「〇・一五七」を「一・二〇九」に、「〇・一五三」を「一・二一〇」に、「〇・一四九」を「一・二一一」に、「〇・一四五」を「一・二一二」に、「〇・一四一」を「一・二一三」に、「〇・一三七」を「一・二一四」に、「〇・一三三」を「一・二一五」に、「〇・一二九」を「一・二一六」に、「〇・一二五」を「一・二一七」に、「〇・一二一」を「一・二一八」に、「〇・一一七」を「一・二一九」に、「〇・一一三」を「一・二二〇」に、「〇・一〇九」を「一・二二一」に、「〇・一〇五」を「一・二二二」に、「〇・一〇一」を「一・二二三」に、「〇・〇九七」を「一・二二四」に、「〇・〇九三」を「一・二二五」に、「〇・〇八九」を「一・二二六」に、「〇・〇八五」を「一・二二七」に、「〇・〇八一」を「一・二二八」に、「〇・〇七七」を「一・二二九」に、「〇・〇七三」を「一・二三〇」に、「〇・〇六九」を「一・二三一」に、「〇・〇六五」を「一・二三二」に、「〇・〇六一」を「一・二三三」に、「〇・〇五七」を「一・二三四」に、「〇・〇五三」を「一・二三五」に、「〇・〇四九」を「一・二三六」に、「〇・〇四五」を「一・二三七」に、「〇・〇四一」を「一・二三八」に、「〇・〇三七」を「一・二三九」に、「〇・〇三三」を「一・二四〇」に、「〇・〇二九」を「一・二四一」に、「〇・〇二五」を「一・二四二」に、「〇・〇二一」を「一・二四三」に、「〇・〇一七」を「一・二四四」に、「〇・〇一三」を「一・二四五」に、「〇・〇〇九」を「一・二四六」に、「〇・〇〇五」を「一・二四七」に、「〇・〇〇一」を「一・二四八」に、「〇・九九六」を「一・二四九」に、「〇・九九二」を「一・二五〇」に、「〇・九八八」を「一・二五一」に、「〇・九八四」を「一・二五二」に、「〇・九八〇」を「一・二五三」に、「〇・九七六」を「一・二五四」に、「〇・九七二」を「一・二五五」に、「〇・九六八」を「一・二五六」に、「〇・九六四」を「一・二五七」に、「〇・九六〇」を「一・二五八」に、「〇・九五六」を「一・二五九」に、「〇・九五二」を「一・二六〇」に、「〇・九四八」を「一・二六一」に、「〇・九四四」を「一・二六二」に、「〇・九四〇」を「一・二六三」に、「〇・九三六」を「一・二六四」に、「〇・九三二」を「一・二六五」に、「〇・九二八」を「一・二六六」に、「〇・九二四」を「一・二六七」に、「〇・九二〇」を「一・二六八」に、「〇・九一六」を「一・二六九」に、「〇・九一二」を「一・二七〇」に、「〇・九〇八」を「一・二七一」に、「〇・九〇四」を「一・二七二」に、「〇・九〇〇」を「一・二七三」に、「〇・八九六」を「一・二七四」に、「〇・八九二」を「一・二七五」に、「〇・八八八」を「一・二七六」に、「〇・八八四」を「一・二七七」に、「〇・八八〇」を「一・二七八」に、「〇・八七六」を「一・二七九」に、「〇・八七二」を「一・二八〇」に、「〇・八六八」を「一・二八一」に、「〇・八六四」を「一・二八二」に、「〇・八六〇」を「一・二八三」に、「〇・八五六」を「一・二八四」に、「〇・八五二」を「一・二八五」に、「〇・八四八」を「一・二八六」に、「〇・八四四」を「一・二八七」に、「〇・八四〇」を「一・二八八」に、「〇・八三六」を「一・二八九」に、「〇・八三二」を「一・二九〇」に、「〇・八二八」を「一・二九一」に、「〇・八二四」を「一・二九二」に、「〇・八二〇」を「一・二九三」に、「〇・八一六」を「一・二九四」に、「〇・八一二」を「一・二九五」に、「〇・八〇八」を「一・二九六」に、「〇・八〇四」を「一・二九七」に、「〇・八〇〇」を「一・二九八」に、「〇・七九六」を「一・二九九」に、「〇・七九二」を「一・三〇〇」に、「〇・七八八」を「一・三〇一」に、「〇・七八四」を「一・三〇二」に、「〇・七八〇」を「一・三〇三」に、「〇・七七六」を「一・三〇四」に、「〇・七七二」を「一・三〇五」に、「〇・七六八」を「一・三〇六」に、「〇・七六四」を「一・三〇七」に、「〇・七六〇」を「一・三〇八」に、「〇・七五六」を「一・三〇九」に、「〇・七五二」を「一・三一〇」に、「〇・七四八」を「一・三一一」に、「〇・七四四」を「一・三一二」に、「〇・七四〇」を「一・三一三」に、「〇・七三六」を「一・三一四」に、「〇・七三二」を「一・三一五」に、「〇・七二八」を「一・三一六」に、「〇・七二四」を「一・三一七」に、「〇・七二〇」を「一・三一八」に、「〇・七一六」を「一・三一九」に、「〇・七一二」を「一・三二〇」に、「〇・七〇八」を「一・三二一」に、「〇・七〇四」を「一・三二二」に、「〇・七〇〇」を「一・三二三」に、「〇・六九六」を「一・三二四」に、「〇・六九二」を「一・三二五」に、「〇・六八八」を「一・三二六」に、「〇・六八四」を「一・三二七」に、「〇・六八〇」を「一・三二八」に、「〇・六七六」を「一・三二九」に、「〇・六七二」を「一・三三〇」に、「〇・六六八」を「一・三三一」に、「〇・六六四」を「一・三三二」に、「〇・六六〇」を「一・三三三」に、「〇・六五六」を「一・三三四」に、「〇・六五二」を「一・三三五」に、「〇・六四八」を「一・三三六」に、「〇・六四四」を「一・三三七」に、「〇・六四〇」を「一・三三八」に、「〇・六三六」を「一・三三九」に、「〇・六三二」を「一・三四〇」に、「〇・六二八」を「一・三四一」に、「〇・六二四」を「一・三四二」に、「〇・六二〇」を「一・三四三」に、「〇・六一六」を「一・三四四」に、「〇・六一二」を「一・三四五」に、「〇・六〇八」を「一・三四六」に、「〇・六〇四」を「一・三四七」に、「〇・六〇〇」を「一・三四八」に、「〇・五九六」を「一・三四九」に、「〇・五九二」を「一・三五〇」に、「〇・五八八」を「一・三五一」に、「〇・五八四」を「一・三五二」に、「〇・五八〇」を「一・三五三」に、「〇・五七六」を「一・三五四」に、「〇・五七二」を「一・三五五」に、「〇・五六八」を「一・三五六」に、「〇・五六四」を「一・三五七」に、「〇・五六〇」を「一・三五八」に、「〇・五五六」を「一・三五九」に、「〇・五五二」を「一・三六〇」に、「〇・五四八」を「一・三六一」に、「〇・五四四」を「一・三六二」に、「〇・五四〇」を「一・三六三」に、「〇・五三六」を「一・三六四」に、「〇・五三二」を「一・三六五」に、「〇・五二八」を「一・三六六」に、「〇・五二四」を「一・三六七」に、「〇・五二〇」を「一・三六八」に、「〇・五一六」を「一・三六九」に、「〇・五一二」を「一・三七〇」に、「〇・五〇八」を「一・三七一」に、「〇・五〇四」を「一・三七二」に、「〇・五〇〇」を「一・三七三」に、「〇・四九六」を「一・三七四」に、「〇・四九二」を「一・三七五」に、「〇・四八八」を「一・三七六」に、「〇・四八四」を「一・三七七」に、「〇・四八〇」を「一・三七八」に、「〇・四七六」を「一・三七九」に、「〇・四七二」を「一・三八〇」に、「〇・四六八」を「一・三八一」に、「〇・四六四」を「一・三八二」に、「〇・四六〇」を「一・三八三」に、「〇・四五六」を「一・三八四」に、「〇・四五二」を「一・三八五」に、「〇・四四八」を「一・三八六」に、「〇・四四四」を「一・三八七」に、「〇・四四〇」を「一・三八八」に、「〇・四三六」を「一・三八九」に、「〇・四三二」を「一・三九〇」に、「〇・四二八」を「一・三九一」に、「〇・四二四」を「一・三九二」に、「〇・四二〇」を「一・三九三」に、「〇・四一六」を「一・三九四」に、「〇・四一二」を「一・三九五」に、「〇・四〇八」を「一・三九六」に、「〇・四〇四」を「一・三九七」に、「〇・四〇〇」を「一・三九八」に、「〇・三九六」を「一・三九九」に、「〇・三九二」を「一・四〇〇」に、「〇・三八八」を「一・四〇一」に、「〇・三八四」を「一・四〇二」に、「〇・三八〇」を「一・四〇三」に、「〇・三七六」を「一・四〇四」に、「〇・三七二」を「一・四〇五」に、「〇・三六八」を「一・四〇六」に、「〇・三六四」を「一・四〇七」に、「〇・三六〇」を「一・四〇八」に、「〇・三五六」を「一・四〇九」に、「〇・三五二」を「一・四一〇」に、「〇・三四八」を「一・四一一」に、「〇・三四四」を「一・四一二」に、「〇・三四〇」を「一・四一三」に、「〇・三三六」を「一・四一四」に、「〇・三三二」を「一・四一五」に、「〇・三二八」を「一・四一六」に、「〇・三二四」を「一・四一七」に、「〇・三二〇」を「一・四一八」に、「〇・三一六」を「一・四一九」に、「〇・三一二」を「一・四二〇」に、「〇・三〇八」を「一・四二一」に、「〇・三〇四」を「一・四二二」に、「〇・三〇〇」を「一・四二三」に、「〇・二九六」を「一・四二四」に、「〇・二九二」を「一・四二五」に、「〇・二八八」を「一・四二六」に、「〇・二八四」を「一・四二七」に、「〇・二八〇」を「一・四二八」に、「〇・二七六」を「一・四二九」に、「〇・二七二」を「一・四三〇」に、「〇・二六八」を「一・四三一」に、「〇・二六四」を「一・四三二」に、「〇・二六〇」を「一・四三三」に、「〇・二五六」を「一・四三四」に、「〇・二五二」を「一・四三五」に、「〇・二四八」を「一・四三六」に、「〇・二四四」を「一・四三七」に、「〇・二四〇」を「一・四三八」に、「〇・二三六」を「一・四三九」に、「〇・二三二」を「一・四四〇」に、「〇・二二八」を「一・四四一」に、「〇・二二四」を「一・四四二」に、「〇・二二〇」を「一・四四三」に、「〇・二一六」を「一・四四四」に、「〇・二一二」を「一・四四五」に、「〇・二〇八」を「一・四四六」に、「〇・二〇四」を「一・四四七」に、「〇・二〇〇」を「一・四四八」に、「〇・一九六」を「一・四四九」に、「〇・一九二」を「一・四五〇」に、「〇・一八八」を「一・四五一」に、「〇・一八四」を「一・四五二」に、「〇・一八〇」を「一・四五三」に、「〇・一七六」を「一・四五四」に、「〇・一七二」を「一・四五五」に、「〇・一六八」を「一・四五六」に、「〇・一六四」を「一・四五七」に、「〇・一六〇」を「一・四五八」に、「〇・一五六」を「一・四五九」に、「〇・一五二」を「一・四六〇」に、「〇・一四八」を「一・四六一」に、「〇・一四四」を「一・四六二」に、「〇・一四〇」を「一・四六三」に、「〇・一三六」を「一・四六四」に、「〇・一三二」を「一・四六五」に、「〇・一二八」を「一・四六六」に、「〇・一二四」を「一・四六七」に、「〇・一二〇」を「一・四六八」に、「〇・一一六」を「一・四六九」に、「〇・一一二」を「一・四七〇」に、「〇・一〇八」を「一・四七一」に、「〇・一〇四」を「一・四七二」に、「〇・一〇〇」を「一・四七三」に、「〇・〇九六」を「一・四七四」に、「〇・〇九二」を「一・四七五」に、「〇・〇八八」を「一・四七六」に、「〇・〇八四」を「一・四七七」に、「〇・〇八〇」を「一・四七八」に、「〇・〇七六」を「一・四七九」に、「〇・〇七二」を「一・四八〇」に、「〇・〇六八」を「一・四八一」に、「〇・〇六四」を「一・四八二」に、「〇・〇六〇」を「一・四八三」に、「〇・〇五六」を「一・四八四」に、「〇・〇五二」を「一・四八五」に、「〇・〇四八」を「一・四八六」に、「〇・〇四四」を「一・四八七」に、「〇・〇四〇」を「一・四八八」に、「〇・〇三六」を「一・四八九」に、「〇・〇三二」を「一・四九〇」に、「〇・〇二八」を「一・四九一」に、「〇・〇二四」を「一・四九二」に、「〇・〇二〇」を「一・四九三」に、「〇・〇一六」を「一・四九四」に、「〇・〇一二」を「一・四九五」に、「〇・〇〇八」を「一・四九六」に、「〇・〇〇四」を「一・四九七」に、「〇・〇〇〇」を「一・四九八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九二四」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第八号の表中「一五・四〇〇」を「一五・六九三」に、「一四・八五八」を「一五・一四〇」に、「一二・二五九」を「一〇・四五四」に、「一一・五七六」を「一〇・二五九」に、「八・八二四」を「八・六五九」に、「七・五七九」を「八・七二四」に、「六・九〇一」を「六・九八九」に、「五・九八四」を「六・〇九二」に、「四・五七五」を「四・六八〇」に、「三・九七二」を「四・〇五九」に、「二・四〇九」を「二・五二八」に、「一・八九二」を「一・九八六」に、「一・六三九」を「一・七八四」に、「一・三八六」を「一・四八一」に、「一・一三三」を「一・一五二」に、「〇・八八四」を「一・〇一五」に、「〇・八八〇」を「一・〇一一」に、「〇・八七五」を「一・〇一二」に、「〇・八七一」を「一・〇一三」に、「〇・八六七」を「一・〇一四」に、「〇・八六三」を「一・〇一五」に、「〇・八五九」を「一・〇一六」に、「〇・八五五」を「一・〇一七」に、「〇・八五一」を「一・〇一八」に、「〇・八四七」を「一・〇一九」に、「〇・八四三」を「一・〇二〇」に、「〇・八三九」を「一・〇二一」に、「〇・八三五」を「一・〇二二」に、「〇・八三一」を「一・〇二三」に、「〇・八二七」を「一・〇二四」に、「〇・八二三」を「一・〇二五」に、「〇・八一九」を「一・〇二六」に、「〇・八一五」を「一・〇二七」に、「〇・八一一」を「一・〇二八」に、「〇・八〇七」を「一・〇二九」に、「〇・八〇三」を「一・〇三〇」に、「〇・七九九」を「一・〇三一」に、「〇・七九五」を「一・〇三二」に、「〇・七九一」を「一・〇三三」に、「〇・七八七」を「一・〇三四」に、「〇・七八三」を「一・〇三五」に、「〇・七七九」を「一・〇三六」に、「〇・七七五」を「一・〇三七」に、「〇・七七一」を「一・〇三八」に、「〇・七六七」を「一・〇三九」に、「〇・七六三」を「一・〇四〇」に、「〇・七五九」を「一・〇四一」に、「〇・七五五」を「一・〇四二」に、「〇・七五一」を「一・〇四三」に、「〇・七四七」を「一・〇四四」に、「〇・七四三」を「一・〇四五」に、「〇・七三九」を「一・〇四六」に、「〇・七三五」を「一・〇四七」に、「〇・七三一」を「一・〇四八」に、「〇・七二七」を「一・〇四九」に、「〇・七二三」を「一・〇五〇」に、「〇・七一九」を「一・〇五一」に、「〇・七一五」を「一・〇五二」に、「〇・七一一」を「一・〇五三」に、「〇・七〇七」を「一・〇五四」に、「〇・七〇三」を「一・〇五五」に、「〇・六九九」を「一・〇五六」に、「〇・六九五」を「一・〇五七」に、「〇・六九一」を「一・〇五八」に、「〇・六八七」を「一・〇五九」に、「〇・六八三」を「一・〇六〇」に、「〇・六七九」を「一・〇六一」に、「〇・六七五」を「一・〇六二」に、「〇・六七一」を「一・〇六三」に、「〇・六六七」を「一・〇六四」に、「〇・六六三」を「一・〇六五」に、「〇・六五九」を「一・〇六六」に、「〇・六五五」を「一・〇六七」に、「〇・六五一」を「一・〇六八」に、「〇・六四七」を「一・〇六九」に、「〇・六四三」を「一・〇七〇」に、「〇・六三九」を「一・〇七一」に、「〇・六三五」を「一・〇七二」に、「〇・六三一」を「一・〇七三」に、「〇・六二七」を「一・〇七四」に、「〇・六二三」を「一・〇七五」に、「〇・六一九」を「一・〇七六」に、「〇・六一五」を「一・〇七七」に、「〇・六一一」を「一・〇七八」に、「〇・六〇七」を「一・〇七九」に、「〇・六〇三」を「一・〇八〇」に、「〇・五九九」を「一・〇八一」に、「〇・五九五」を「一・〇八二」に、「〇・五九一」を「一・〇八三」に、「〇・五八七」を「一・〇八四」に、「〇・五八三」を「一・〇八五」に、「〇・五七九」を「一・〇八六」に、「〇・五七五」を「一・〇八七」に、「〇・五七一」を「一・〇八八」に、「〇・五六七」を「一・〇八九」に、「〇・五六三」を「一・〇九〇」に、「〇・五五九」を「一・〇九一」に、「〇・五五五」を「一・〇九二」に、「〇・五五一」を「一・〇九三」に、「〇・五四七」を「一・〇九四」に、「〇・五四三」を「一・〇九五」に、「〇・五三九」を「一・〇九六」に、「〇・五三五」を「一・〇九七」に、「〇・五三一」を「一・〇九八」に、「〇・五二七」を「一・〇九九」に、「〇・五二三」を「一・一〇〇」に、「〇・五一九」を「一・一〇一」に、「〇・五一五」を「一・一〇二」に、「〇・五一一」を「一・一〇三」に、「〇・五〇七」を「一・一〇四」に、「〇・五〇三」を「一・一〇五」に、「〇・四九九」を「一・一〇六」に、「〇・四九五」を「一・一〇七」に、「〇・四九一」を「一・一〇八」に、「〇・四八七」を「一・一〇九」に、「〇・四八三」を「一・一一〇」に、「〇・四七九」を「一・一一一」に、「〇・四七五」を「一・一一二」に、「〇・四七一」を「一・一一三」に、「〇・四六七」を「一・一一四」に、「〇・四六三」を「一・一一五」に、「〇・四五九」を「一・一一六」に、「〇・四五五」を「一・一一七」に、「〇・四五一」を「一・一一八」に、「〇・四四七」を「一・一一九」に、「〇・四四三」を「一・一二〇」に、「〇・四三九」を「一・一二一」に、「〇・四三五」を「一・一二二」に、「〇・四三一」を「一・一二三」に、「〇・四二七」を「一・一二四」に、「〇・四二三」を「一・一二五」に、「〇・四一九」を「一・一二六」に、「〇・四一五」を「一・一二七」に、「〇・四一一」を「一・一二八」に、「〇・四〇七」を「一・一二九」に、「〇・四〇三」を「一・一三〇」に、「〇・三九九」を「一・一三一」に、「〇・三九五」を「一・一三二」に、「〇・三九一」を「一・一三三」に、「〇・三八七」を「一・一三四」に、「〇・三八三」を「一・一三五」に、「〇・三七九」を「一・一三六」に、「〇・三七五」を「一・一三七」に、「〇・三七一」を「一・一三八」に、「〇・三六七」を「一・一三九」に、「〇・三六三」を「一・一四〇」に、「〇・三五九」を「一・一四一」に、「〇・三五五」を「一・一四二」に、「〇・三五一」を「一・一四三」に、「〇・三四七」を「一・一四四」に、「〇・三四三」を「一・一四五」に、「〇・三三九」を「一・一四六」に、「〇・三三五」を「一・一四七」に、「〇・三三一」を「一・一四八」に、「〇・三二七」を「一・一四九」に、「〇・三二三」を「一・一五〇」に、「〇・三一九」を「一・一五一」に、「〇・三一五」を「一・一五二」に、「〇・三一一」を「一・一五三」に、「〇・三〇七」を「一・一五四」に、「〇・三〇三」を「一・一五五」に、「〇・二九九」を「一・一五六」に、「〇・二九五」を「一・一五七」に、「〇・二九一」を「一・一五八」に、「〇・二八七」を「一・一五九」に、「〇・二八三」を「一・一六〇」に、「〇・二七九」を「一・一六一」に、「〇・二七五」を「一・一六二」に、「〇・二七一」を「一・一六三」に、「〇・二六七」を「一・一六四」に、「〇・二六三」を「一・一六五」に、「〇・二五九」を「一・一六六」に、「〇・二五五」を「一・一六七」に、「〇・二五一」を「一・一六八」に、「〇・二四七」を「一・一六九」に、「〇・二四三」を「一・一七〇」に、「〇・二三九」を「一・一七一」に、「〇・二三五」を「一・一七二」に、「〇・二三一」を「一・一七三」に、「〇・二二七」を「一・一七四」に、「〇・二二三」を「一・一七五」に、「〇・二一九」を「一・一七六」に、「〇・二一五」を「一・一七七」に、「〇・二一一」を「一・一七八」に、「〇・二〇七」を「一・一七九」に、「〇・二〇三」を「一・一八〇」に、「〇・一九九」を「一・一八一」に、「〇・一九五」を「一・一八二」に、「〇・一九一」を「一・一八三」に、「〇・一八七」を「一・一八四」に、「〇・一八三」を「一・一八五」に、「〇・一七九」

五六二」に、「一・四八〇」を「一・五〇八」に、「一・四二四」を「一・四五一」に、「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・三一一」を「一・三三六」に、「一・二七九」を「一・三〇三」に、「一・二二五」を「一・二四七」に、「一・一一三」を「一・一三六」に、「一・〇九二」を「一・一〇七」に、「一・〇七二」を「一・〇九二」に、「一・〇四九」を「一・〇六九」に、「一・〇三六」を「一・〇五六」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇一〇」を「一・〇二九」に、「一・〇〇九」を「一・〇二八」に、「一・〇〇七」を「一・〇一七」に、「一・〇〇三」を「一・〇二二」に、「一・〇〇〇」を「一・〇一六」に、「一・〇三五」を「一・〇四四」に、「一・〇二五」を「一・〇四五」に、「一・〇二八」を「一・〇四八」に、「〇・九九八」を「一・〇一五」に、「〇・九九六」を「一・〇一二」に、「〇・九九三」を「一・〇一〇」に、「〇・九八三」を「一・〇〇二」に、「〇・九八〇」を「〇・九九九」に、「〇・九五八」を「〇・九八〇」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二八」を「〇・九四九」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

別表第一第九号の表中「一五・四一四」を「一五・七〇七」に、「一五・〇八一」を「一五・三六八」に、「一四・八七四」を「一五・一五七」に、「一二・三〇〇」を「一二・五三四」に、「一一・一七三」を「一一・五八九」に、「一〇・二七〇」を「一〇・四六五」に、「九・四二九」を「九・六〇八」に、「八・六六八」を「八・八三三」に、「七・五八四」を「七・七二八」に、「六・九六六」を「七・〇九八」に、「六・七七七」を「六・九〇六」に、「五・九九六」を「六・一一〇」に、「五・五八二」を「四・六六九」に、「三・九七六」を「四・〇五二」に、「二・九一八」を「三・〇五三」に、「二・〇九二」を「二・八八八」に、「一・九二四」を「一・八二二」に、「一・六一〇」を「一・七八八」に、「一・五三四」を「一・六四二」に、「一・四八一」を「一・五〇九」に、「一・四二四」を「一・五六三」に、「一・三三八」を「一・四八〇」に、「一・三一三」を「一・三七三」に、「一・二八〇」を「一・三〇四」に、「一・二二六」を「一・二〇三」に、「一・一四八」を「一・一七〇」に、「一・一一六」を「一・一三七」に、「一・〇九三」を「一・一二〇」に、「一・〇七二」を「一・〇九〇」に、「一・〇五七」を「一・〇七〇」に、「一・〇三〇」を「一・〇五七」に、「一・〇一〇」を「一・〇二九」に、「一・〇〇九」を「一・〇二八」に、「一・〇〇一」を「一・〇一五」に、「一・〇三四」を「一・〇三七」に、「一・〇一八」を「一・〇三九」に、「一・〇〇一」を「一・〇二〇」に、「一・〇二六」を「一・〇四一」に、「一・〇二三」を「一・〇四二」に、「一・〇一〇」を「一・〇一五」に、「〇・九九四」を「一・〇一三」に、「〇・九九〇」を「一・〇一八」に、「〇・九八一」を「一・〇〇〇」に、「〇・九七八」を「一・〇〇九」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九五六」を「〇・九四七」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二六」を「〇・九二二」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

別表第一第十号の表以外の部分中「昭和三十二年四月一日」を「昭和三十三年四月一日」に改め、同表中「一五・四五九」を「一五・七五三」に、「一五・一二六」を「一五・四一三」に、「一四・九八一八」を「一二・五七一一」に、「一一・四〇七」を「一一・六二四」に、「一〇・三〇一」を「一〇・四九七」に、「九・四五七」を「九・六三七」に、「八・六九四」を「八・八五九」に、「七・六〇六」を「七・一二〇」に、「六・九八七」を「六・九二六」に、「六・〇一三」を「六・一二七」に、「四・五九六」を「四・六八三」に、「四・〇六四」を「二・九二六」に、「二・九二〇」を「二・四九〇」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

別表第一第十一号の表以外の部分中「昭和三十二年四月二日」を「昭和三十三年四月二日」に改め、同表中「一五・四五九」を「一五・七五三」に、「一五・一二六」を「一五・四一三」に、「一四・九一八」を「一二・五七一一」に、「一一・四〇七」を「一一・六二四」に、「一〇・三〇一」を「一〇・四九七」に、「九・四五七」を「九・六三七」に、「八・六九四」を「八・八五九」に、「七・六〇六」を「七・一二〇」に、「六・九八七」を「六・九二六」に、「六・〇一三」を「六・一二七」に、「四・五九六」を「四・六八三」に、「四・〇六四」を「二・九二六」に、「二・九二〇」を「二・四九〇」に、「二・〇五九」を「二・〇九八」に、「一・八九四」を「一・九三〇」に、「一・七九四」を「一・八二八」に、「一・六一五」を「一・六四六」に、「一・五三八」を「一・五六七」に、「一・四八五」を「一・五一三」に、「一・四二九」を「一・四五六」に、「一・三五二」を「一・三七八」に、「一・三一七」を「一・三四二」に、「一・二八四」を「一・三〇八」に、「一・二〇六」を「一・二二九」に、「一・一七三」を「一・一九一」に、「一・一四〇」を「一・一六四」に、「一・〇九六」を「一・一一七」に、「一・〇七五」を「一・〇九五」に、「一・〇五三」を「一・〇七三」に、「一・〇四〇」を「一・〇六〇」に、「一・〇二七」を「一・〇四七」に、「一・〇一四」を「一・〇三三」に、「一・〇一三」を「一・〇三二」に、「一・〇一八」を「一・〇三七」に、「一・〇二二」を「一・〇四三」に、「一・〇〇四」を「一・〇二五」に、「一・〇〇〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九七」を「一・〇一六」に、「〇・九九四」を「一・〇一三」に、「〇・九八四」を「一・〇〇三」に、「〇・九七八」を「一・〇〇〇」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二六」を「〇・九四七」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九二六」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

別表第一第十一号の表以外の部分中「昭和三十二年四月二日」を「昭和三十三年四月二日」に改め、同表中「一五・四五九」を「一五・七五三」に、「一五・一二六」を「一五・四一三」に、「一四・九一八」を「一二・五七一一」に、「一一・四〇七」を「一一・六二四」に、「一〇・三〇一」を「一〇・四九七」に、「九・四五七」を「九・六三七」に、「八・六九四」を「八・八五九」に、「七・六〇六」を「七・一二〇」に、「六・九八七」を「六・九二六」に、「六・〇一三」を「六・一二七」に、「四・五九六」を「四・六八三」に、「四・〇六四」を「二・九二六」に、「二・九二〇」を「二・四九〇」に、「二・〇五九」を「二・〇九八」に、「一・八九四」を「一・九三〇」に、「一・七九四」を「一・八二八」に、「一・六一五」を「一・六四六」に、「一・五三八」を「一・五六七」に、「一・四八五」を「一・五一三」に、「一・四二九」を「一・四五六」に、「一・三五二」を「一・三七八」に、「一・三一七」を「一・三四二」に、「一・二八四」を「一・三〇八」に、「一・二〇六」を「一・二二九」に、「一・一七三」を「一・一九一」に、「一・一四〇」を「一・一六四」に、「一・〇九六」を「一・一一七」に、「一・〇七五」を「一・〇九五」に、「一・〇五三」を「一・〇七三」に、「一・〇四〇」を「一・〇六〇」に、「一・〇二七」を「一・〇四七」に、「一・〇一四」を「一・〇三三」に、「一・〇一三」を「一・〇三二」に、「一・〇一八」を「一・〇三七」に、「一・〇二二」を「一・〇四三」に、「一・〇〇四」を「一・〇二五」に、「一・〇〇〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九七」を「一・〇一六」に、「〇・九九四」を「一・〇一三」に、「〇・九八四」を「一・〇〇三」に、「〇・九七八」を「一・〇〇〇」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九二六」を「〇・九四七」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九二六」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

別表第二第一号の表中「一四・三七六」を「一四・六四九」に、「一三・七二〇」を「一三・九八一」に、「一三・三四四」を「一三・五九八」に、「一二・四三六」を「一二・六七二」に、「一〇・五三七」を「一〇・七三七」に、「九・三五八」を「九・五三六」に、「八・四一八」を「八・五七八」に、「七・六三八」を「七・七八三」に、「七・二一九」を「七・三五六」に、「六・三一三」を「六・四三三」に、「六・〇一一」を「六・一二五」に、「五・二八〇」を「五・三八〇」に、「四・二〇五」を「四・二八五」に、「三・七九七」を「三・八六九」に、「二・五九八」を「二・六四七」に、「一・六七八」を「一・七一〇」に、「一・五四五」を「一・五七四」に、「一・四三〇」を「一・四七六」に、「一・二九七」に改め、別表第二第二号の表中「一四・五二〇」を「一四・七九六」に、「一三・一二〇」を「一三・四七六」に、「一二・七三二」を「一二・五五九」に、「一〇・六四二」を「一〇・八四四」に、「九・四五一」を「九・六三一」に、「八・五〇三」を「八・六六五」に、「七・七一四」を「七・八六一」に、「六・一八五」を「六・四九七」に、「五・三三二」を「五・四三三」に、「四・二四八」を「四・三二九」に、「三・八三五」を「三・九〇八」に、「二・六二五」を「二・七五八」に、「二・二四五」を「二・二八八」に、「一・八五七」を「一・九〇二」に、「一・五六〇」を「一・五九〇」に、「一・三四〇」を「一・三六五」に、「一・四四三」を「一・四九四」に、「一・三〇八」を「一・三四〇」に改め、別表第二第三号の表中「一四・八三二」を「一五・一四二」に、「一四・四二三」を「一四・一五四」に、「一三・七六六」を「一四・〇二八」に、「一二・八五三」を「一三・〇七五」に、「一〇・八七二」を「一一・〇七九」に、「九・六五六」を「九・八三九」に、「八・八五三」を「八・六八八」に、「七・八七九」を「八・〇二九」に、「七・八四八」を「七・五九〇」に、「六・五一一」を「六・六三五」に、「六・一九九」を「六・三一七」に、「五・四四九」を「五・五四九」に、「四・四一九」を「四・三三七」に、「三・九一九」を「三・九九三」に、「二・八九四」を「二・七三〇」に、「二・二九一」を「二・三五五」に、「一・八九九」を「一・八六三」に、「一・五九〇」を「一・六二〇」に、「一・四九七」を「一・五二五」に、「一・三五六」を「一・三九五」に、「一・三八〇」を「一・四〇五」に、「一・二六〇」を「一・三〇〇」に、「一・一八〇」を「一・二一〇」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇九九」を「一・一二〇」に、「一・〇八〇」を「一・一〇〇」に、「一・〇六〇」を「一・〇八〇」に、「一・〇四〇」を「一・〇六〇」に、「一・〇二〇」を「一・〇四〇」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二〇」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二〇」に改め、別表第二第四号の表中「一四・一〇〇」を「一五・一九三」に、「一四・二二四」を「一四・四九四」に、「一三・八三七」を「一四・一〇〇」に、「一二・八九六」を「一三・一四一」に、「一〇・九二七」を「一一・一三五」に、「九・七〇四」を「九・八八八」に、「八・七三二」を「八・九九八」に、「七・九一九」を「八・〇六九」に、「六・五四六」を「六・六七〇」に、「五・四七二」を「五・五七六」に、「四・三六〇」を「四・四四三」に、「三・九四〇」を「三・三四八」に、「二・七四五」を「二・三〇四」に、「一・八四二」を「一・七四〇」に、「一・五三四」を「一・五八四」に、「一・四八四」を「一・五一二」に、「一・三四四」を「一・三七三」に、「一・一五四」を「一・一九五」に、「一・一〇五」を「一・一二六」に、「一・〇九五」を「一・一一五」に、「一・〇八五」を「一・一〇〇」に、「一・〇六二」を「一・〇八九」に、「一・〇四二」を「一・〇六六」に、「一・〇二〇」を「一・〇四〇」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二〇」に改め、別表第二第五号の表中「一四・九七二」を「一五・二五六」に、「一四・一五八」を「一四・二八四」に、「一三・一九五」を「一三・二二〇」に、「一二・九四九」を「一二・一一五」に、「一〇・九七〇」を「一〇・一一〇」に、「九・八八八」を「九・一〇一」に、「八・七三二」を「八・九三三」に、「七・九一九」を「七・一〇四」に、「六・五四六」を「六・六七〇」に、「五・四七二」を「五・五七六」に、「四・三六〇」を「四・四四三」に、「三・九四〇」を「三・三四八」に、「二・七四五」を「二・三〇四」に、「一・八四二」を「一・七四〇」に、「一・五三四」を「一・五八四」に、「一・四八四」を「一・五一二」に、「一・三四四」を「一・三七三」に、「一・一五四」を「一・一九五」に、「一・一〇五」を「一・一二六」に、「一・〇九五」を「一・一一五」に、「一・〇八五」を「一・一〇〇」に、「一・〇六二」を「一・〇八九」に、「一・〇四二」を「一・〇六六」に、「一・〇二〇」を「一・〇四〇」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二〇」に改め、別表第二第六号の表中「一五・〇七九」を「一五・三六六」に、「一四・三八八」を「一四・六六一」に、「一三・九九五」を「一四・二六一」に、「一三・〇四二」を「一三・二九〇」に、「一一・〇五一」を「一一・二六一」に、「九・八一五」を「一〇・〇〇一」に、「八・八三〇」を「八・九九八」に、「八・〇〇九」を「八・一六一」に、「七・五七二」を「七・七一六」に、「六・六二二」を「六・七四八」に、「六・三〇二」を「六・五三八」に、「五・六四三」を「五・六八三」に、「四・四〇七」を「四・四九一」に、「三・九八三」を「四・〇五九」に、「二・七三三」を「二・七七五」に、「一・九二六」を「一・九六三」に、「一・八二八」を「一・八六三」に、「一・五二二」を「一・五七九」に、「一・六四九」を「一・七九二」に、「一・五一八」を「一・五五〇」に、「一・三九一」を「一・四二九」に、「一・三三五」を「一・三六〇」に改め、別表第二第七号の表中「一五・二〇一」を「一五・四九〇」に、「一四・一〇六」を「一四・三七四」に、「一四・七九九」を「一四・一三八」に、「一三・一四八」を「一三・三九八」に、「一一・一三八」を「一一・三五〇」に、「九・八九四」を「一〇・〇八二」に、「八・九〇二」を「九・〇七一」に、「八・〇七五」を「八・二二八」に、「七・六三五」を「七・八〇〇」に、「六・三五四」を「六・四七五」に、「五・五八三」を「六・八〇九」に、「四・〇九二」を「四・〇一六」に、「二・七四五」を「二・九七八」に、「一・九四一」を「一・八〇八」に、「一・六三二」を「一・六六三」に、「一・四〇二」を「一・五四一」に、「一・三九二」を「一・四一七」に、「一・三五五」を「一・三九一」に、「一・三四六」を「一・三七二」に改め、別表第二第八号の表中「一五・二一四」を「一五・三八九」に、「一四・七九五」を「一四・一二一」に、「一四・三六三」を「一四・一五一」に、「一三・四一一」を「一四・一五一」に、「一一・一五一」を「一一・三六三」に、「九・九〇二」を「一〇・〇九〇」に、「八・九一〇」を「八・〇八四」に、「七・六四二」を「七・七八七」に、「六・六八〇」を「六・八〇七」に、「六・三六〇」を「六・四八一」に、「五・六九三」を「五・六八五」に、「四・四五〇」を「四・五三五」に、「三・三九六」を「三・九四四」に、「二・八〇〇」を「二・八四一」に、「一・九四一」を「一・九七八」に、「一・八〇八」を「一・六三二」に、「一・五四二」を「一・四〇二」に、「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・一五一」を「一・一八四」に、「一・一四〇」を「一・一七六」に、「一・一〇七」を「八・二六一」に、「八・一〇六」を「八・二六一」に、「八・〇九三」を「八・二六一」に、「七・九三六」を「八・一九三」に、「七・八一一」を「六・六九九」に、「六・六九九」を「六・八二六」に、「六・三八〇」を「六・五〇一」に、「五・七〇九」を「五・八〇八」に、「五・六〇三」を「五・七〇九」に、「四・四六三」を「四・五四八」に、「四・〇三三」を「四・〇九〇」に、「三・七五六」を「二・八〇八」に、「二・七五六」を「二・八〇八」に、「二・三九五」を「二・四〇二」に、「一・九五七」を「一・一八四」に、「一・八五二」を「一・八八六」に、「一・七八二」を「一・八一六」に、「一・五三八」を「一・五六七」に、「一・三五二」を「一・三七八」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二九七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三三八
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三五〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三六〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三七二
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三七三
昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三七八
昭和三十三年四月二日以後に生まれた者	一・三七八

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十一　令和七年度	
昭和十五年度	八五二・四九三
昭和十六年度	七一七・四二九
昭和十七年度	七〇一・二七六
昭和十八年度	六七一・六七九
昭和十九年度	六二七・六七一
昭和二十年度	五五二・八九六
昭和二十一年度	四八八・三〇七
昭和二十二年度	五一・六七六
昭和二十三年度	二二・五一六
昭和二十四年度	一一・八七一
昭和二十五年度	八・七五一
昭和二十六年度	八・七五一
昭和二十七年度	七・三七七
昭和二十八年度	六・九七八
昭和二十九年度	六・四九一
昭和三十年度	六・〇三四
昭和三十一年度	六・〇三四
昭和三十二年度	六・〇一三
昭和三十三年度	五・八〇二
昭和三十四年度	五・八〇二
昭和三十五年度	五・七三五
昭和三十六年度	五・五〇一
昭和三十七年度	五・一七四
昭和三十八年度	四・七八一
昭和三十九年度	四・三七二
昭和四十年度	四・一七一
昭和四十一年度	三・八五〇
昭和四十二年度	三・六一五
昭和四十三年度	三・四三八
昭和四十四年度	三・二一四
昭和四十五年度	三・〇〇六
昭和四十六年度	二・七二〇
昭和四十七年度	二・四九九
昭和四十八年度	二・三三六
昭和四十九年度	一・九八六
昭和五十年度	一・四二四
昭和五十一年度	一・一七〇

昭和五十二年度	○・九八四
昭和五十三年度	○・八三五
昭和五十四年度	○・七六一
昭和五十五年度	○・六九八
昭和五十六年度	○・五七七
昭和五十七年度	○・五〇三
昭和五十八年度	○・四六二
昭和五十九年度	○・四三五
昭和六十年度	○・四〇三
昭和六十一年度	○・三七五
昭和六十二年度	○・三六七
昭和六十三年度	○・三六六
平成元年度	○・三五六
平成二年度	○・三二六
平成三年度	○・二八六
平成四年度	○・二四五
平成五年度	○・二二五
平成六年度	○・二〇九
平成七年度	○・二〇一
平成八年度	○・二〇一
平成九年度	○・二〇〇
平成十年度	○・一七八
平成十一年度から平成十八年度まで	○・一七一
平成十九年度	○・一六八
平成二十年度	○・一六八
平成二十一年度	○・一五二
平成二十二年度	○・一五二
平成二十三年度	○・一五二
平成二十四年度	○・一五二
平成二十五年度	○・一五二
平成二十六年度	○・一四七
平成二十七年度	○・一一七
平成二十八年度	○・一〇八
平成二十九年度	○・一〇八
平成三十年度	○・一〇三
令和元年度	○・〇九二
令和二年度	○・〇八六
令和三年度	○・〇八六
令和四年度	○・〇八六
令和五年度	○・〇六〇

別表中「八三〇・〇五五」を「八五二・四九三」に、「六九八・五四二」を「七一七・四二九」に、「六八二・八一三」を「七〇一・二七六」に、「六五三・九九四」を「六七一・六七九」に、「六一一・一四四」を「六二七・六七一」に、「五三八・三三四」を「五五二・八九六」に、「四七五・四四三」を「四八八・三〇七」に、「五〇・二九一」を「五一・六七六」に、「二二・八九八」を「二二・五一六」に、「一一・五三三」を「一一・八七一」に、「八・四九五」を「八・七五一」に、「七・一五七」を「七・三七七」に、「六・七六九」を「六・九七八」に、「六・二九四」を「六・四九一」に、「五・八四九」を「六・〇三四」に、「五・八二九」を「六・〇一三」に、「五・六二三」を「五・八〇二」に、「五・五五八」を「五・七三五」に、「五・三三〇」を「五・五〇一」に、「五・〇一一」を「五・一七四」に、「四・六二九」を「四・七八一」に、「四・二三一」を「四・三七二」に、「四・〇三五」を「四・一七一」に、「三・七二三」を「三・八五〇」に、「三・四九四」を「三・六一五」に、「三・三二一」を「三・四三八」に、「三・一〇三」を「三・二一四」に、「二・九〇一」を「三・〇〇六」に、「二・六二二」を「二・七二〇」に、「二・四〇七」を「二・四九九」に、「二・二四八」を「二・三三六」に、「一・九〇八」を「一・九八六」に、「一・三六〇」を「一・四二四」に、「一・一一三」を「一・一七〇」に、「〇・九三一」を「〇・九八四」に、「〇・七八七」を「〇・八三五」に、「〇・七一五」を「〇・七六一」に、「〇・六五三」を「〇・六九八」に、「〇・五七七」に、「〇・四六四」を「〇・五〇三」に、「〇・四二四」を「〇・四六二」に、「〇・三七九」を「〇・四三五」に、「〇・三六六」を「〇・四〇三」に、「〇・三三九」を「〇・三七五」に、「〇・三三一」を「〇・三六七」に、「〇・三三〇」を「〇・三六六」に、「〇・三二六」を「〇・三五六」に改め、同表平成二年度の項中「〇・二九一」を「〇・三二六」に改め、同表平成三年度の項中「〇・二一二」を「〇・二四五」に改め、同表平成五年度の項中「〇・一九三」を「〇・二二五」に改め、同表平成六年度の項中「〇・一七八」を「〇・二〇九」に改め、同表平成七年度の項及び平成八年度の項中「〇・一六九」を「〇・二〇一」に改め、同表平成九年度の項中「〇・一六八」を「〇・二〇〇」に改め、同表平成十年度の項中「〇・一四八」を「〇・一七八」に改め、同表平成十一年度の項から平成十八年度の項までの規定中「〇・一四一」を「〇・一七一」に改め、同表平成十九年度の項及び平成二十年度の項中「〇・一三七」を「〇・一六八」に改め、同表平成二十一年度の項から平成二十五年度の項までの規定中「〇・一二二」を「〇・一五二」に改め、同表平成二十六年度の項中「〇・一一七」を「〇・一四七」に改め、同表平成二十七年度の項中「〇・〇八八」を「〇・一一七」に改め、同表平成二十八年度の項及び平成二十九年度の項中「〇・〇七九」を「〇・一〇八」に改め、同表平成三十年度の項中「〇・〇七四」を「〇・一〇三」に改め、同表令和元年度の項中「〇・〇五八」を「〇・〇八六」に改め、同表令和二年度の項から令和四年度の項までの規定中「〇・〇六三」を「〇・〇九二」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度　〇・〇六〇

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・九一四」を「九・〇〇三」に、「八・三九七」を「八・四八一」に、「七・九〇七」を「七・九八七」に、「七・四四三」を「七・五一九」に、「七・〇〇二」を「七・〇七五」に、「六・五八五」を「六・六五四」に、「六・一九〇」を「六・二五五」に、「五・八一五」を「五・八七六」に、「五・四六〇」を「五・五一八」に、「五・一二三」を「五・一七八」に、「四・八〇四」を「四・八五六」に、「四・五〇一」を「四・五五一」に、「四・二一四」を「四・二六一」に、「三・九四三」を「三・九八七」に、「三・六八五」を「三・七二七」に、「三・四四一」を「三・四八一」に、「三・二四七」を「三・二九〇」に、「三・〇二六」を「三・〇七二」に、「二・八一六」を「二・八七六」に、「二・七八二」を「二・八三五」に、「二・六一七」を「二・六七〇」に、「二・三九八」を「二・四二八」に、「二・二二一」を「二・二五〇」に、「二・〇八〇」を「一・八九四」に、「一・九二〇」を「一・九七三」に、「一・七四三」を「一・七六七」に、「一・六〇〇」を「一・六二三」に、「一・四六四」を「一・四八六」に、「一・一一七」を「一・一三六」に、「一・〇九九」を「一・一二四」に、「一・〇七九」を「一・〇九二」に、「一・〇六六」を「一・〇八八」に、「一・〇五二」を「一・〇七七」に、「一・〇三八」を「一・〇五六」に、「一・〇二七」を「一・〇四五」に、「一・〇一六」を「一・〇二六」に、「一・〇一五」を「一・〇二七」に、「一・〇一四」を「一・〇二六」に、「一・〇一三」を「一・〇二五」に、「一・〇一二」を「一・〇二四」に、「一・〇一一」を「一・〇二三」に、「一・〇一〇」を「一・〇二二」に、「一・〇〇九」を「一・〇二一」に、「一・〇〇八」を「一・〇二〇」に、「一・〇〇七」を「一・〇一九」に、「一・〇〇六」を「一・〇一八」に、「一・〇〇五」を「一・〇一七」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度　〇・〇〇九

別表第二中「五・三三〇」を「五・五〇一」に、「五・〇一一」を「五・一七四」に、「四・六一九」を「四・七八一」に、「四・二三一」を「四・三七二」に、「四・〇三五」を「四・一七一」に、「三・三二一」を「三・四三八」に、「三・二〇三」を「三・二一四」に、「二・九〇一」を「三・〇〇六」に、「二・六二二」を「二・七二〇」に、「二・四〇七」を「二・四九九」に、「二・二四八」を「二・三三六」に、「一・九〇八」を「一・九八六」に、「一・三六〇」を「一・四二四」に、「一・一三」を「一・一七〇」に、「〇・八四七」を「〇・八三五」に、「〇・七八一」を「〇・八三二」に、「〇・五九四」を「〇・六五三」に、「〇・四二四」を「〇・四八六」に、「〇・三七五」を「〇・四〇三」に、「〇・三三九」を「〇・三七五」に、「〇・三一〇」を「〇・三五六」に、「〇・二九一」を「〇・三二六」に、「〇・二八六」を「〇・二一二」を「〇・二四五」に、「〇・一九三」を「〇・二二五」に、「〇・一七八」を「〇・二〇九」に、「〇・一六九」を「〇・二〇一」に、「〇・一六八」を「〇・二〇〇」に、「〇・一四八」を「〇・一七八」に、「〇・一四一」を「〇・一七一」に、「〇・一三七」を「〇・一六八」に、「〇・一二二」を「〇・一五二」に、「〇・一一七」を「〇・一四七」に、「〇・〇八八」を「〇・一一七」に、「〇・〇七九」を「〇・一〇八」に、「〇・〇七四」を「〇・一〇三」に、「〇・〇六三」を「〇・〇九二」に改め、同表に次のように加える。

令和二年度　〇・〇八六

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和七年三月以前の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和七年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　令和七年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第五条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　令和七年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の日（附則第六条及び第七条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

第五条　令和七年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

２　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇二七」を「一・〇四七」に改める。

第二条第一項中「六千四百円」を「一万千六百円」に改め、同条第二項中「三千六百円」を「六千六百円」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「三千二百円」を「六千二百円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八十二万円」を「八十三万円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和六十年法律第二百五十六号）第一条の二、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十六条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十九条第四項（同法附則第四十条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）並びに同法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当」を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条及び第六十六条中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四・三パーセント、同年四月から令和九年三月まで」に、「二パーセント、同年四月から令和十一年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二・八パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四・三パーセント、同年四月から令和九年三月まで」に、「二パーセント、同年四月から令和十一年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

第十四条第三項中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二パーセント」を「三・八パーセント」に、「三分五厘」を「三分九厘」に、「一分七厘、同年四月から令和九年三月まで」を「四分三厘、同年四月から令和十一年三月まで」に、「二分、同年四分八厘」を「三分一厘」に改める。

（平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正）

第四条　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項ただし書及び第八項中「八十二万円」を「八十三万円」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第一項の表中

「	令和七年四月から令和八年三月まで	
	令和八年四月から令和九年三月まで	
	令和九年四月から令和十一年三月まで	
	令和七年四月から令和八年三月まで	
	令和八年四月から令和九年三月まで	
	令和九年四月から令和十六年三月まで	」

を

「	年一・七パーセント	
	年二パーセント	
	年二・一パーセント	」
	年四・三パーセント	
	年四パーセント	
	年三・八パーセント	」

に改める。

（令和六年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第六条　令和六年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

本則中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、本則の表中「一・二七三」を「一・二九七」に、「一・二八四」を「一・三〇八」に、「一・三一三」を「一・三三八」に、「一・三一九」を「一・三四四」に、「一・三二五」を「一・三五〇」に、「一・三三五」を「一・三六〇」に、「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・三四七」を「一・三七三」に、「一・三五二」を「一・三七八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第百二十五条、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第四項（同法附則第六十四条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）及び同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の二第一項中「、第二号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第四十三条第四項中「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当」を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第七十八条の二中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四・三パーセント、同年四月から令和十一年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第一項中「令和六年四月分」を「令和七年四月分」に、「令和五年五月三十一日」を「令和六年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和五年六月一日」を「令和六年六月一日」に、「五・〇一六」を「五・一一二」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十号）第二条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百九号）第三条」に、「令和四年六月一日」を「令和五年六月一日」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項の表令和七年四月から令和八年三月までの項中「一・七パーセント」を「四・三パーセント」に改め、同表令和八年四月から令和九年三月までの項中「二パーセント」を「四パーセント」に改め、同表令和九年四月から令和十一年三月までの項中「令和十一年三月」を「令和六年三月」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第五条　令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

本則中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、本則の表中「一・二七三」を「一・二九七」に、「一・二八四」を「一・三〇八」に、「一・三一三」を「一・三一九」を「一・三四四」に、「一・三二五」を「一・三五〇」に、「一・三三五」を「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・三四七」を「一・三七三」に、「一・三五二」を「一・三七八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第一項の規定により読み替えられた同法第八条第一項の表並びに第二項、第三項及び第六項（これらの規定を同法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第八条の二第一項の表及び第三項、同法第八条の三第二項第五号、同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十六条第一項（同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十七条第三項の表、同法第二十七条の二第二項、同法第三十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇二七」を「一・〇四七」に改める。

第二条の見出し中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同条第一項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「四、一一四、三〇〇円」を「四、一九四、四〇〇円」に改め、同項第二号中「五、八七七、五〇〇円」を「五、九九二、〇〇〇円」に改め、同項第三号中「四、八九七、八〇〇円」を「四、九九三、一〇〇円」に改め、同項第四号中「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、一一一、六〇〇円」に改め、同項第五号中「三、九一一、九〇〇円」を「三、二五四、一〇〇円」に改め、同項第六号中「二、五八一、九〇〇円」を「二、六三二、二〇〇円」に改め、同項第七号中「二、〇八七、九〇〇円」を「二、一二八、六〇〇円」に改め、同項第八号中「一、九〇三、〇〇〇円」を「一、九四〇、一〇〇円」に改め、同項第九号中「一、七三一、五〇〇円」を「一、七六五、二〇〇円」に改め、同項第十号中「一、三八八、五〇〇円」を「一、四一五、五〇〇円」に改め、同項第十一号中「一、一一八、四〇〇円」を「一、一四〇、二〇〇円」に改め、同項第十二号中「九八六、九〇〇円」を「一、〇〇六、二〇〇円」に改め、同条第二項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「十九万八千四百円」を「二十万二千三百円」に改め、同項第二号中「七万三千九百円」を「七万五千四百円」に改め、同項第三号中「十三万五千六百円」を「十三万八千二百円」に改め、同項第四号中「三万七千円」を「三万七千七百円」に改め、同条第三項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「十九万八千四百円」を「二十万二千三百円」に改め、同条第四項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「二十七万七千三百円」を「二十七万九千百円」に改め、同項第二号中「二十一万五千七百円」を「二十一万九千九百円」に改め、同条第五項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項の表中「六、二五二、四〇〇円」を「六、三七四、一〇〇円」に、「五、一八六、四〇〇円」を「五、二八七、四〇〇円」に、「四、四四九、〇〇〇円」を「四、五三五、六〇〇円」に、「三、六五五、一〇〇円」を「三、七二六、三〇〇円」に、「二、九三二、一〇〇円」を「二、九八九、二〇〇円」に改め、同条第六項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「三、一三六、六〇〇円」を「三、一九七、七〇〇円」に改め、同項第二号中「四、四八〇、八〇〇円」を「四、五六八、一〇〇円」に改め、同項第三号中「三、七三七、三〇〇円」を「三、八一〇、〇〇〇円」に改め、同項第四号中「三、〇八八、七〇〇円」を「三、一四八、九〇〇円」に改め、同項第五号中「二、四四八、三〇〇円」を「二、四九五、九〇〇円」に改め、同項第六号中「一、九九一、〇〇〇円」を「二、〇二九、八〇〇円」に改め、同項第七号中「一、六一三、五〇〇円」を「一、六四四、九〇〇円」に改め、同項第八号中「一、四六六、八〇〇円」を「一、四九五、三〇〇円」に改め、同項第九号中「一、三三四、九〇〇円」を「一、三六〇、九〇〇円」に改め、同項第十一号中「八六七、四〇〇円」を「八八四、三〇〇円」に改め、同項第十二号中「七六三、一〇〇円」を「七七七、九〇〇円」に改め、同条第七項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項の表中「四、七六六、二〇〇円」を「四、八五九、〇〇〇円」に、「三、九五四、八〇〇円」を「四、〇三一、八〇〇円」に、「三、三九一、七〇〇円」を「三、四五七、七〇〇円」に、「二、七八六、七〇〇円」を「二、八四〇、九〇〇円」に、「二、二七九、四〇〇円」を「二、三五、九〇〇円」に改める。

第三条の前の見出し中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「七万五千四百円」に、「二百一万九千円」を「二百五万八千三百円」に改め、同条第二項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「五万七千九百円」を「五万九千四百円」に、「百六十一万五千百円」を「百六十四万六千五百円」に改め、同条第三項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第一号中「五七一、七〇〇円」を「五八二、八〇〇円」に改め、同項第二号中「四六七、八〇〇円」を「四七六、九〇〇円」に改め、同項第三号中「三四三、一〇〇円」を「三四九、八〇〇円」に改め、同条第四項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「三千二百円」を「六千二百円」に改める。

第四条中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「七万三千九百円」を「七万五千四百円」に、「五万七千九百円」を「五万九千百円」に改める。

第五条の見出し中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同条中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「七万三千九百円」を「七万五千四百円」に、「十九万八千四百円」を「二十万二千三百円」に改める。

第六条の見出し中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同条中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「七万三千九百円」を「七万五千四百円」に、「五万七千九百円」を「五万九千百円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下「一般職給与改正法」という。）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第七項及び第八項、法第五条第三項、第十一条第三項及び第十二条第一項、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十条の四第一項第一号、第十三条の二第二項、第十四条第一項及び第二項並びに第十九条の三第三項第二号イ、法第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十二条の二、法第二十七条の四第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号。以下「防衛省給与改正法」という。）附則第七条の規定により読み替えて適用する一般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えて適用する一般職給与法第十一条第一項ただし書、防衛省給与改正法附則第八条において読み替えて準用する一般職給与改正法附則第七条並びに国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第十二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の十三を次のように改める。

第六条の十三　削除

第六条の十四第一項第三号を次のように改める。

三　勤務成績が良好である職員　四号俸

第六条の十四の二第一項中「第八条第八項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項各号列記以外の部分中「昇給抑制等年齢職員」を「昇給抑制等職員」に改め、同項第一号中「昇給抑制等年齢職員」を「昇給抑制等職員」に改め、「以上」の下に「（一般職給与法第八条第八項第二号に掲げる職員にあつては、二号俸）」を加え、同項第二号及び同条第二項中「昇給抑制等年齢職員」を「昇給抑制等職員」に改める。

第六条の十六の見出し中「年齢」を「年齢等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第八項第二号に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

三　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

四　一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の航空自衛官（一等陸佐、一等海佐及び一等空佐にあつては、法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈢欄に定める額の俸給の支給を受ける者を除く。）

第六条の十八第一項中「法」を「医師又は歯科医師である自衛官（第六条の十六第二項第四号に掲げる職員に該当するものを除く。）に対する法」に改め、「（一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の航空自衛官にあつては、六号俸）」を削る。

第八条第五項中「の日数」を「及び自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振らない日の合計日数」に改める。

第九条の見出しを「（扶養手当）」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

自衛官に係る扶養手当の支給の開始については、扶養手当の届出がこれに係る事実の生じた日から三十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　前項に定めるもののほか、法第十二条第一項の規定による扶養手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

第九条の六中「第十四条第二項」の下に「、第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項」を加える。

第十条第三項中「合算した額」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条第二項において「再任用職員等」という。）にあつては、現に受けるべき俸給の月額）」を加える。

第十条の二第二項中「に、次」を「（再任用職員等にあつては、現に受けるべき俸給の月額）に、次」に改め、同条第三項第一号中「同じ。）」の下に「若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用」を加え、「をされた」を「若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされた」に改め、同項第三号中「をされ、」を「若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、」に、「をされた」を「若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされた」に改め、同項に次の三号を加える。

四　自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、当該該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員　当該異動した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

五　自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員　当該特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

六　前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として防衛大臣が認めるもの　別に防衛大臣が定める額

第十条の四第一項中「自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第十一条の二第一項中「第十九条の三第三項第一号」を「第十九条の三第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第十九条の三第三項第二号」を「第十九条の三第三項第二号イ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前項第一号に掲げる職員　六千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円）

二　前項第二号に掲げる職員　五千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、四千五百円）

三　前項第三号に掲げる職員　四千三百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千八百円）

四　前項第四号に掲げる職員　三千五百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千円）

五　前項第五号に掲げる職員　三千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円）

第二十四条第一号中「第一号」を「第三号」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第五号中「百分の百（」を「百分の百二・五（」に、「百分の百五」を「百分の百五（その者が退職の日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百七・五）」を「百分の百七・五」に改める。

附則第十八項の表第二十四条の項中

百分の百（	防衛省令で定める率（

を

百分の百	防衛省令で定める率
百分の百	防衛省令で定める率

に改める。

附則に次の一項を加える。

20　当分の間、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の規定による初任給調整手当の支給に関する第八条の五第一項第三号から第五号までに規定する地域及び地域手当の級地の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第一（第六条の六関係）

イ　自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員の昇格後の職務の級における号俸

昇格をした日の前日に受けていた号俸 ＼ 職務の級	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1

32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	1
51	1
52	1
53	1
54	1
55	1
56	1
57	1
58	1
59	1
60	1

61	1
62	1
63	1
64	1
65	1
66	1
67	1
68	1
69	1
70	2
71	3
72	4
73	5
74	6
75	7
76	8
77	9
78	10
79	11
80	12
81	13
82	14
83	15
84	16
85	17
86	18
87	19
88	20
89	21
90	22

91	23
92	24
93	25
94	26
95	27
96	28
97	29
98	30
99	31
100	32
101	33
102	33
103	34
104	34
105	35
106	35
107	36
108	36
109	37
110	37
111	38
112	38
113	39
114	39
115	40
116	40
117	41
118	41
119	42
120	42
121	42
122	42
123	43
124	43
125	43
126	43
127	43
128	43
129	44
130	44
131	44
132	44
133	45
134	45
135	45
136	45
137	46
138	46
139	46
140	46
141	47
142	47
143	47
144	47
145	48

ロ　自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

昇任をした日の前日に受けていた号俸	昇任後の階級における号俸															
	陸将補、海将補及び空将補の㈠欄	１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄	１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈡欄	１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈢欄	２等陸佐 ２等海佐 ２等空佐	３等陸佐 ３等海佐 ３等空佐	１等陸尉 １等海尉 １等空尉	２等陸尉 ２等海尉 ２等空尉	３等陸尉 ３等海尉 ３等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	１等陸曹 １等海曹 １等空曹	２等陸曹 ２等海曹 ２等空曹	３等陸曹 ３等海曹 ３等空曹	陸士長 海士長 空士長	１等陸士 １等海士 １等空士
１	１	１	１	１	１	１	１	１	５	１	１	１	１	１	１	１
２	２	２	１	１	１	１	１	１	６	２	２	１	１	１	２	１
３	３	３	１	１	１	１	１	１	７	３	３	１	１	１	３	１
４	４	４	１	１	１	１	１	１	８	４	４	１	１	１	４	１
５	４	５	１	１	１	１	１	１	９	５	５	１	１	１	５	１
６	４	６	１	１	２	１	１	２	１０	６	６	２	１	１	６	１
７	４	６	１	１	３	１	１	３	１１	７	７	３	１	１	７	１
８	４	６	１	１	４	１	１	４	１２	８	８	４	１	１	８	２
９	４	６	１	１	５	１	１	５	１３	９	９	５	１	１	９	３
１０			１	１	６	１	２	６	１４	１０	１０	６	２	２	１０	３
１１			１	１	７	１	３	７	１５	１１	１１	７	３	３	１１	４
１２			１	１	８	１	４	８	１６	１２	１２	８	４	４	１２	４
１３			２	１	９	１	５	９	１７	１３	１３	９	５	５	１３	５
１４			２	１	１０	１	６	１０	１８	１４	１４	１０	６	６	１３	６
１５			２	１	１１	１	７	１１	１９	１５	１５	１１	７	７	１４	７
１６			２	１	１２	１	８	１２	２０	１６	１６	１２	８	８	１４	８
１７			２	１	１３	１	９	１３	２１	１７	１７	１３	９	９	１５	９
１８			３	２	１４	１	１０	１４	２２	１８	１８	１４	１０	１０		
１９			３	３	１５	１	１１	１５	２３	１９	１９	１５	１１	１１		
２０			３	４	１６	１	１２	１６	２４	２０	２０	１６	１２	１２		
２１			３	５	１７	１	１３	１７	２５	２１	２１	１７	１３	１３		
２２			４	６	１８	２	１４	１８	２６	２２	２２	１８	１４	１４		
２３			４	７	１９	３	１５	１９	２７	２３	２３	１９	１５	１５		
２４			４	８	２０	４	１６	２０	２８	２４	２４	２０	１６	１５		
２５			４	９	２１	５	１７	２１	２９	２５	２５	２１	１７	１６		
２６			４	１０	２２	６	１８	２２	３０	２６	２６	２２	１８	１６		
２７			４	１１	２３	７	１９	２３	３１	２７	２７	２３	１９	１７		
２８			４	１２	２４	８	２０	２４	３２	２８	２８	２４	２０	１８		
２９			５	１３	２５	９	２１	２５	３３	２９	２９	２５	２１	１９		
３０			５	１４	２６	１０	２２	２６	３４	３０	３０	２６	２２	１９		
３１			５	１５	２７	１１	２３	２７	３５	３１	３１	２７	２３	２０		
３２			５	１６	２８	１２	２４	２８	３６	３２	３２	２８	２４	２１		
３３			５	１７	２９	１３	２５	２９	３７	３３	３３	２９	２５	２１		
３４			５	１８	３０	１４	２６	３０	３８	３４	３４	３０	２６			
３５			５	１９	３１	１５	２７	３１	３９	３５	３５	３１	２７			

| | | |

76			60	56	44	68	72	80	76	76	72		
77			61	57	45	69	73	81	77	77	73		
78			62	58	45	70	74	82	78	78	74		
79			63	59	46	71	75	83	79	79	75		
80			64	60	46	72	76	84	80	80	76		
81			64	61	47	73	77	85	81	81	77		
82			64	61	47	74	78	86	82	82	78		
83			64	62	48	75	79	87	83	83	79		
84			64	62	48	76	80	88	84	84	80		
85			64	63	49	77	81	89	85	85	81		
86			64	63	49	78	82	90	86	86	82		
87			64	64	50	79	83	91	87	87	83		
88			64	64	50	80	84	92	88	88	84		
89			65	64	51	81	85	93	89	89	85		
90			65	64	51	82	86	94	90	90	86		
91			65	64	52	83	87	95	91	91	87		
92			65	64	52	84	88	96	92	92	88		
93			65	64	53	85	89	97	93	93	89		
94			65	64	54	86	90	98	94	94	90		
95			65	64	55	87	91	99	95	95	91		
96			65	65	56	88	92	100	96	96	92		
97			65	65	57	89	93	101	97	97	93		
98			65	65	58	90	94	102	98	98	93		
99			65	65	59	91	95	103	99	99	94		
100			65	65	60	92	96	104	100	100	94		
101			65	65	61	93	97	105	101	101	95		
102			65	65	62	94	98	106	102	102	95		
103			65	65	63	95	99	107	103	103	96		
104			65	65	64	96	100	108	104	104	96		
105			65	65	65	97	101	109	105	105	97		
106				66	66	98	102	110	106	106	98		
107				66	67	99	103	111	107	107	99		
108				66	68	100	104	112	108	108	100		
109				66	69	101	105	113	109	109	101		
110				66	70	102	106	114	110	110	101		
111				66	70	103	107	115	111	111	102		
112				66	70	104	108	116	112	112	102		
113				66	70	105	109	117	113	113	103		
114				66	71	106	110	118	114	114			
115				66	71	107	111	119	115	115			

１１６						７２	１０８	１１２	１２０	１１６	１１６					
１１７						７２	１０９	１１３	１２１	１１７	１１７					
１１８						７３	１１０	１１４	１２２	１１８	１１８					
１１９						７３	１１１	１１５	１２３	１１９	１１９					
１２０						７４	１１２	１１６	１２４	１２０	１２０					
１２１						７４	１１３	１１７	１２５	１２１	１２１					
１２２						７５	１１４	１１８	１２６	１２２	１２２					
１２３						７５	１１５	１１９	１２７	１２３	１２３					
１２４						７６	１１６	１２０	１２８	１２４	１２４					
１２５						７６	１１７	１２１	１２９	１２５	１２５					
１２６						７６	１１８	１２２	１３０	１２６	１２６					
１２７						７６	１１９	１２３	１３１	１２７	１２７					
１２８						７７	１２０	１２４	１３２	１２８	１２８					
１２９						７７	１２１	１２５	１３３	１２９	１２９					
１３０							１２２	１２６	１３４	１３０						
１３１							１２３	１２７	１３５	１３１						
１３２							１２４	１２８	１３６	１３２						
１３３							１２５	１２９	１３７	１３３						
１３４							１２６	１３０	１３８	１３４						
１３５							１２７	１３１	１３９	１３５						
１３６							１２８	１３２	１４０	１３６						
１３７							１２９	１３３	１４１	１３７						
１３８								１３４	１４２	１３８						
１３９								１３５	１４３	１３９						
１４０								１３６	１４４	１４０						
１４１								１３７	１４５	１４１						
１４２								１３７	１４５							
１４３								１３７	１４５							
１４４								１３７	１４５							
１４５								１３７	１４５							

別表第一の二（第六条の七関係）

イ　自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員の降格後の職務の級における号俸

降格をした日の前日に受けていた号俸 ＼ 職務の級	１級
1	69
2	70
3	71
4	72
5	73
6	74
7	75
8	76
9	77
10	78

11	79
12	80
13	81
14	82
15	83
16	84
17	85
18	86
19	87
20	88
21	89
22	90
23	91
24	92
25	93
26	94
27	95
28	96
29	97
30	98
31	99
32	100
33	102
34	104
35	106
36	108

37	110
38	112
39	114
40	116
41	118
42	122
43	128
44	132
45	136
46	140
47	144
48	145
49	145
50	145
51	145
52	145
53	145
54	145
55	145
56	145
57	145
58	145
59	145
60	145
61	145

ロ　自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

降任をした日の前日に受けていた号俸	降任後の階級における号俸															
	１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄	１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈡欄	１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈢欄	２等陸佐 ２等海佐 ２等空佐	３等陸佐 ３等海佐 ３等空佐	１等陸尉 １等海尉 １等空尉	２等陸尉 ２等海尉 ２等空尉	３等陸尉 ３等海尉 ３等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	１等陸曹 １等海曹 １等空曹	２等陸曹 ２等海曹 ２等空曹	３等陸曹 ３等海曹 ３等空曹	陸士長 海士長 空士長	１等陸士 １等海士 １等空士	２等陸士 ２等海士 ２等空士
１	１	１	１２	１７	５	２１	９	５	１	１	１	５	９	９	１	７
２	２	２	１７	１８	６	２２	１０	６	１	１	１	５	９	９	１	８
３	３	３	２１	１９	７	２３	１１	７	１	１	１	５	９	９	１	１０
４	９	４	２８	２０	８	２４	１２	８	１	２	２	６	１０	１０	２	１２
５	９	５	６９	２１	９	２５	１３	９	１	３	３	７	１１	１１	３	１３
６	９	９	６９	２２	１０	２６	１４	１０	２	４	４	８	１２	１２	４	１４
７	９	９	６９	２３	１１	２７	１５	１１	３	５	５	９	１３	１４	５	１５
８	９	９	６９	２４	１２	２８	１６	１２	４	６	６	１０	１４	１５	７	１６
９		９	６９	２５	１３	２９	１７	１３	５	７	７	１１	１５	１６	８	１７
１０				２６	１４	３０	１８	１４	６	８	８	１２	１６	１７	１０	１７
１１				２７	１５	３１	１９	１５	７	９	９	１３	１７	１８	１１	１７
１２				２８	１６	３２	２０	１６	８	１０	１０	１４	１８	１９	１２	１７
１３				２９	１７	３３	２１	１７	９	１１	１１	１５	１９	２１	１４	１７
１４				３０	１８	３４	２２	１８	１０	１２	１２	１６	２０	２２	１６	１７
１５				３１	１９	３５	２３	１９	１１	１３	１３	１７	２１	２４	１７	１７
１６				３２	２０	３６	２４	２０	１２	１４	１４	１８	２２	２６	１７	１７
１７				３３	２１	３８	２５	２１	１３	１５	１５	１９	２３	２７	１７	１７
１８				３４	２２	４０	２６	２２	１４	１６	１６	２０	２４	２８	１７	
１９				３５	２３	４２	２７	２３	１５	１７	１７	２１	２５	３０	１７	
２０				３６	２４	４４	２８	２４	１６	１８	１８	２２	２６	３１	１７	
２１				３７	２５	４６	２９	２５	１７	１９	１９	２３	２８	３３	１７	
２２				３８	２６	４８	３０	２６	１８	２０	２０	２４	２９	３３	１７	
２３				３９	２７	５０	３１	２７	１９	２１	２１	２５	３０	３３	１７	
２４				４０	２８	５２	３２	２８	２０	２２	２２	２６	３１	３３	１７	
２５				４１	２９	５３	３３	２９	２１	２３	２３	２７	３２	３３	１７	
２６				４２	３０	５４	３４	３０	２２	２４	２４	２８	３３	３３	１７	
２７				４３	３１	５５	３５	３１	２３	２５	２５	２９	３４	３３	１７	
２８				４４	３２	５６	３６	３２	２４	２６	２６	３０	３５	３３	１７	
２９				４５	３３	５７	３７	３３	２５	２７	２７	３１	３６	３３	１７	
３０				４６	３４	５８	３８	３４	２６	２８	２８	３２	３７	３３	１７	
３１				４７	３５	５９	３９	３５	２７	２９	２９	３３	３８	３３	１７	
３２				４８	３６	６０	４０	３６	２８	３０	３０	３４	４０	３３	１７	
３３				４９	３７	６１	４１	３７	２９	３１	３１	３５	４１	３３	１７	
３４				５０	３８	６２	４２	３８	３０	３２	３２	３６	４２	３３		
３５				５１	３９	６３	４３	３９	３１	３３	３３	３７	４３	３３		

36			52	40	64	44	40	32	34	34	38	44	33											
37			53	41	65	45	41	33	35	35	39	45	33											
38			54	42	66	46	42	34	36	36	40	46	33											
39			55	43	67	47	43	35	37	37	41	47	33											
40			56	44	68	48	44	36	38	38	42	48	33											
41			57	46	70	49	45	37	39	39	43	49	33											
42			58	48	72	50	46	38	40	40	44	50	33											
43			59	50	74	51	47	39	41	41	45	51	33											
44			60	52	76	52	48	40	42	42	46	52	33											
45			61	54	78	53	49	41	43	43	47	53	33											
46			62	56	80	54	50	42	44	44	48	54	33											
47			63	58	82	55	51	43	45	45	49	55	33											
48			64	60	84	56	52	44	46	46	50	56	33											
49			65	62	86	57	53	45	47	47	51	57	33											
50			66	64	88	58	54	46	48	48	52	58	33											
51			67	66	90	59	55	47	49	49	53	59	33											
52			68	68	92	60	56	48	50	50	54	60	33											
53			69	70	93	61	57	49	51	51	55	61	33											
54			70	72	94	62	58	50	52	52	56	62	33											
55			71	74	95	63	59	51	53	53	57	63	33											
56			72	76	96	64	60	52	54	54	58	64	33											
57			73	77	97	65	61	53	55	55	59	65	33											
58			74	78	98	66	62	54	56	56	61	66	33											
59			75	79	99	67	63	55	57	57	62	67	33											
60			76	80	100	68	64	56	58	58	63	68	33											
61			77	82	101	69	65	57	59	59	64	69	33											
62			78	84	102	70	66	58	60	60	65	70	33											
63			79	86	103	71	67	59	61	61	66	71	33											
64			88	95	104	72	68	60	62	62	68	72	33											
65			97	105	105	73	69	61	63	63	69	73	33											
66			97	105	106	74	70	62	64	64	70	73	33											
67			97	105	107	75	71	63	65	65	71	73	33											
68			97	105	108	76	72	64	66	66	72	73	33											
69			97	105	109	77	73	65	67	67	73	73	33											
70				105	113	78	74	66	68	68	74	73	33											
71				105	115	79	75	67	69	69	75	73	33											
72				105	117	80	76	68	70	70	76	73	33											
73				105	119	81	77	69	71	71	77	73	33											
74				105	121	82	78	70	72	72	78	73												
75				105	123	83	79	71	73	73	79	73												

７６					１０５	１２７	８４	８０	７２	７４	７４	８０	７３			
７７					１０５	１２９	８５	８１	７３	７５	７５	８１	７３			
７８					１０５	１２９	８６	８２	７４	７６	７６	８２	７３			
７９					１０５	１２９	８７	８３	７５	７７	７７	８３	７３			
８０					１０５	１２９	８８	８４	７６	７８	７８	８４	７３			
８１					１０５	１２９	８９	８５	７７	７９	７９	８５	７３			
８２					１０５	１２９	９０	８６	７８	８０	８０	８６	７３			
８３					１０５	１２９	９１	８７	７９	８１	８１	８７	７３			
８４					１０５	１２９	９２	８８	８０	８２	８３	８８	７３			
８５					１０５	１２９	９３	８９	８１	８３	８４	８９	７３			
８６					１０５	１２９	９４	９０	８２	８４	８５	９０	７３			
８７					１０５	１２９	９５	９１	８３	８５	８６	９１	７３			
８８					１０５	１２９	９６	９２	８４	８６	８７	９２	７３			
８９					１０５	１２９	９７	９３	８５	８７	８８	９３	７３			
９０					１０５	１２９	９８	９４	８６	８８	８９	９４	７３			
９１					１０５	１２９	９９	９５	８７	８９	９０	９５	７３			
９２					１０５	１２９	１００	９６	８８	９０	９１	９６	７３			
９３					１０５	１２９	１０１	９７	８９	９１	９２	９８	７３			
９４					１０５	１２９	１０２	９８	９０	９２	９３	１００	７３			
９５					１０５	１２９	１０３	９９	９１	９３	９４	１０２	７３			
９６					１０５	１２９	１０４	１００	９２	９４	９５	１０４	７３			
９７					１０５	１２９	１０５	１０１	９３	９５	９６	１０５	７３			
９８						１２９	１０６	１０２	９４	９６	９７	１０６	７３			
９９						１２９	１０７	１０３	９５	９８	９９	１０７	７３			
１００						１２９	１０８	１０４	９６	９９	１００	１０８	７３			
１０１						１２９	１０９	１０５	９７	１００	１０１	１１０	７３			
１０２						１２９	１１０	１０６	９８	１０１	１０２	１１２	７３			
１０３						１２９	１１１	１０７	９９	１０２	１０３	１１３	７３			
１０４						１２９	１１２	１０８	１００	１０３	１０４	１１３	７３			
１０５						１２９	１１３	１０９	１０１	１０４	１０５	１１３	７３			
１０６							１１４	１１０	１０２	１０５	１０６	１１３	７３			
１０７							１１５	１１１	１０３	１０６	１０７	１１３	７３			
１０８							１１６	１１２	１０４	１０７	１０８	１１３	７３			
１０９							１１７	１１３	１０５	１０８	１０９	１１３	７３			
１１０							１１８	１１４	１０６	１０９	１１０	１１３	７３			
１１１							１１９	１１５	１０７	１１０	１１１	１１３	７３			
１１２							１２０	１１６	１０８	１１１	１１２	１１３	７３			
１１３							１２１	１１７	１０９	１１２	１１３	１１３	７３			
１１４							１２２	１１８	１１０	１１３	１１４	１１３				
１１５							１２３	１１９	１１１	１１４	１１５	１１３				

116														
117														
118														
119														
120														
121														
122														
123														
124														
125														
126														
127														
128														
129														
130														
131														
132														
133														
134														
135														
136														
137														
138														
139														
140														
141														
142														
143														
144														
145														
				124	120	112	115	116	113					
				125	121	113	117	117	113					
				126	122	114	118	118	113					
				127	123	115	119	119	113					
				128	124	116	120	120	113					
				129	125	117	121	121	113					
				130	126	118	122	122	113					
				131	127	119	123	123	113					
				132	128	120	124	124	113					
				133	129	121	125	125	113					
				134	130	122	126	126	113					
				135	131	123	127	127	113					
				136	132	124	128	128	113					
				137	133	125	129	129	113					
					134	126	130	129						
					135	127	131	129						
					136	128	132	129						
					137	129	133	129						
					138	130	134	129						
					139	131	135	129						
					140	132	136	129						
					145	133	137	129						
						134	138	129						
						135	139	129						
						136	140	129						
						137	141	129						
						138	141							
						139	141							
						140	141							
						145	141							

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における防衛省給与改正法附則第七条の規定により読み替えて適用する防衛省給与改正法第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えて適用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法第十一条第一項ただし書に規定する職務の級が行政職俸給表㈠の九級以上である職員に相当するものとして政令で定める職員は第八条の七各号に掲げる職員とし、当該期間における同項ただし書に規定する職務の級が行政職俸給表㈠の八級以上である職員に相当するものとして政令で定める職員は同条各号及び第八条の八各号に掲げる職員とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第三条　施行日から令和十年三月三十一日までの間における防衛省給与改正法附則第八条の規定により読み替えて準用する一般職給与改正法附則第七条に規定する政令で定める地域手当の級地の区分及び割合については、一般職に属する国家公務員の例による。

（特地勤務手当に準ずる手当における再任用職員等に関する経過措置）

第四条　この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「給与令」という。）第十条の二の規定は、施行日以後に採用されたこの政令による改正後の給与令第十条第三項に規定する再任用職員等又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員について適用し、施行日前に採用されたこれらの者については、なお従前の例による。

（給与年額相当額に関する経過措置）

第五条　施行日以後に法第二十七条の三第一項に規定する第二回目の給付金（法附則第十二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金及び後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金を含む。以下同じ。）の支給を受けることができる若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）のうち、その者の退職の翌年（給与令第二十四条に規定する退職の翌年をいう。以下同じ。）の期間の全部又は一部が施行日前である者に対するこの政令による改正後の給与令第二十四条第一号の規定の適用については、同

号中「法第五条第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）による改正前の法第五条第二項」と、「一般職給与法」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）による改正前の一般職給与法」と、「第三号に係る部分を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」とする。

2　施行日以後に法第二十七条の三第一項に規定する第二回目の給付金の支給を受けることができる若年定年退職者のうち、その者の退職の翌年の期間の全部又は一部の期間に次の各号に掲げる期間を有する者の当該期間に受けるべき扶養手当の月額の合計額については、当該各号に定める規定により計算した額とする。

一　施行日前の期間　防衛省給与改正法による改正前の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法による改正前の一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号

二　施行日から令和八年三月三十一日までの期間　防衛省給与改正法による改正後の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えられた一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新令」を「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条、第十条の二」に改める。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百十二号

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の三及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動」を「次に掲げる職務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　自衛隊法第八十二条の規定による海上における警備行動

二　自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置又は同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送

三　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動又は同項第三号に規定する捜索救助活動

四　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動

五　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動

六　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動又は同項第三号に規定する捜索救助活動

七　前各号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集

第五条第二項第一号中「扶養手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、同項第二号中「学生手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百十三号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条各号に掲げる活動」を「次に掲げる職務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動

二　前号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

内閣官房令

○内閣官房令第三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号、第二条第一項及び第三条第一項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第十一条第四項及び第五項の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「官署等」を「官署」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一号中「扶養親族（」の下に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

第三条第一項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第二号」に改める。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

	所在地	官署
岩手県	宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所
	宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所
宮城県	登米市迫町新田字上葉ノ木沢一	国立療養所東北新生園
	登米市東和町米川字町五の三	宮城北部森林管理署米川森林事務所
秋田県	秋田市雄和椿川字山籠四八の三	秋田船川税関支署秋田空港出張所
	秋田市雄和椿川字山籠四八の三	仙台検疫所秋田空港出張所
	秋田市河辺和田字和田一五六の三	秋田森林管理署
	秋田市仁別字吉ヶ沢三七	秋田森林管理署仁別森林事務所
	秋田市河辺三内字野崎三五の二	秋田森林管理署鵜養森林事務所
	秋田市河辺三内字野崎三五の二	秋田森林管理署岱森林事務所
	秋田市雄和椿川字山籠四九	秋田空港・航空路監視レーダー事務所
	能代市二ツ井町仁鮒字川原田三の一	米代西部森林管理署仁鮒森林事務所
	能代市二ツ井町字沢口五七の一	米代西部森林管理署二ツ井森林事務所
	能代市鰄渕字一本柳九七の一	能代河川国道事務所
	能代市二ツ井町荷上場字中島二六	能代河川国道事務所二ツ井出張所
	能代市鰄渕字一本柳九七の一	能代河川国道事務所能代国道維持出張所
	由利本荘市矢島町立石字長泥七一の一	由利森林管理署矢島森林事務所
	由利本荘市鳥海町上笹子字下野二の一五	由利森林管理署笹子森林事務所
	山本郡三種町上岩川字小出六一の一	米代西部森林管理署上岩川森林事務所
	南秋田郡大潟村東一の一	八郎潟農業水利事業所
山形県	鶴岡市羽黒町十文字字十文字七〇	庄内森林管理署羽黒森林事務所
	鶴岡市本郷字水ノ上二の一	庄内森林管理署大鳥森林事務所
	鶴岡市木野俣字向田四二の一	庄内森林管理署温海森林事務所
	鶴岡市板井川字宮ノ下三二五の一	酒田河川国道事務所月山国道維持出張所
	鶴岡市下名川字落合二二七	新庄河川事務所赤川砂防出張所
	鶴岡市上名川字東山八の一一二	月山ダム管理所
	酒田市柏谷沢字内山四〇の一	酒田河川国道事務所飽海出張所
	酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所
福島県	福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山二五	摺上川ダム管理所
	白河市大信隈戸字宮前五	福島森林管理署白河支署大屋森林事務所
	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所
	岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四	福島森林管理署白河支署大平森林事務所
	東白川郡塙町大字塙字桜木町三の一	棚倉森林管理署笹原森林事務所
茨城県	常陸太田市徳田町上宿三五六の三	茨城森林管理署徳田森林事務所
	常陸太田市小妻町三六七	茨城森林管理署折橋森林事務所
栃木県	日光市藤原三三四の一	日光森林管理署藤原森林事務所
	日光市藤原三三四の一	日光森林管理署川治森林事務所
	日光市中三依六四四	日光森林管理署三依森林事務所
	日光市黒部二二一の三	日光森林管理署黒部森林事務所
	日光市清滝安良沢町一七五〇	日光森林管理署日光森林事務所
	日光市足尾町三四八六	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所
	日光市足尾町三四八六	日光森林管理署神子内森林事務所
	日光市足尾町三四八六	日光森林管理署足尾治山事業所
	日光市足尾町向原五の一七	渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所
	日光市藤原三三〇の二	日光砂防事務所藤原出張所
	日光市川俣六四六の一	鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所
	日光市川治温泉川治二九五の一	鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダム管理支所
	日光市川治温泉川治三一九の六	鬼怒川ダム統合管理事務所川治ダム管理支所
	日光市西川四一六	鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所
	那須塩原市中塩原四の一六	塩那森林管理署中塩原森林事務所
	那須郡那須町大字湯本二〇七	管理部那須御用邸管理事務所
	那須郡那須町大字湯本二〇七	皇宮警察本部那須御用邸皇宮護衛官派出所
	那須郡那須町大字湯本二〇七の二	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所那須管理官事務所

群馬県	吾妻郡中之条町大字上沢渡字蛇野二七九四	吾妻森林管理署四万森林事務所
	吾妻郡中之条町大字上沢渡字蛇野二七九四	吾妻森林管理署上沢渡森林事務所
	吾妻郡中之条町大字小雨六〇四の三	吾妻森林管理署六合森林事務所
	吾妻郡東吾妻町大字大戸二二四の四	吾妻森林管理署大戸森林事務所
埼玉県	秩父市大滝三九三一の一	二瀬ダム管理所
新潟県	村上市塩野町字屋敷二八五の一	下越森林管理署村上支署塩野町森林事務所
	燕市大川津	信濃川河川事務所大河津出張所
	五泉市村松甲二六二七の一	下越森林管理署村松森林事務所
	上越市西城町二の九の二〇	新潟刑務所上越拘置支所
	上越市西城町二の九の二〇	新潟保護観察所上越駐在官事務所
	上越市西城町二の九の二〇	新潟地方検察庁高田支部
	上越市西城町三の二の一八	高田税務署
	上越市稲田一の一の七	関川用水土地改良建設事業所
	上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署安塚治山事業所
	上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署松之山治山事業所
	上越市南新町三の五六	高田河川国道事務所
	阿賀野市村杉三九四六の一八一	下越森林管理署村杉森林事務所
富山県	富山市小見中段割二五五の一四	富山森林管理署常願寺川治山事業所
	黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷四の九	黒部河川事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六一	立山砂防事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字松尾三	立山砂防事務所水谷出張所
石川県	白山市白峰八一五〇の一	石川森林管理署白峰森林事務所
	白山市八幡町リ一一九の三	石川森林管理署丸石谷治山事業所
	白山市白峰八九二	石川森林管理署手取川治山事業所
	白山市白峰ツ四〇の一	金沢河川国道事務所白山砂防出張所
	白山市女原ソ一八の一	金沢河川国道事務所手取川ダム管理支所
	白山市白峰ホ二五の一	中部地方環境事務所白山自然保護官事務所
福井県	敦賀市鉄輪町一の七の三	敦賀税務署
	敦賀市鉄輪町一の七の三	敦賀労働基準監督署
	敦賀市鉄輪町一の七の三	敦賀公共職業安定所
	敦賀市開町三の二八の一	福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所
	大野市朝日一七の五	福井河川国道事務所大野油坂道路和泉連絡室
	大野市下若生子二五字水谷一の三六	九頭竜川ダム統合管理事務所真名川ダム管理支所
	大野市長野三三字長平四の一	九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所
	南条郡南越前町今庄八四の二八の二	福井森林管理署今庄森林事務所

山梨県	南アルプス市芦安芦倉七七〇	関東森林管理局山梨森林管理事務所野呂川第一治山事業所
	南アルプス市芦安芦倉七七〇	関東森林管理局山梨森林管理事務所野呂川第二治山事業所
	南アルプス市芦安芦倉五一八	関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所
	甲州市大和町初鹿野字日川原一六五五の三	甲府河川国道事務所大和国道出張所
長野県	長野市大字南長野字幅下六九二の二	関東管区警察局長野県情報通信部
	長野市大字南長野字幅下六九二の二	長野県警察本部
	長野市三輪一の六の一五	長野県警察本部
	長野市大字長野旭町一一〇八	関東管区行政評価局長野行政監視行政相談センター
	長野市大字長野旭町一一〇八	信越総合通信局
	長野市三輪五の四六の一四	長野少年鑑別所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野地方法務局
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野保護観察所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野地方検察庁
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野区検察庁
	長野市大字長野旭町一一〇八	東京出入国在留管理局長野出張所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野公安調査事務所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野財務事務所
	長野市大字長野旭町一一〇八	諏訪出張所長野地区方面事務所
	長野市西後町六〇八の二	関東信越国税不服審判所長野支所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野税務署
	長野市大字長野旭町一一〇八	関東信越厚生局長野事務所
	長野市篠ノ井布施高田字佃八二六の一	長野労働局
	長野市大字長野旭町一一〇八	篠ノ井公共職業安定所
	長野市戸隠二二九九	関東農政局
	長野市信州新町新町九二七	北信森林管理署戸隠森林事務所
	長野市大字稲葉二一三七の五	長野国道事務所信州新町出張所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野国道事務所長野出張所
	長野市松岡二の一の二六	長野営繕事務所
	長野市箱清水一の八の一八	千曲川河川事務所長野出張所
	長野市箱清水一の八の一八	松代地震観測所連絡事務所
	長野市大字長野旭町一一〇八	長野地方気象台
	長野市戸隠豊岡一五五四	中部地方環境事務所信越自然環境事務所戸隠自然保護官事務所

	岡谷市大字小井川七七七七	長野国道事務所岡谷維持修繕出張所
	飯田市上村八五八の一〇	南信森林管理署上村森林事務所
	伊那市長谷溝口一四〇二の三	南信森林管理署伊那里森林事務所
	伊那市長谷溝口一五二七	天竜川上流河川事務所伊那分室
	伊那市長谷溝口一二〇四の一	関東地方環境事務所伊那自然保護官事務所
	上伊那郡中川村大草六八八四の一九	天竜川ダム統合管理事務所
	木曽郡南木曽町吾妻三三九八の三	木曽森林管理署南木曽支署蘭森林事務所
岐阜県	郡上市白鳥町白鳥四一五の二	岐阜森林管理署白鳥森林事務所
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所
静岡県	駿東郡小山町須走字大尾根一一二の三三	静岡森林管理署小山第一治山事業所
	○駿東郡小山町須走字大尾根一一二の三三	静岡森林管理署小山第二治山事業所
	○駿東郡小山町須走字大尾根一一二の三三	
京都府	京都市左京区大原勝林院町六一一の一	書陵部月輪陵墓監区事務所
鳥取県	鳥取市国府町殿二〇六の四	鳥取河川国道事務所殿ダム管理支所
	西伯郡大山町大山官有地	鳥取森林管理署大山治山事業所
岡山県	苫田郡鏡野町上齋原五一四の一	上齋原原子力規制事務所
広島県	庄原市高野町新市一〇七八	広島北部森林管理署新市森林事務所

府令

○内閣府令第二十三号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）及び金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第百一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。

（改正法附則第十一条第四項又は第五項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）

2　この項から附則第四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一般職給与法　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）をいう。

二　改正法　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）をいう。

三　新寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十一条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

四　特定旧寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十一条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

五　継続特定旧寒冷地等在勤等職員　改正法附則第十一条第一項第四号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

六　切替日　改正法第四条の規定の施行の日をいう。

七　基準日　改正法第四条による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条に規定する基準日（その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。）をいう。

3　改正法附則第十一条第四項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして同条第二項及び第三項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

4　人事交流等により検察官であった者又は一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者から切替日以降に引き続き一般職給与法の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合であって、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表適用職員でなかった期間を俸給表適用職員として勤務していたものとみなして、改正法附則第十一条第二項及び第三項又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

改正後

目次

［第一章～第五章　略］

第六章　投資運用関係業務受託業者

第一節　総則（第三百四十七条―第三百五十七条）

第二節　業務（第三百五十八条―第三百六十条）

第三節　監督（第三百六十一条―第三百六十五条）

第七章　雑則（第三百六十六条―第三百七十条）

附則

（定義）

第一条　この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」、「高速取引行為者」、「投資運用関係業務」、「投資運用関係業務受託業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為、高速取引行為者、投資運用関係業務、投資運用関係業務受託業者又は投資運用関係業務受託業者をいう。

2　［略］

3　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十二の五　略］

十二の六　非上場有価証券特例仲介等業者　法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者をいう。

十二の七　非上場有価証券特例仲介等業務　法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。

十二の八・十二の九　［略］

［十三～五十　略］

4　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十一　略］

十二　非公開情報　発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の五第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若し

改正前

目次

［第一章～第五章　同上］

第六章　雑則（第三百四十七条―第三百五十条）

附則

（定義）

第一条　この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

2　［同上］

3　［同上］

［一～十二の五　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十二の六・十二の七　［同上］

［十三～五十　同上］

4　［同上］

［一～十一　同上］

十二　非公開情報　発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の四第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若し

くは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三　非公開融資等情報　融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第百二十三条第一項第十九号及び第百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ⑴に係る部分に限る。）、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十五第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ⑴に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であって当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

［十四～二十　略］

（英語による提出書類の記載等）

第二条　法（第三章から第三章の五までに限る。第三項及び次条において同じ。）、令（第四章から第四章の五までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

［2・3　略］

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条　［略］

2　令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（次に掲げる者を除く。）

イ　投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であって、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うもの

ロ　投資運用業に関し当該投資判断を行う者（当該投資運用業を行う者が、法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限の全部を委託する場合に限る。）

くは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三　非公開融資等情報　融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第百二十三条第一項第十九号及び第百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ⑴に係る部分に限る。）、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十四第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ⑴に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であって当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

［十四～二十　同上］

（英語による提出書類の記載等）

第二条　法（第三章から第三章の四までに限る。第三項及び次条において同じ。）、令（第四章から第四章の四までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

［2・3　同上］

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条　［同上］

2　令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であって、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）とする。

［号を加える。］

二　法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者

（登録申請者と密接な関係を有する者から除外される者）

第六条の二　令第十五条の四の二各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）

二　銀行

三　協同組織金融機関

四　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

五　信託会社

六　株式会社商工組合中央金庫

第六条の三・第六条の四　［略］

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の五　令第十五条の四の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の四第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

（投資運用関係業務を委託する場合の登録申請書の記載事項）

第六条の六　法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。第九条第十一号、第二十条第一項第五号イ、第四十四条の二、第四十七条第一項第十三号、第五十一条第一項第四号イ、第百五十七条第一項第十七号ヘ⑵、第百八十四条第一項第五号ロ、第二百四十六条の十三、第二百四十六条の十五第一項第六号、第二百四十六条の二十第二項第四号イ、第二百四十六条の三十二第一項第四号及び第三百五十九条第一項第三号において同じ。）に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称とする。

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

［三の二～十二　略］

［号を加える。］

［条を加える。］

第六条の二・第六条の三　［同上］

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の四　令第十五条の四の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の三第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

［条を加える。］

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

［三の二～十二　同上］

（業務の内容及び方法）

第八条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる事項を除く。）

［イ～ト　略］

チ　非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、次に掲げる事項

(1)　第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、その旨を含む。）

(2)　非上場有価証券特例仲介等業務のうち法第二十九条の四の四第八項第一号に掲げる行為（特定投資家を相手方として行うものに限り、法第二条第八項第十号に掲げるものを除く。）に係る業務のみを行う場合には、その旨

リ・ヌ　［略］

七　［略］

八　投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第六条第二項第一号イに規定する者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

［九～十二　略］

（登録申請書の添付書類）

第九条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　法人であるときは、次に掲げる書類

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第二号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第二号、第二百一条第九号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号、第三百四十三条第一項第四号、第三百五十条第一項第二号、第三百五十五条第二号並びに第三百六十条第一項第一号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号ロ及び第五号、第九十一条第一項第四号、第六節並びに第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［ロ～ホ　略］

［三～五　略］

（業務の内容及び方法）

第八条　［同上］

［一～五　同上］

六　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまで及びチに掲げる事項を除く。）

［イ～ト　同上］

［号の細分を加える。］

チ・リ　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第六条第二項に規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

［九～十二　同上］

（登録申請書の添付書類）

第九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第二号及び第四号、第百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第六節及び第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［ロ～ホ　同上］

［三～五　同上］

六　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
七　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
［八～十　略］
十一　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、次に掲げる書類
イ　当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し
ロ　当該使用人の履歴書（第二号イに掲げる書類を除く。）
ハ　当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第二号ロに掲げる書類を除く。）
ニ　当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十条　法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
［一・二　略］
三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる書類を除く。）
［イ～ニ　略］
ホ　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類
［(1)～(3)　略］
(4)　第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書
2　［略］
（人的構成の審査基準）
第十三条　法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
［号を削る。］
［号を削る。］

六　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
七　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
［八～十　同上］
［号を加える。］

第十条　［同上］
［一・二　同上］
三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）
［イ～ニ　同上］
ホ　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書
2　［同上］
（人的構成の審査基準）
第十三条　法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。
一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。
二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

一　登録申請者が競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

［イ～ハ　略］

二　登録申請者が不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ　宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

［(1)・(2)　略］

(3)　法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第二号イ(3)、第百九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

［略］

ロ　登録申請者が不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

（一般投資家に含まれない者）

第十六条の三　法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人（以下この条において「特定役員等」という。）又は当該特定役員等の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二　当該有価証券の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

2　特定役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員等の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の四　令第十五条の十の八第一号に規定する内閣府令で定める措置は、当該財産的価値を適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2　令第十五条の十の八第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

［イ～ハ　同上］

四　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第百九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

［同上］

ロ　不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

［条を加える。］

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の三　令第十五条の十の六第一号に規定する内閣府令で定める措置は、当該財産的価値を適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2　令第十五条の十の六第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の五　令第十五条の十の九第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

四　令第十五条の十の九第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五　令第十五条の十の九第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

第十六条の六・第十六条の七　［略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一・二　略］

三　法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

［(1)～(6)　略］

(7)　当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　［略］

五　法第二十九条の二第一項第十二号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ　新たに法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書

(2)　住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六　第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。）　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～三　同上］

四　令第十五条の十の七第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五　令第十五条の十の七第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

第十六条の五・第十六条の六　［同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

七　第七条第四号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限る。）　第十三条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
八　第七条第六号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限る。）　第十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
九・十　［略］
［２・３　略］

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条　法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第九条第九号ハ及び第十号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに第二十条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（営業保証金の追加供託の起算日）

第二十八条　法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

［一～三　略］

四　令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合　金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日

五　［略］

（対象議決権保有届出書の記載事項等）

第三十七条　［略］

２　法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された総株主等の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数）とすることができる。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ　［略］

ロ　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う部門を統括する者及び次に掲げる者

(1)　金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（次に掲げる者を除く。）

(i)　投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であって、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うもの

六　第七条第四号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限る。）　第十三条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
七　第七条第六号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限る。）　第十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
八・九　［同上］
［２・３　同上］

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条　法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第九条第九号ハ及び第十号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに第二十条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（営業保証金の追加供託の起算日）

第二十八条　［同上］

［一～三　同上］

四　令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合　金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日

五　［同上］

（対象議決権保有届出書の記載事項等）

第三十七条　［同上］

２　法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）を保有することとなった日の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された総株主等の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数）とすることができる。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあっては、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）

［加える。］

(ii)　投資運用業に関し当該投資判断を行う者（当該投資運用業を行う者が、法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限の全部を委託する場合に限る。）

(2)　法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者

［二～十三　略］

（信託業務を営む金融機関が投資運用関係業務を委託する場合の登録申請書の記載事項）

第四十四条の二　法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称とする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条　法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

八　投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　第四十四条第一号ロ(1)(i)に規定する者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

［九～十六　略］

第四十七条　法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人（第四十四条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号ロ及び第五号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［三・四　略］

五　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第四十九条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

六　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第四十九条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

［七～十二　略］

十三　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、次に掲げる書類

イ　当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ　当該使用人の履歴書（第二号に掲げる書類を除く。）

2　［略］

［加える。］

［二～十三　同上］

［条を加える。］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

イ　［同上］

ロ　前条第一号ロに規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

［九～十六　同上］

第四十七条　［同上］

一　［同上］

二　登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人（第四十四条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［三・四　同上］

五　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第四十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

六　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

［七～十二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（人的構成の審査基準）

第四十九条　法第三十三条の五第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

一　登録申請者が競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

［イ～ハ　略］

二　登録申請者が不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

［イ・ロ　略］

三　登録申請者が不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

（有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件）

第五十条　法第三十三条の五第二項に規定する内閣府令で定める条件は、次に掲げる条件とする。

一　登録金融機関である銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあっては、業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。）の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百七条第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省令第一号）第十八条第一項に規定する特定取引勘定（銀行法（昭和五十六年法律経済産業省第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等にあっては、特定取引勘定に類する勘定）をいう。以下この条において同じ。）において経理すること。

［二～四　略］

（人的構成の審査基準）

第四十九条　法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

三　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

［イ～ハ　同上］

四　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

［イ・ロ　同上］

五　不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

（有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件）

第五十条　［同上］

一　登録金融機関である銀行、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあっては、業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。）の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百七条第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省令第一号）第十八条第一項に規定する特定取引勘定（銀行法（昭和五十六年法律経済産業省第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国保険会社等にあっては、特定取引勘定に類する勘定）をいう。以下この条において同じ。）において経理すること。

［二～四　同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条　法第三十三条の六第一項（法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一～三　略］

四　法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の三第一項に規定する事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ　新たに法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）の履歴書

五～八　［略］

九　第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限る。）　第四十九条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十　第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限る。）　第四十九条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十一　［略］

［２・３　略］

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第五十二条　法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第四十七条第一項第十一号及び第十二号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに前条第一項第七号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［略］

２　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の三各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一～七　略］

［３～９　略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条　法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～七　［同上］

八　第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限る。）　第四十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

九　第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限る。）　第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十　［同上］

［２・３　同上］

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第五十二条　法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第四十七条第一項第十一号及び第十二号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに前条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［同上］

２　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一～七　同上］

［３～９　同上］

10‖　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（非上場有価証券特例仲介等業者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　一般投資家（法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する一般投資家をいう。以下この号及び次号において同じ。）を相手方として及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために売付けの媒介又は法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

二　一般投資家のために及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として買付けの媒介を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

三　顧客から金銭の預託を受ける場合には、法第二十九条の四の四第八項第二号の金銭の預託として適切に管理するための措置がとられていること。

（掲示すべき標識の様式等）

第七十一条　［略］

2　［略］

3　法第三十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　略］

七‖　非上場有価証券特例仲介等業者である場合には、次に掲げる事項

イ　その旨

ロ　当該非上場有価証券特例仲介等業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨

ハ　投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあっては、顧客が当該非上場有価証券特例仲介等業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

八‖　［略］

4　［略］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一～十三　略］

十三の二　金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の六各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

［十四～三十六　略］

［2～16　略］

［項を加える。］

（掲示すべき標識の様式等）

第七十一条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七‖　［同上］

4　［同上］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　［同上］

［一～十三　同上］

十三の二　金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の四各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

［十四～三十六　同上］

［2～16　同上］

（運用権限の委託に関する事項）

第百三十一条　［略］

２　法第四十二条の三第二項の規定により金融商品取引業者等が講じなければならない当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための措置は、次に掲げる措置とする。

一　委託先の選定の基準及び委託先との連絡体制の整備

二　委託先の業務遂行能力及び委託契約の遵守の状況を継続的に確認するための体制の整備

三　委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策の整備

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条　法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者（以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。）及び登録金融機関にあっては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

［一～十　略］

十一　顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が投資者保護基金非加入金融商品取引業者以外の金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が投資者保護基金非加入金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

［十二・十三　略］

［２～６　略］

７　顧客分別金信託について、投資者保護基金非加入金融商品取引業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一　［略］

二　投資者保護基金非加入金融商品取引業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三　投資者保護基金非加入金融商品取引業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該投資者保護基金非加入金融商品取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四　［略］

（分別管理監査）

第百四十二条　［略］

２　［略］

（運用権限の委託に関する事項）

第百三十一条　［同上］

［項を加える。］

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条　法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者（投資者保護基金にその会員として加入していない者に限る。以下この条において同じ。）並びに登録金融機関にあっては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

［一～十　同上］

十一　顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者以外の金融商品取引業者である場合にあっては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が同項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者である場合にあっては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

［十二・十三　同上］

［２～６　同上］

７　顧客分別金信託について、令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一　［同上］

二　令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三　令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四　［同上］

（分別管理監査）

第百四十二条　［同上］

２　［同上］

3　次に掲げる者は、分別管理監査をすることができない。

一　［略］

二　当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主（令第十五条の四の二第三号に規定する特定個人株主をいう。）

［三～五　略］

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～十六　略］

十七　投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

［イ～ホ　略］

ヘ　投資運用関係業務を委託するときは、次に掲げるもの

(1)　当該投資運用関係業務の委託に関する契約書

(2)　当該投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

［十七の二・十八　略］

2　前項第一号から第二号の二まで、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）、第十七号の二及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ並びに第十七号イ及びヘ(1)に掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

3　［略］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十四号まで（第五号の二及び第十二号を除く。）に掲げる事項

ホ　［略］

［二～五　略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　［略］

2　［略］

3　第一項第一号、第三号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第五号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（第一項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第三

3　［同上］

一　［同上］

二　当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主（令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。）

［三～五　同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　［同上］

［イ～ホ　同上］

［号の細分を加える。］

［十七の二・十八　同上］

2　前項第一号から第二号の二まで、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）、第十七号の二及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

3　［同上］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

ホ　［同上］

［二～五　同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　［同上］

2　［同上］

3　第一項第一号、第三号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第五号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（第一項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第三

号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）、第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ並びに第十七号イ及びヘ⑴に掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

４　［略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条　法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第百五十七条第一項第十七号（ヘ⑵を除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

ロ　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

六　［略］

２　前項第一号、第四号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（前項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）、第三号イ及び第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）、第三号ロ、第四号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）、第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ並びに第十七号イ及びヘ⑴に掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　金融商品取引業者にあっては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（ニに係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

［二～十一　略］

十二　第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）にあっては、次に掲げる場合

［イ・ロ　略］

［十三～十五　略］

号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）、第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

４　［同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条　［同上］

［一～四　同上］

五　投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

六　［同上］

２　前項第一号、第四号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（前項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）、第三号イ及び第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）、第三号ロ、第四号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）、第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　［同上］

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（ニに係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

［二～十一　同上］

十二　第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）にあっては、次に掲げる場合

［イ・ロ　同上］

［十三～十五　同上］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

［ニ～ヘ　略］

九　第百九十九条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［十～十九　略］

二十　第百九十九条第十一号ハに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

［ニ～ヘ　同上］

九　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［十～十九　同上］

二十　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　略］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［略］

ハ　［略］

［二十一～二十七　略］

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　法第五十条第一項第三号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ　他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）である場合にあっては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4)　［略］

［ロ・ハ　略］

［四～六　略］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　同上］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［同上］

ハ　［同上］

［二十一～二十七　同上］

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）である場合にあっては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4)　［同上］

［ロ・ハ　同上］

［四～六　同上］

七　第百九十九条第一号に該当する場合　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

ニ　［略］

［八～十九　略］

（合併等の届出）

第二百八条の三十一　法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

［一～三　略］

四　次条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［五～十　略］

十一　次条第九号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合　次に定める事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合　次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

七　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)～(3)　同上］

ニ　［同上］

［八～十九　同上］

（合併等の届出）

第二百八条の三十一　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［五～十　同上］

十一　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

[(4)～(9)　略]

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　[略]

[十二～十八　略]

2　[略]

（人的構成の審査基準）

第二百三十二条の六　法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の三第一項第一号ルに規定する電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、許可申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一　[略]

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条　法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百六十八条第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2　[略]

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二　法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

[二～七　略]

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

[(4)～(9)　同上]

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　[同上]

[十二～十八　同上]

2　[同上]

（人的構成の審査基準）

第二百三十二条の六　[同上]

一　[同上]

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条　法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百四十八条第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2　[同上]

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二　[同上]

一　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

[二～七　同上]

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前条第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［五～九　略］

2　［略］

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第二百四十一条の二第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

［イ・ロ　略］

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［五～九　同上］

2　［同上］

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

［二～四　略］

2　［略］

（投資運用関係業務を委託する場合の届出事項）

第二百四十六条の十三　法第六十三条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合　その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

二　法第六十三条の九第六項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合　その旨

（海外投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十六条の十四　法第六十三条の九第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十五　法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　法人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ホ　略］

ヘ　主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第五号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面

［四・五　略］

六　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類

イ　当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ　当該使用人の履歴書（第三号イに掲げる書類を除く。）

ハ　当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第三号ロに掲げる書類を除く。）

ニ　当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2　［略］

ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)～(3)　同上］

［二～四　同上］

2　［同上］

［条を加える。］

（海外投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十六条の十三　法第六十三条の九第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　同上］

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第四号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面

［四・五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

第二百四十六条の十六～第二百四十六条の十八　［略］

［条を削る。］

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十六条の二十　［略］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一・二　略］

三　法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十四第四号イに掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

四　法第六十三条の九第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保する場合又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ　新たに法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書

(2)　住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五　第二百四十六条の十四第四号ロに掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

［3・4　略］

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三　法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　第二百四十六条の十五第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があった場合

［四～七　略］

第二百四十六条の十五～第二百四十六条の十七　［同上］

（海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者）

第二百四十六条の十八　法第六十三条の九第六項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十六条の二十　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十三第四号イに掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

［号を加える。］

四　第二百四十六条の十三第四号ロに掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

［イ～ハ　同上］

［3・4　同上］

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三　［同上］

［一・二　同上］

三　第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があった場合

［四～七　同上］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四　法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前条第一号イ又は第二号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　個人である海外投資家等特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(4)　略］

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6)　［略］

四　前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

五　［略］

六　前条第一号ニに該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)～(4)　同上］

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6)　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　略］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［略］

［七～十　略］

2　［略］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十六条の二十五　法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合　変更後の第二百四十六条の十五第一項第一号又は第二号に掲げる書類

六　［略］

2　［略］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七　［略］

2　法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十四第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3　［略］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　同上］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［同上］

［七～十　同上］

2　［同上］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十六条の二十五　［同上］

［一～四　同上］

五　第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合　変更後の第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類

六　［同上］

2　［同上］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七　［同上］

2　法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十三第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3　［同上］

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二　法第六十三条の十二第一項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　第百五十七条第一項第十七号イからハまで及びヘ(1)並びに第十七号の二に掲げる帳簿書類（第百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三　［略］

四　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

２　［略］

３　第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号から第四号までに掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イ及びヘ(1)に掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［略］

２　法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　略］

［３・４　略］

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［略］

２　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二　［同上］

一　［同上］

二　第百五十七条第一項第十七号イからハまで及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三　［同上］

［号を加える。］

２　［同上］

３　第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　同上］

［３・４　同上］

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　略］

［3・4　略］

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　前条第一号に該当する場合　次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

［ヘ・ト　略］

五　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項若しくは第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　同上］

［3・4　同上］

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

［ヘ・ト　同上］

五　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第

二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［六～十一　略］

2

［略］

第六章　投資運用関係業務受託業者

第一節　総則

（登録の申請）

第三百四十七条　法第六十六条の七十一の登録を受けようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。

（登録申請書の記載事項）

第三百四十八条　法第六十六条の七十二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、登録申請者が法人である場合における資本金の額又は出資の総額とする。

2　法第六十六条の七十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

二　登録申請者が外国法人であって国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人である場合には、国内における代理人の氏名、商号又は名称

（業務の内容及び方法）

第三百四十九条　法第六十六条の七十二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　業務運営に関する基本原則

二　業務執行の方法

三　業務分掌の方法

四　投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

五　第三百五十八条第二号から第五号までに規定する措置の内容

六　投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書の添付書類）

第三百五十条　法第六十六条の七十二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二　法人であるときは、次に掲げる書類

イ　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員（登録申請者が外国法人であって国内における代表者を定めていない者であるときは、国内における代理人を含む。ロ及びハにおいて同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［六～十一　同上］

2

［同上］

［章を加える。］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の七十四第七号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ヘ　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

三　個人であるときは、次に掲げる書類

イ　登録申請者の履歴書

ロ　登録申請者（登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ　登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　別紙様式第一号の二により作成した書面

四　前条第六号に規定する者の履歴書

五　純財産額（第十四条の規定に準じて計算したものをいう。）を算出した書面

2　前項第二号ヘに掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表（関連する注記を含む。）が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書（関連する注記を含む。）について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（電磁的記録）

第三百五十一条　法第六十六条の七十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（投資運用関係業務受託業者登録簿の縦覧）

第三百五十二条　関東財務局長は、その登録をした投資運用関係業務受託業者に係る投資運用関係業務受託業者登録簿を関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎の審査基準）

第三百五十三条　法第六十六条の七十四第五号に規定する財産的基礎を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が投資運用関係業務受託業を適確に遂行することができる財産的基礎を有するかどうかを審査するものとする。

（心身の故障により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うことができない者）

第三百五十四条　法第六十六条の七十四第七号イ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百五十五条　法第六十六条の七十五第一項の規定により届出を行う投資運用関係業務受託業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区

分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　法第六十六条の七十二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

ロ　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二　法第六十六条の七十二第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ロ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2)　住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の七十四第七号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6)　法第六十六条の七十四第七号イ　(1)に係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

三　法第六十六条の七十二第一項第四号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　第三百四十八条第一項の資本金の額又は出資の総額について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五　第三百四十八条第二項第二号に掲げる事項について変更があった場合　新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類

イ　住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ロ　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第三百五十六条　法第六十六条の七十五第三項の規定により届出を行う投資運用関係業務受託業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第三百四十九条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び第三百五十条第一項第四号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録の申請）

第三百五十七条　法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けようとする投資運用関係業務受託業者は、別紙様式第三十一号により作成した変更登録申請書に、当該変更登録申請書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一　第三百四十九条各号に掲げるものを記載した書類

二　第三百五十条第一項各号に掲げる書類

3　第三百五十条第二項の規定は、前項第二号に掲げる書類（同条第一項第二号ヘに掲げるものに限る。）を添付する場合について準用する。

第二節　業務

（業務管理体制の整備）

第三百五十八条　法第六十六条の七十八の規定により投資運用関係業務受託業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。

二　投資運用関係業務受託業者の業務の適正を確保するための措置がとられていること。

三　投資運用関係業務（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けているものに限る。以下この条において同じ。）に係る行為のうち、投資運用関係業務を委託する者（以下この号及び第三百六十条第一項第一号ハにおいて「委託者」という。）と投資運用関係業務受託業者又は第三者（当該委託者以外の委託者を含む。）との利益が相反する行為その他これに準ずる行為を適切な方法により特定し、これらの行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置がとられていること。

四　投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置がとられていること。

五　投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置がとられていること。

（再委託の承認申請）

第三百五十九条　法第六十六条の八十第一項ただし書の承認を受けようとする投資運用関係業務受託業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該投資運用関係業務受託業者から投資運用関係業務の委託を受ける者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受ける者を含む。以下この条において「再委託先」という。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

二　再委託先に委託する投資運用関係業務（以下この条において「再委託投資運用関係業務」という。）の内容

三　再委託先が投資運用関係業務受託業者以外の者である場合には、当該再委託先を選定した理由及び再委託投資運用関係業務の適正な遂行を確保するための方策

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　再委託投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

二　再委託先が法人であるときは、当該再委託先の登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　再委託先が個人であるときは、当該再委託先の住民票の抄本又はこれに代わる書面

四　再委託先における再委託投資運用関係業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

（業務に関する記録）

第三百六十条　法第六十六条の八十一の規定により投資運用関係業務受託業者が作成すべき記録は、次に掲げるものとする。

一　当該投資運用関係業務受託業者が行った投資運用関係業務に関する次に掲げる事項に係る記録

イ　投資運用関係業務を行った年月日及びその内容

ロ　投資運用関係業務の遂行の過程に関与した役員又は使用人の氏名及び投資運用関係業務の遂行について投資運用関係業務受託業者を代表して責任を有する者の氏名

ハ　投資運用関係業務の遂行に当たって委託者から提供を受けた情報

二　その委託を受ける投資運用関係業務に係る契約に関する記録

２　前項各号に掲げる記録は、その作成の日（同項第二号に掲げる記録にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

第三節　監督

（事業報告書）

第三百六十一条　法第六十六条の八十二の規定により投資運用関係業務受託業者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十二号により作成しなければならない。

２　投資運用関係業務受託業者（会社に限る。）は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

３　投資運用関係業務受託業者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第三百六十二条　外国法人又は外国に住所を有する個人である投資運用関係業務受託業者（以下この条において「外国法人等である投資運用関係業務受託業者」という。）は、令第十八条の四の十四ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　登録年月日及び登録番号

三　事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間

四　事業報告書に係る事業年度終了の日

五　事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　当該承認申請書に記載された外国法人等である投資運用関係業務受託業者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人等である投資運用関係業務受託業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4　前項の承認は、同項の外国法人等である投資運用関係業務受託業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（廃業等の届出）

第三百六十三条　法第六十六条の八十三第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第六十六条の八十三第一項第一号に該当する場合　その旨及び死亡の年月日

二　法第六十六条の八十三第一項第二号に該当する場合　廃止の年月日及び理由

三　法第六十六条の八十三第一項第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　合併の相手方の商号又は名称

ロ　合併の年月日及び理由

ハ　合併の方法

四　法第六十六条の八十三第一項第四号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　破産手続開始の申立てを行った年月日

ロ　破産手続開始の決定を受けた年月日

五　法第六十六条の八十三第一項第五号に該当する場合　解散の年月日及び理由

六　法第六十六条の八十三第一項第六号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　承継先の商号又は名称

ロ　分割の年月日及び理由

七　法第六十六条の八十三第一項第七号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　譲渡先の商号、名称又は氏名

ロ　譲渡の年月日及び理由

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第六十六条の八十三第一項第三号に該当する場合　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

二　法第六十六条の八十三第一項第四号に該当する場合　破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

三　法第六十六条の八十三第一項第六号に該当する場合　新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面

四　法第六十六条の八十三第一項第七号に該当する場合　事業譲渡契約の内容を記載した書面

（所在不明者の公告）

第三百六十四条　法第六十六条の八十五第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

（監督処分の公告）

第三百六十五条　法第六十六条の八十六の規定による公告は、官報により行うものとする。

第七章　［略］

第三百六十六条　［略］

（投資運用関係業務受託業者に関する権限の関東財務局長への委任）

第三百六十七条　令第四十三条の二の四に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

第三百六十八条・第三百六十九条　［略］

（標準処理期間）

第三百七十条　金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一　法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条、第六十六条の二十七、第六十六条の五十及び第六十六条の七十一の登録、法第三十条第一項の認可並びに法第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可　二月

二　法第三十一条第四項及び第六十六条の七十五第四項の変更登録、法第三十一条第六項の認可、法第五十九条第一項の許可、法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第六十六条の八十第一項ただし書並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の確認　一月

2　［略］

附　則

（移行期間特例業務に係る届出）

第三十一条　法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う外国投資運用業者（同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。）又は外国投資運用業者の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）は、別紙様式第三十三号により作成した移行期間特例業務（法附則第三条の三第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあっては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。）に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。

第六章　［同上］

第三百四十七条　［同上］

［条を加える。］

第三百四十八条・第三百四十九条　［同上］

（標準処理期間）

第三百五十条　［同上］

一　法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条、第六十六条の二十七及び第六十六条の五十の登録、法第三十条第一項の認可並びに法第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可　二月

二　法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、法第五十九条第一項の許可、法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十九条の四第二項並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の確認　一月

2　［同上］

附　則

（移行期間特例業務に係る届出）

第三十一条　法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う外国投資運用業者（同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。）又は外国投資運用業者の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）は、別紙様式第三十一号により作成した移行期間特例業務（法附則第三条の三第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあっては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。）に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

（投資運用関係業務を委託する場合の届出事項）

第三十二条　法附則第三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。附則第四十四条第一項第十二号、第四十七条第二項第四号イ及び第五十四条第一項第三号において同じ。）に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合　その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

二　法附則第三条の三第三項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合　その旨

（移行期間特例業務に係る届出事項）

第三十四条　法附則第三条の三第一項第十号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　法人であるときは、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。第六号ヘ並びに附則第四十四条第一項第十一号チ、第四十七条第二項第五号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。）に関する次に掲げる事項

［(1)～(3)　略］

五　［略］

六　法附則第三条の三第七項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一項第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）の氏名又は名称

ニ　重要な使用人（令附則第三項に規定する使用人をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ及び第四号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）があるときは、その者の氏名

［ホ・ヘ　略］

第三十五条・第三十六条　［略］

［条を削る。］

［条を加える。］

（移行期間特例業務に係る届出事項）

第三十三条　法附則第三条の三第一項第九号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。第六号ヘ並びに附則第四十四条第一項第十一号チ、第四十七条第二項第四号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。）に関する次に掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

五　［同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第三十六条、第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）の氏名又は名称

ニ　重要な使用人（令附則第三項に規定する使用人をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）があるときは、その者の氏名

［ホ・ヘ　同上］

第三十四条・第三十五条　［同上］

（移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者）

第三十六条　法附則第三条の三第三項第一号ニ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

（移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者）

第三十七条　法附則第三条の三第三項第一号ホ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則（海外投資家等（同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。）以外の者が権利者）令第十五条の十の六第二号に掲げる者を含む。）となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。）を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

（外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え）

第三十九条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十四条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

（移行期間特例業務に係る届出書の添付書類）

第四十四条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～八　略］

九　法人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ホ　略］

ヘ　主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第五号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。）が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第五号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。）の数を記載した書面

［十・十一　略］

十二　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類

イ　当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、移行期間特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

（移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者）

第三十七条　法附則第三条の三第三項第一号ホ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則（海外投資家等（同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。）以外の者が権利者）令第十五条の十の四第二号に掲げる者を含む。）となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。）を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

（外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え）

第三十九条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

（移行期間特例業務に係る届出書の添付書類）

第四十四条　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第四号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。）が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第四号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。）の数を記載した書面

［十・十一　同上］

［号を加える。］

ロ　当該使用人の履歴書（第九号イに掲げる書類を除く。）
ハ　当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第九号ロに掲げる書類を除く。）
ニ　当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

２　［略］

（移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第四十五条　金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十四号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

２　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十四号に記載されている事項とする。

（移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧）

第四十六条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

２　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十四号に記載されている事項とする。

３　第一項の書面は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第四十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者にあっては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者にあっては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十四条第六号イに掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［略］

２　［同上］

（移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第四十五条　金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十二号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

２　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

（移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧）

第四十六条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十二号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

２　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

３　第一項の書面は、別紙様式第三十二号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第四十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者にあっては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者にあっては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　［同上］

一　法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十三条第六号イに掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［同上］

ロ　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二　法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十四条第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十四条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

［(4)・(5)　略］

(6)　当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7)　［略］

四‖　法附則第三条の三第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保する場合又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ　新たに法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書

(2)　住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五‖　附則第三十四条第四号ロ又は第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　主要株主（附則第三十四条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二　法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十三条第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十三条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

［(4)・(5)　同上］

(6)　当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7)　［同上］

［号を加える。］

四‖　附則第三十三条第四号ロ又は第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　主要株主（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ　新たに主要株主（附則第三十四条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主。ハにおいて同じ。）となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホに該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

ハ　新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ヘに該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が同項第二号ヘに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

3　［略］

4　第一項の書面は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　個人である移行期間特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）⑶において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［⑴～⑷　略］

⑸　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑹　［略］

四　前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、

ロ　新たに主要株主（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主。ハにおいて同じ。）となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホに該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

ハ　新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ヘに該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が同項第二号ヘに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

3　［同上］

4　第一項の書面は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

第五十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［⑴～⑷　同上］

⑸　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑹　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、

第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

五　［略］

六　前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　略］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［略］

［七～十一　略］

2　［略］

第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　同上］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［同上］

［七～十一　同上］

2　［同上］

（業務に関する帳簿書類）

第五十四条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第一項の規定により移行期間特例業務届出者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　第百五十七条第一項第十七号（ホ及びヘ⑵を除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

四　［略］

2　［略］

3　第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）から第四号までに掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イ及びヘ⑴に掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十五号により作成しなければならない。

2　前項の事業報告書は、別紙様式第三十五号に準じて英語で作成することができる。

［3・4　略］

（説明書類の縦覧）

第五十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十六号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［一～三　略］

2　前項の説明書類は、別紙様式第三十六号に準じて英語で作成することができる。

3　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十六号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

（業務に関する帳簿書類）

第五十四条　［同上］

一　［同上］

二　第百五十七条第一項第十七号（ホを除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

［号を加える。］

三　［同上］

2　［同上］

3　第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十三号により作成しなければならない。

2　前項の事業報告書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。

［3・4　同上］

（説明書類の縦覧）

第五十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項の説明書類は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

3　法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十四号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［略］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～６　略］		
7　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第６条第２項各号に掲げる者を含む。）の氏名	［略］	
8　［略］		
9　投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受け、かつ、自己と密接な関係を有する者（令第15条の４の２に規定する者をいう。以下同じ。）に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあっては、その旨	（投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない旨）	
10～13　［略］		
14　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（15の場合を除く。）にあっては、その旨	［略］	
15　［略］		
16　14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	（14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う旨）	
17　有価証券とみなされる権利（第６条の４に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第２条第８項第１号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	［略］	

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［同左］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～６　同左］		
7　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第６条第２項に規定する者を含む。）の氏名	［同左］	
8　［同左］		
［項を加える。］		
9～12　［同左］		
13　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（14の場合を除く。）にあっては、その旨	［同左］	
14　［同左］		
15　13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	（13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う旨）	
16　有価証券とみなされる権利（第６条の３に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第２条第８項第１号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	［同左］	

18　有価証券とみなされる権利又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う旨）
19～23　［略］	
24　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添７のとおり
25　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第29条の４第１項第１号の２ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称	別添８のとおり
26　他に行っている事業の種類	別添９のとおり
27・28　［略］	
29　第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項	別添10のとおり
30　第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第１条の12第２号に規定する権利に係るもののみを行う場合	

17　有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う旨）
18～22　［同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
23　他に行っている事業の種類	別添７のとおり
24・25　［同左］	
26　第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項	別添８のとおり
27　第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第１条の12第２号に規定する権利に係るもののみを行う場合	

又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第４項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
31・32　［略］	

（注意事項）

［１・２　略］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［(1)・(2)　略］

(3)　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「32　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

(4)　氏を改めた者においては、旧氏及び名を（　）書きで併せて記載することができる（「32　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

［（第３面）～（第６面）　略］

（第７面）

（別添５：業務の種別）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（注意事項）

［１・２　略］

３　「１　法第28条第１項第１号に掲げる行為に係る業務」、「７　法第28条第１項第４号に掲げる行為に係る業務」又は「８　有価証券等管理業務」について、非上場有価証券特例仲介等業務を行う場合には、「１　法第28条第１項第１号に掲げる行為に係る業務（非上場有価証券特例仲介等業務）」、「７　法第28条第１項第４号に掲げる行為に係る業務（非上場有価証券特例仲介等業務）」又は「８　有価証券等管理業務（非上場有価証券特例仲介等業務）」と記載すること。

４　［略］

［（第８面）・（第９面）　略］

（第10面）

（別添７：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を委託する旨

又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第４項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
28・29　［同左］	

（注意事項）

［１・２　同左］

３　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「29　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

(4)　氏を改めた者においては、旧氏及び名を（　）書きで併せて記載することができる（「29　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

［（第３面）～（第６面）　同左］

（第７面）

（別添５：業務の種別）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（注意事項）

［１・２　同左］

［加える。］

３　［同左］

［（第８面）・（第９面）　同左］

［加える。］

［加える。］

（第10面）

（別添７：他に行っている事業の種類）

［同左］

（第11面）

（別添８：第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項）

［同左］

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

（第11面）

（別添８：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第29条の４第１項第１号の２ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第29条の４第１項第１号の２ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第29条の４第１項第１号の２ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（第12面）

（別添９：他に行っている事業の種類）

［略］

（第13面）

（別添10：第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項）

［略］

別紙様式第一号の二（第九条、第三百二十九条第一項、第三百五十条第一項関係）　［略］
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［略］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　号（　年　月　日）
［１～12　略］	
13　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名	［略］
［14～22　略］	
23　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添９のとおり
24　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称	別添10のとおり

（注意事項）
［略］

別紙様式第一号の二（第九条、第三百二十九条第一項関係）　［同左］
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［同左］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　号（　年　月　日）
［１～12　同左］	
13　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	［同左］
［14～22　同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	

（注意事項）
［同左］

［（第３面）～（第９面）　略］

（第10面）

（別添７：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名）

［略］

（第11面）　［略］

（第12面）

（別添９：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

（第13面）

（別添10：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

［（第３面）～（第９面）　同左］

（第10面）

（別添７：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名）

［同左］

（第11面）　［同左］

［加える。］

［加える。］

別紙様式第十号（第七十一条第一項第一号関係）

［表略］

（注意事項）

１　［略］

２　「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、非上場有価証券特例仲介等業者であるときは、「非上場有価証券特例仲介等業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。

［３～５　略］

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

［１・２　略］

１　業務の状況

［(1)～（10―３）　略］

(11)　自己資本規制比率の状況

［表略］

（注意事項）

１　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）のみが記載すること。

［２～４　略］

［(12)～(22)　略］

(23)　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　［略］

②　顧客の状況

［略］	
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の９各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
［略］	

別紙様式第十号（第七十一条第一項第一号関係）

［同左］

（注意事項）

１　［同左］

２　「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。

［３～５　同左］

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

［１・２　同左］

１　［同左］

［(1)～（10―３）　同左］

(11)　［同左］

［同左］

（注意事項）

１　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）のみが記載すること。

［２～４　同左］

［(12)～(22)　同左］

(23)　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

［同左］	
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の７各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
［同左］	

（注意事項）

［１・２　略］

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

［略］			
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の９各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

［１～３　略］

［⑵4～（26―２）　略］

２　［略］

別紙様式第十五号の二（第百八十三条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［⑴～⑱　略］

⑲　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　［略］

②　顧客の状況

［略］	
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の９各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
［略］	

（注意事項）

［１・２　略］

（注意事項）

［１・２　同左］

③　［同左］

［同左］			
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の７各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

［１～３　同左］

［⑵4～（26―２）　同左］

２　［同左］

別紙様式第十五号の二（第百八十三条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　［同左］

［⑴～⑱　同左］

⑲　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

［同左］	
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の７各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
［同左］	

（注意事項）

［１・２　同左］

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

［略］			
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の９各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

［１～３　略］

［⑳・㉑　略］

２　［略］

別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　住所又は所在地

電話番号　（　　）　－

商　号

又は名称

氏　名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［１・２　略］

金融商品取引法第63条の９第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

［略］	
投資運用関係業務に係る状況	別添５のとおり

［（第２面）～（第５面）　略］

（第６面）

（別添５：投資運用関係業務に係る状況）

商号、名称又は氏名

（　年　月　日現在）

１　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容

投資運用関係業務を委託する旨

③　［同左］

［同左］			
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の７各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

［１～３　同左］

［⑳・㉑　同左］

２　［同左］

別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　住所又は所在地

電話番号　（　　）　－

商　号

又は名称

氏　名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［１・２　同左］

［同左］

［同左］
［加える。］

［（第２面）～（第５面）　同左］

［加える。］

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

2　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の９第６項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨

別紙様式第二十一号の五（第二百四十六条の十七、第二百四十六条の十八関係）　［略］
別紙様式第三十一号（第三百四十七条、第三百五十五条、第三百五十七条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

関東財務局長　殿

申請者　（郵便番号　　）
住所又は所在地
電話番号（　　）　—
商号又は名称
氏　　名
（法人であるときは、代表者の役職氏名）

登　録　申　請　書

金融商品取引法第66条の72の規定により同法第66条の71の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（注意事項）

１　法第66条の75第１項の変更届出を行おうとする場合にあっては、「関東財務局長」に代えて「金融庁長官」と記載すること。

２　法第66条の75第４項の変更登録を受けようとする場合にあっては、「関東財務局長」に代えて「金融庁長官」と記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、「第66条の72」とあるのは「第66条の75第４項」と、「同法第66条の71の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第２面）

＊　登録番号	関東財務局長（投受）第　号（　年　月　日）	
１　法人・個人の別	法　人	個　人
２　（ふりがな） 商号又は名称		
３　（ふりがな） 氏名		
４　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額	別添１のとおり	
５　法人であるときは、役員の氏名又は名称	別添２のとおり	
６　国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称	別添３のとおり	

別紙様式第二十一号の五（第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係）　［同左］
［様式を加える。］

7　主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添４のとおり
8　登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添５のとおり
9　業　務　の　種　別	別添６のとおり
10　登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容	別添７のとおり
11　他に行っている事業の種類	別添８のとおり

（注意事項）

１　「＊登録番号」欄には、記載しないこと。

２　「１　法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

⑴　法人は商号又は名称を「２　商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「３　氏名」欄に記載すること。

⑵　個人は「２　商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「３　氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

⑷　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「３　氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第３面）

（別添１：資本金の額又は出資の総額）

商号、名称又は氏名

資本金の額又は出資の総額	年　月　日
	年　　月　　日　現在

（注意事項）

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

（第４面）

（別添２：役員の氏名又は名称）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏 名 又 は 名 称	役　　職　　名

（注意事項）

１　外国法人にあっては、国内における代表者について本表に記載する必要はないが、「別添３：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称」に記載すること。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第５面）

（別添３：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏名、商号又は名称	役　　職　　名

（注意事項）

１　外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載すること。

２　「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第６面）

（別添４：主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

名　　称	所　　在　　地

（注意事項）

外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所を最初に記載し、国内における主たる営業所又は事務所がある場合は、その次に記載すること。

（第７面）

（別添５：登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

名　　称	所　　在　　地

（注意事項）

投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

（第８面）

（別添６：業務の種別）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

業　　務　　の　　種　　別
１　法第２条第43項第１号に掲げる業務（　　年　　月　　日） ２　法第２条第43項第２号に掲げる業務（　　年　　月　　日）

（注意事項）

１　行おうとする業務の番号を○で囲むこと。

２　それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

（第９面）

（別添７：登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

業 務 の 種 別	登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

（注意事項）

「業務の種別」欄は、法第２条第43項第１号に掲げる業務又は同項第２号に掲げる業務のいずれに該当するか、記載すること。

（第10面）

（別添８：他に行っている事業の種類）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

他に行っている事業の種類

別紙様式第三十二号（第三百六十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

法第66条の72第１項の登録申請書又は法第66条の75第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　業務の状況

⑴　登録年月日及び登録番号

年　　月　　日（関東財務局長（投受）第　　号）

⑵　行っている業務の種類

⑶　当期の業務概要

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役　員	うち非常勤	使　用　人	計
総　数	名	名	名	名

②　役員の状況

役　職　名	氏　名　又　は　名　称

③　国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	役　職　名	住所又は所在地	電 話 番 号

⑸　主たる営業所又は事務所の状況

名　　称	所　在　地	役員及び使用人
		名

［様式を加える。］

⑹　投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の状況

名　　称	所　在　地	役員及び使用人
		名
計　　店		計　　名

⑺　株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割　　合
その他 （　　名）		%
計　　名		100.00%

（注意事項）

⑴　登録年月日及び登録番号

当期中において法第66条の75第４項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

⑵　行っている業務の種類

当期末現在において行っている投資運用関係業務受託業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者については、「③　国内における代表者又は国内における代理人の状況」に記載すれば足りる。

②　役員の状況

当期末現在における役員について記載し、投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を担当する役員を注記すること。

③　国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

⑸　主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。⑸において同じ。）について記載すること。なお、当期中において、主たる営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑹　投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における投資運用関係業務受託業を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、投資運用関係業務受託業を行う営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑺　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

⑻　業務の状況

当期における投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の状況について記載すること。

委託を受けている投資運用関係業務の委託者の商号、名称又は氏名	委託を受けている投資運用関係業務の内容	担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）	遂行状況

（注意事項）

１　委託を受けている投資運用関係業務について、当該投資運用関係業務の委託者（以下「委託者」という。）の商号、名称又は氏名、当該投資運用関係業務の内容及び当該投資運用関係業務を担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）を記載のうえ、当該投資運用関係業務の遂行状況について記載すること。

２　「担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）」の欄には、委託を受けている投資運用関係業務を担当する役員又は使用人の氏名又は名称及び当該投資運用関係業務に係る職務（責任者、業務執行者及び委託者との連絡窓口等を含む。）の内容について記載すること。

３　「遂行状況」の欄には、委託を受けている投資運用関係業務に関し、委託者に提供した業務の状況等について記載すること。

２　経理の状況

貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、投資運用関係業務受託業者が法人格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出することとする。

別紙様式第三十三号（附則第三十一条、第四十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［略］
（第２面）

［１～10　略］	
11　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添８のとおり
12　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法附則第３条の３第３項第２号ト ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第３号ハ ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨	別添９のとおり
13　他に行っている事業の種類	別添10のとおり
14　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第３項第１号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該外国投資運用業者及び令附則第５項各号に掲げる者。15において同じ。）が外国（法附則第３条の３第３項第１号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日	［略］

別紙様式第三十一号（附則第三十一条、第四十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［同左］
（第２面）

［１～10　同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
11　他に行っている事業の種類	別添８のとおり
12　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第３項第１号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該外国投資運用業者及び令附則第５項各号に掲げる者。13において同じ。）が外国（法附則第３条の３第３項第１号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日	［同左］

15　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容	別添11のとおり
16　法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称	別添12のとおり
17　法人であるときは、主要株主（法附則第３条の３第３項第２号ホに規定する主要株主をいい、同条第７項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては住所又は居所）及び代表者の氏名	別添13のとおり
18　外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号	別添14のとおり
19　法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添15のとおり

（注意事項）

［１・２　略］

13　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容	別添９のとおり
14　法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称	別添10のとおり
15　法人であるときは、主要株主（法附則第３条の３第３項第２号ホに規定する主要株主をいい、同条第７項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては住所又は居所）及び代表者の氏名	別添11のとおり
16　外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号	別添12のとおり
17　法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添13のとおり

（注意事項）

［１・２　同左］

［（第３面）～（第９面）　略］

（第10面）

（別添８：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

（第11面）

（別添９：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第３条の３第３項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第３条の３第３項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法附則第３条の３第３項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

［（第３面）～（第９面）　同左］

［加える。］

［加える。］

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第３条の３第３項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨

（第12面）

（別添10：他に行っている事業の種類）

［略］

（第13面）

（別添11：当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

［略］

（第14面）

（別添12：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称）

［略］

（第15面）

（別添13：主要株主（法附則第３条の３第３項第２号ホに規定する主要株主をいい、同条第７項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては住所又は居所）及び代表者の氏名）

［略］

（第16面）

（別添14：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号）

［略］

（第17面）

（別添15：法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する事項）

［略］

別紙様式第三十四号（附則第四十五条、第四十六条関係）　［略］

別紙様式第三十五号（附則第五十五条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
住所又は所在地
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［(1)～(3)　略］

（第10面）

（別添８：他に行っている事業の種類）

［同左］

（第11面）

（別添９：当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

［同左］

（第12面）

（別添10：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称）

［同左］

（第13面）

（別添11：主要株主（法附則第３条の３第３項第２号ホに規定する主要株主をいい、同条第７項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては住所又は居所）及び代表者の氏名）

［同左］

（第14面）

（別添12：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号）

［同左］

（第15面）

（別添13：法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する事項）

［同左］

別紙様式第三十二号（附則第四十五条、第四十六条関係）　［同左］

別紙様式第三十三号（附則第五十五条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
住所又は所在地
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［同左］

１　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　説明書類に記載する事項 1　別紙様式第三十六号に記載されている事項 2　［略］ ［(5)～(10)　略］ （注意事項） 1　業務の状況 ［(2)・(3)　略］ (4)　説明書類に記載する事項 法附則第３条の３第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第63条の12第３項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十六号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。 ［(5)～(10)　略］ ［(11)～(13)　略］ 2　［略］ **別紙様式第三十六号**（附則第五十七条関係）　［略］ 備考　表中の［ ］の記載は注記である。	(4)　［同左］ 1　別紙様式第三十四号に記載されている事項 2　［同左］ ［(5)～(10)　同左］ （注意事項） 1　［同左］ ［(2)・(3)　同左］ (4)　［同左］ 法附則第３条の３第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第63条の12第３項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十四号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。 ［(5)～(10)　同左］ ［(11)～(13)　同左］ 2　［同左］ **別紙様式第三十四号**（附則第五十七条関係）　［同左］

第二条　金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引（新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式（法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。 ［３・４　略］ 備考　表中の［ ］の記載は注記である。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。 ［３・４　同上］

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第三条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（財務諸表等の監査証明に関する権限の関東財務局長への委任） **第十条**　金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務諸表等の監査証明に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［ ］の記載は注記である。	［条を加える。］

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（外国債等の発行者の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任） **第十九条**　令第三十九条第二項各号及び第五項各号に掲げる権限（外国債等に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 ２　令第四十四条の三第一項に規定する権限（外国債等に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（企業内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任） **第二十五条**　令第三十九条第二項各号及び第五項各号に掲げる権限（有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 ２　令第四十四条の三第一項に規定する権限（有価証券に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銀行法施行規則の一部改正）

第六条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等） **第三十四条の五**　［略］ ２　法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項	（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等） **第三十四条の五**　［同上］ ２　［同上］ 一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。同号において同じ。）を営む者に限る。）、信託

に規定する投資運用業をいう。同号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

［二・三　略］

［3～7　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者） **第十一条**　法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 ［二～四　略］ （株券の大量保有の状況の開示に関する権限の関東財務局長への委任） **第二十三条**　令第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2　法第二十七条の三十の規定による権限に係る令第四十四条の三第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者） **第十一条**　［同上］ 一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 ［二～四　同上］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（公開買付けの開示に関する権限の関東財務局長への委任） **第三十四条**　令第四十条第一項各号に掲げる権限（法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。）に係る令第四十条第一項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2　法第二十七条の二十二の規定による権限に係る令第四十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第九条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検査をするときに携帯すべき証票の様式） **第一条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　次に掲げる法律の規定による検査　別紙様式第一 イ　金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第六十六条の八十八、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（同法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十、第百五十六条の八十九及び第百八十七条第一項第四号の規定 ［ロ～ト　略］ 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（検査をするときに携帯すべき証票の様式） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（同法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十、第百五十六条の八十九及び第百八十七条第一項第四号の規定 ［ロ～ト　同上］ 二　［同上］

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適格機関投資家の範囲） **第十条**　法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）又は投資運用業を行う者に限る。） ［二～二十四　略］ 二十五　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時における資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者 イ　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務と同種類の業務のみを行うものを除く。）　五千万円 ［ロ～ホ　略］ ［二十六・二十七　略］ ［2～13　略］ （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） **第十五条**　令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 ［二～四　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（適格機関投資家の範囲） **第十条**　［同上］ 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）又は投資運用業を行う者に限る。） ［二～二十四　同上］ 二十五　［同上］ イ　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。）　五千万円 ［ロ～ホ　同上］ ［二十六・二十七　同上］ ［2～13　同上］ （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） **第十五条**　［同上］ 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 ［二～四　同上］ 2　［同上］

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等） **第三十三条**　令第三十九条第一項第一号及び第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（同条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。 2　［略］	（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等） **第三十三条**　令第三十九条第一項第一号及び第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。 2　［同上］

（特定有価証券の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任）

第三十四条　令第三十九条第二項各号及び第五項各号の権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

２　令第四十四条の三第一項に規定する権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（公開買付けの開示に関する権限の関東財務局長への委任） **第二十六条**　令第四十条第一項各号に掲げる権限（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。）に係る令第四十条第一項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 ２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二十二第一項及び第三項の規定による権限に係る令第四十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［条を加える。］

（保険業法施行規則の一部改正）

第十三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［略］ ２　法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［二・三　略］ ［３～７　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［同上］ ２　 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［二・三　同上］ ［３～７　同上］

（特定有価証券の発行者に対する重要情報の公表に係る関東財務局長の権限）

第三十四条　令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券、内国信託社債券、特定有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券又は信託社債券を受託有価証券とするものに限る。）及び特定預託証券（外国投資証券又は外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（規約の記載事項の細目） **第百五条**　法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ［一～五　略］ 六　法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項　成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の全てについて、それぞれ次に掲げるもの イ　［略］ ロ　これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の全部又は一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。） 七　［略］ （資産運用委託契約の概要として記載する内容） **第百三十六条**　法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、全ての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の全部又は一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。） （投資法人の登録申請書の添付書類） **第二百十五条**　法第百八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 ［一～十一　略］ 十二　資産運用会社が資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し ［十三・十四　略］	（規約の記載事項の細目） **第百五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　［同上］ イ　［同上］ ロ　これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。） 七　［同上］ （資産運用委託契約の概要として記載する内容） **第百三十六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。） （投資法人の登録申請書の添付書類） **第二百十五条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し ［十三・十四　同上］

（登録事項変更の届出）

第二百十九条　登録投資法人は、法第百九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　資産運用会社が資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があった場合　新たに再委託を受けることとなった者に係る第二百十五条第十二号に掲げる書面

六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する権限の関東財務局長への委任） **第九条**　令第四十一条の二第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十

一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一、第八十八条の十一第一項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の十三第二項並びに第百三十九条の二十一第二項

［略］

別表第二（第四条関係）

金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八及び第六十六条の八十一
［略］

別表第三（第五条関係）

金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、
［略］

一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第八十八条の十一第一項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の十三第二項並びに第百三十九条の二十一第二項

［同上］

別表第二（第四条関係）

金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七及び第六十六条の五十八
［同上］

別表第三（第五条関係）

金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、
［同上］

		第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一並びに第八十八条の十一第一項
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十七条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損益計算書に関する注記） **第六十三条**　損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用 ［三～六　略］	（損益計算書に関する注記） **第六十三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用 ［三～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請書の添付書類） **第二十二条**　令第十八条の四の十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～五　略］ 六　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十六第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 七　［略］ （苦情の解決又はあっせんの業務等） **第三十条**　令第十八条の四の十七第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。 ２　令第十八条の四の十七第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。 （対象事業者） **第三十一条**　法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十七第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。	（認定の申請書の添付書類） **第二十二条**　令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～五　同上］ 六　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 七　［同上］ （苦情の解決又はあっせんの業務等） **第三十条**　令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。 ２　令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。 （対象事業者） **第三十一条**　法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十五第五項の表の上欄に掲げる者（それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。）とする。

（あっせんの対象となる取引等）

第三十二条　法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。）に付随する取引及び令第十八条の四の十七第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第七章　略］	［第一章～第七章　同上］
第八章　不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（第六十四条・第六十五条）	第八章　不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（第六十四条・第六十五条）
第九章　雑則（第六十六条）	
附則	附則
（重要事実に係る規制の適用除外）	（重要事実に係る規制の適用除外）
第五十九条　法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第五十九条**　［同上］
［一～十三　略］	［一～十三　同上］
十四　前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合	十四　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。	ロ　［同上］
(1)　当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。	(1)　当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。
(2)・(3)　略	(2)・(3)　同上
ハ　［略］	ハ　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
第九章　雑則	［章を加える。］
（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の関東財務局長への委任）	
第六十六条　令第四十三条の十第三項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正前	改正後
目次 ［第一章～第四章　略］ 第五章　雑則（第十八条―第二十二条） 附則 （財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する権限の関東財務局長への委任） **第二十二条**　金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務報告に係る内部統制及び内部統制監査に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 ２　金融商品取引法施行令第四十四条の三第一項に規定する権限（財務報告に係る内部統制に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第五章　雑則（第十八条―第二十一条） 附則 ［条を加える。］

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正前	改正後
目次 ［第一章・第二章　略］ ［第三章　外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条）］ ［第四章　雑則（第十八条）］ 附則 **第四章**　雑則 （特定情報の提供又は公表に関する権限の関東財務局長への委任） **第十八条**　法第二十七条の三十五の規定による権限に係る令第四十四条の三第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	目次 ［第一章・第二章　同上］ ［第三章　外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条）］ 附則 ［章を加える。］

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第二十二条　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正前	改正後
（適用除外有価証券等） **第二条**　金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 ［一・二　略］	（適用除外有価証券等） **第二条**　金融商品取引法施行令（以下この条及び第十条において「令」という。）第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 ［一・二　同上］

2　令第十四条の十五第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産とする。	2　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び次号並びに第十一条において同じ。）若しくは外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。次号及び同条において同じ。）で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第四条第七号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの	三　投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び次号において同じ。）若しくは外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。次号において同じ。）で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第四条第七号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの
四　［略］	四　［同上］
3　［略］	3　［同上］
（令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める会社）	［条を加える。］
第十一条　令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号。以下この条において「特定有価証券開示府令」という。）第一条第二号の二ロに規定する内国投資証券、同条第四号の二イに規定する内国信託社債券、同条第六号に規定する特定有価証券信託受益証券（投資証券又は同条第四号の二に規定する信託社債券を受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。）とするものに限る。）及び特定有価証券開示府令第一条第六号の二に規定する特定預託証券（外国投資証券又は同条第四号の二ロに規定する外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者（法第二条第五項に規定する発行者をいう。）である内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいい、これらの有価証券を発行するものに限る。）とする。	［条を加える。］
（重要情報の公表に関する権限の関東財務局長への委任）	
第十二条　令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	
2　法第二十七条の三十七の規定による権限に係る令第四十四条の三第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

（登録申請書記載事項の変更に関する経過措置）

第二条　改正法附則第七条の規定による申請をしようとする金融商品取引業者は、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次条において「新金融商品取引業等府令」という。）別紙様式第一号により作成した変更登録申請書に、当該変更登録申請書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（運用権限の委託に関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）がこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同法第二十九条の二第一項第四号に掲げる事項（新金融商品取引業等府令第六条第二項第二号に係る部分に限る。）に係る改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条において「新金融商品取引法」という。）第三十一条第一項の規定による届出については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

２　この府令の施行の際現に金融商品取引法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた者に限る。）が施行日以後に行う金融商品取引法第三十三条の三第一項第十号に掲げる事項（新金融商品取引業等府令第四十四条第一号ロ⑵に係る部分に限る。）に係る新金融商品取引法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第五項、信用金庫法第三十八条第一項、保険業法（平成七年法律第百五号）第十三条の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項、保険業法第五十四条の三第二項並びに第百十条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１～７　略］	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１～７　同左］

［第１・第２　略］

第３　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	× × ×
国際最低課税額に対する法人税等	× × ×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第４・第５　略］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中間業務報告書

第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１・第２　略］

第３　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	× × ×
国際最低課税額に対する法人税等	× × ×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第４・第５　略］

［第１・第２　同左］

第３　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	× × ×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中間業務報告書

第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１・第２　同左］

第３　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	× × ×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第３号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１・第２　略］

第３　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
国際最低課税額に対する法人税等	×　×　×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１～11　略］

［第４・第５　略］

別紙様式第３号の２（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

別紙様式第３号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１・第２　同左］

第３　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１～11　同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第３号の２（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１・第２　略］

第３　第　期（年　月　日から 年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
国際最低課税額に対する法人税等	×　×　×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１～11　略］

［第４・第５　略］

別紙様式第６号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

中間損益計算書（年　月　日から 年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［１～５　略］

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１・第２　同左］

第３　第　期（年　月　日から 年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１～11　同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第６号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

中間損益計算書（年　月　日から 年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１・２　略］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～５　略］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１・２　同左］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～５　同左］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１・２　略］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～11　略］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１・２　同左］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～11　同左］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１・２　略］

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～11　略］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１・２　同左］

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～11　同左］

第２　第　期　決　算　公　告（要旨） 年　月　日 住　所 株式会社　銀行 代表取締役代表執行役　氏　名 （記載上の注意） ［略］ 貸借対照表（　年　月　日現在） ［略］ 損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） （単位：百万円又は億円）	第２　第　期　決　算　公　告（要旨） 年　月　日 住　所 株式会社　銀行 代表取締役代表執行役　氏　名 （記載上の注意） ［同左］ 貸借対照表（　年　月　日現在） ［同左］ 損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） （単位：百万円又は億円）
科　目 / 金　額 ［略］ 法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等 ［略］	科　目 / 金　額 ［同左］ 法人税、住民税及び事業税 ［同左］
（記載上の注意） ［１・２　略］	（記載上の注意） ［１・２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第１号（第25条第１項関係） 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告 年　月　日　作成　住　所 年　月　日　備付　信用金庫名 理　事　長　氏　名 １．［略］ ２．当庫の現況 (1)　［略］	**別紙様式第１号**（第25条第１項関係） 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告 年　月　日　作成　住　所 年　月　日　備付　信用金庫名 理　事　長　氏　名 １．［同左］ ２．当庫の現況 (1)　［同左］

(2)　出資金の状況（当年度末現在）

イ．普通出資

普通出資１口の金額　　円

普通出資者の出資の最低限度額　　円

区　分	出資者数	出資金額	処分未済持分
個　人		百万円	
法　人			
合　計			百万円

（記載上の注意）

［略］

ロ．［略］

［(3)～(7)　略］

３．［略］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

科　目	金　額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
国際最低課税額に対する法人税等	×　×　×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１．～13.　略］

別紙様式第11号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

科　目	金　額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
国際最低課税額に対する法人税等	×　×　×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１．～13.　略］

(2)　出資金の状況（当年度末現在）

イ．普通出資

普通出資１口の金額　　円

普通出資者の出資の最低限度額　　円

区　分	出資者数	出資金額	処分未済持分
個　人		百万円	百万円
法　人			
合　計			

（記載上の注意）

［同左］

ロ．［同左］

［(3)～(7)　同左］

３．［同左］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

科　目	金　額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１．～13.　同左］

別紙様式第11号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

科　目	金　額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	×　×　×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１．～13.　同左］

別紙様式第13号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～３．　略］

４．出資金

Ⅰ　［略］

Ⅱ　普通出資（当期末現在）

普通出資１口の金額　　円

普通出資者の出資の最低限度額　　円

区　分	出資者数	出資金額	処分未済持分
個　人		百万円	
法　人			
合　計			百万円

（記載上の注意）

［略］

Ⅲ　［略］

［５．～15.　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第13号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～３．　同左］

４．出資金

Ⅰ　［同左］

Ⅱ　普通出資（当期末現在）

普通出資１口の金額　　円

普通出資者の出資の最低限度額　　円

区　分	出資者数	出資金額	処分未済持分
個　人		百万円	百万円
法　人			
合　計			

（記載上の注意）

［同左］

Ⅲ　［同左］

［５．～15.　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第14号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

［第１・第２　略］

第　３　損　益　計　算　書

第　期末　　年　月　日現在　　（信用金庫連合会名）

科　目	金　額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	× × ×
国際最低課税額に対する法人税等	× × ×
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１．～13.　略］

［第４～第６　略］

別紙様式第15号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

別紙様式第14号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

［第１・第２　同左］

第　３　損　益　計　算　書

第　期末　　年　月　日現在　　（信用金庫連合会名）

科　目	金　額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	× × ×
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１．～13.　同左］

［第４～第６　同左］

別紙様式第15号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第６　略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ ［第１・第２　略］ 第　３　損　益　計　算　書 第　期末　　年　月　日現在　（信用金庫連合会名） 科　目 ／ 金　額 ［略］ ／ ［略］ 法人税、住民税及び事業税 ／ × × × 国際最低課税額に対する法人税等 ／ × × × ［略］ ／ ［略］ （記載上の注意） ［１．～13.　略］ ［第４～第６　略］	年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第６　同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ ［第１・第２　同左］ 第　３　損　益　計　算　書 第　期末　　年　月　日現在　（信用金庫連合会名） 科　目 ／ 金　額 ［同左］ ／ ［同左］ 法人税、住民税及び事業税 ／ × × × ［同左］ ／ ［同左］ （記載上の注意） ［１．～13.　同左］ ［第４～第６　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第２号（第17条の10関係） （日本産業規格Ａ４） 第１　貸借対照表の要旨 年度（又は　期）決算公告 住　所 会社名 代表取締役　氏　名 貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨 ［略］	**別紙様式第２号**（第17条の10関係） （日本産業規格Ａ４） 第１　貸借対照表の要旨 年度（又は　期）決算公告 住　所 会社名 代表取締役　氏　名 貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨 ［同左］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［１～３　略］

別紙様式第２号の２（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　期）決算公告

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

［略］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

別紙様式第２号の２（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　期）決算公告

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

［同左］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［１～３　略］

別紙様式第３号（第29条の６関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　期）決算公告
住　所
会社名
代表取締役　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

［略］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）の要旨

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［１・２　略］

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

別紙様式第３号（第29条の６関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　期）決算公告
住　所
会社名
代表取締役　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

［同左］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）の要旨

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第３号の２（第29条の６関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告

住　所
会社名
代表取締役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨

［略］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）の要旨

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第６号（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）中間業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

別紙様式第３号の２（第29条の６関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告

住　所
会社名
代表取締役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨

［同左］

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）の要旨

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第６号（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）中間業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１・第２　略］

第３

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１・第２　同左］

第３

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～３　略］
［第４～第７　略］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］
（記載上の注意）
［１～７　略］
［第１・第２　略］
第３

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～３　同左］
［第４～第７　同左］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］
（記載上の注意）
［１～７　同左］
［第１・第２　同左］
第３

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第４～第７　略］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第４～第７　同左］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

［第１～第４　略］

第５

年度（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第１～第４　同左］

第５

年度（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	

［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～４　略］
［第６～第13　略］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］
（記載上の注意）
［１～６　略］
［第１～第４　略］

第５

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～４　同左］
［第６～第13　同左］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］
（記載上の注意）
［１～６　同左］
［第１～第４　同左］

第５

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～４　略］
［第６～第13　略］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～４　同左］
［第６～第13　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第９号（第68条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業務報告書 第期（　年　月　日から 　年　月　日まで） （信用組合名） （所在地） 年　月　日 殿 （信用組合名） （理事（組合）長　氏名　　）	**別紙様式第９号**（第68条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業務報告書 第期（　年　月　日から 　年　月　日まで） （信用組合名） （所在地） 年　月　日 殿 （信用組合名） （理事（組合）長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　第１事業概況書

［１．～14.　略］

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　第１事業概況書

［１．～14.　同左］

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				

勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第９号の２（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信 用 組 合 名）

（理事（組合）長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　略］

３．連結自己資本比率の状況

〔連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第９号の２（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信 用 組 合 名）

（理事（組合）長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　同左］

３．連結自己資本比率の状況

〔連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

第２　［略］

別紙様式第10号（第68条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）

（理　事　長）　氏名

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

第２　［同左］

別紙様式第10号（第68条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）

（理　事　長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～14.　略］

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～14.　同左］

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				

［項を削る。］
［略］

（記載上の注意）
［１．～３．　略］

［第２～第６　略］

別紙様式第10号の２（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書
（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（信用協同組合連合会名）
（所　　在　　地）
年　　月　　日

殿

（信用協同組合連合会名）
（理　　事　　長）氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書
目　　次

［第１・第２　略］
（記載上の注意）
［１．～４．　略］

第１（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）事業概況書

［１．・２．　略］
３．連結自己資本比率の状況
〔連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				

オペレーショナル・リスク相当額調整額
［同左］

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］

［第２～第６　同左］

別紙様式第10号の２（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書
（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（信用協同組合連合会名）
（所　　在　　地）
年　　月　　日

殿

（信用協同組合連合会名）
（理　　事　　長）氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書
目　　次

［第１・第２　同左］
（記載上の注意）
［１．～４．　同左］

第１（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）事業概況書

［１．・２．　同左］
３．連結自己資本比率の状況
〔連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

第２　［略］

別紙様式第13号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

１　［略］

２　協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［１～６　略］

［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

第２　［同左］

別紙様式第13号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

１　［同左］

２　協同組合による金融事業に関する法律第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［１～６　同左］

別紙様式第14号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所　在　地
商号又は名称
代　表　者　　氏　　名

（記載上の注意）

１　［略］

２　協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［１・２　略］

３　所属信用協同組合等

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、所属信用協同組合のために行う信用協同組合代理業の業務の内容を記載すること。

４　［略］

５　営業所又は事務所の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　「所属信用協同組合名」欄及び「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属信用協同組合のために信用協同組合代理業を営むときは、当該所属信用協同組合ごとに記載すること。

２　［略］

６　信用協同組合代理業の実施状況

⑴　預金関係

①　代理

（単位：千円、件）

所属信用協同組合名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計（その他を含む。）	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高

別紙様式第14号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所　在　地
商号又は名称
代　表　者　　氏　　名

（記載上の注意）

１　［同左］

２　協同組合による金融事業に関する法律第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［１・２　同左］

３　所属信用協同組合等

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、所属信用協同組合のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。

４　［同左］

５　営業所又は事務所の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　「所属信用協同組合名」欄及び「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属信用協同組合のために銀行代理業を営むときは、当該所属信用協同組合ごとに記載すること。

２　［同左］

６　信用協同組合代理業の実施状況

⑴　預金関係

①　代理

（単位：千円、件）

所属信用協同組合名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		その他共合計	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高

合　計								

（記載上の注意）
当期末における預金の口座数及び残高を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　媒介　（単位：件）

所属信用協同組合名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	合計（その他を含む。）
	件数	件数	件数	件数
合　計				

（記載上の注意）
［略］

⑵　貸出金関係

①　代理

［表略］

（記載上の注意）
当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　［略］

⑶　為替取引関係

［表略］

（記載上の注意）
１　「代理」欄は、当期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
２　「媒介」欄は、当期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

⑷　手数料の状況　（単位：千円）

［表略］

（記載上の注意）
「手数料」欄は、当期中に所属信用協同組合（信用協同組合代理業再受託者（法第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の58第２項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあっては、信用協同組合代理業再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

合　計								

（記載上の注意）
当該期末における預金の口座数及び残高を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　媒介　（単位：件）

所属信用協同組合名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	その他共合計
	件数	件数	件数	件数
合　計				

（記載上の注意）
［同左］

⑵　貸出金関係

①　代理

［同左］

（記載上の注意）
当該期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　［同左］

⑶　為替取引関係

［同左］

（記載上の注意）
１　「代理」欄は、当該期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
２　「媒介」欄は、当該期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

⑷　手数料の状況　（単位：千円）

［同左］

（記載上の注意）
「手数料」欄は、当該期中に所属信用協同組合（信用協同組合代理業再受託者（法第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の58第２項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあっては、信用協同組合代理業再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十六号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（横断的義務表示） **第三条**　食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	（横断的義務表示） **第三条**　食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
［略］	［同上］
添加物	添加物
1　次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。 ［号を削る。］ 一・二　［略］ ［2～4　略］	1　次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。 一　栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二・三　［同上］ ［2～4　同上］
［略］	［同上］

［2・3　略］

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
農産物缶詰及び農産物瓶詰	［略］	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこで、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを詰めたものをいう。

［2・3　同上］

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
農産物缶詰及び農産物瓶詰	［同上］	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下この表及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを詰めたものをいう。

アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガスで、形状がロングスピアー等のものを詰めたものをいう。
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーンを詰めたものをいう。
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マッシュルームで、石突部を除去したものを詰めたものをいう。
えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけで、石突部を除去したものを詰めたものをいう。
なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこで、石突部を除去したものを詰めたものをいう。

アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L.に属する品種の生鮮な又は凍結させたどん茎をいう。以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、形状がロングスピアー等のものを詰めたものをいう。
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea mays L.に属する品種の生鮮な若しくは凍結させた果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）を詰めたものをいう。
グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macrocarpum亜種を除く。）の生鮮な若しくは凍結させた種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものをいう。以下別表第四の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）を詰めたものをいう。
あずき缶詰又はあずき瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wightに属するものをいう。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。
大豆缶詰又は大豆瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆（Glycine max Merr.に属するものをいう。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。
マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マッシュルーム（Agricus（Psalliota）属に属するAgricus bisporus等の栽培品種の生鮮な又は塩蔵した子実体をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ（Flammlina veltipes Singの生鮮な子実体をいう。以下別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ（Pholiota nameko S.ITO et IMAIの生鮮な子実体をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。

みかん缶詰又はみかん瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの 二　［略］	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん（Citrus reticulata Blancoに属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの 二　［同上］
もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［略］	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも（Prunus persica L.に属する核果類（ネクタリン種を除く。）の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［同上］
なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［略］	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし（Pyrus communis L.又はPyrus sinensis L.に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）及び和なし（Pyrus serotina Rehderに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［同上］
パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップルの全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップル（Ananas comosusに属する完熟した果実をいう。以下この表、別表第十九及び別表第二十の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くりの外皮を除去したものを詰めたものをいう。	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり（Castanea crenata Sieb. et Zucc.又はCastanea sativa MILLERに属する完熟した果実をいう。以下別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
［削る。］		アップルソース缶詰又はアップルソース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご（Malus domesticus Borkhausenに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の果肉を破砕し、適度な粘ちゅう度を有するよう調製したものを詰めたものをいう。

［削る。］	
［略］	［略］
［略］	［項を削る。］
［略］	
パン類	パン類
［略］	［略］
次に掲げるものをいう。 一　小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにパン酵母を加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下この表及び別表第四のパン類の項において「パン生地」という。）を焼いたものであって、水分が十パーセント以上のもの ［二・三　略］	
［略］	

混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	
［同上］	［同上］
農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、二種類以上の農産物を配合したものを詰めたものをいう。	
即席めん	
［同上］	［同上］
即席めん	即席めん
次に掲げるものをいう。 一　小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの（かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあっては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。）のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであって、簡便な調理操作により食用に供するもの（凍結させたもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。） 二　一にかやくを添付したもの	
生タイプ即席めん	この表の中欄に掲げる即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したものをいう。
添付調味料	直接又は希釈して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの（香辛料等の微細な固形物を含む。）をいう。
かやく	ねぎ、メンマ等の野菜加工品、もち等の穀類加工品、油揚げ等の豆類の調整品、チャーシュー等の畜産加工食品、わかめ、つみれ等の水産加工食品、てんぷら等、めん及び添付調味料以外のものをいう。
［同上］	［同上］
パン類	パン類
［同上］	［同上］
次に掲げるものをいう。 一　小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下この表及び別表第四のパン類の項において「パン生地」という。）を焼いたものであって、水分が十パーセント以上のもの ［二・三　同上］	
［同上］	

ハム類

［略］

ボンレスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のももを整形し、塩漬し、骨を抜き、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　豚のもも肉を分割して整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 三　［略］
ロースハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］
ショルダーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］
ベリーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］
ラックスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二　［略］

［略］

ハム類

［同上］

ボンレスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のももを整形し、塩漬し、骨を抜き、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　豚のもも肉を分割して整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 三　［同上］
ロースハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］
ショルダーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］
ベリーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］
ラックスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二　［同上］

［同上］

ソーセージ	［略］
クックドソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、湯煮又は蒸煮により加熱したもの（セミドライソーセージ、ドライソーセージ及び無塩漬ソーセージを除く。）をいう。
［略］	
セミドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。ドライソーセージの項において同じ。）及び原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであって水分が五十五パーセント以下のもの（ドライソーセージを除く。）をいう。
ドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱し又は加熱しないで乾燥したものであって水分が三十五パーセント以下のものをいう。
［略］	
リオナソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないもの（この表の中欄に掲げるボロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）をいう。
［略］	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	［略］
［削る。］	
［略］	
［削る。］	

ソーセージ	［同上］
クックドソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、湯煮又は蒸煮により加熱したもの（セミドライソーセージ及び無塩漬ソーセージを除く。）をいう。
［同上］	
セミドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。ドライソーセージの項において同じ。）及び原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであって水分が五十五パーセント以下のもの（ドライソーセージを除く。）をいう。
ドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱しないで乾燥したものであって水分が三十五パーセント以下のものをいう。
［同上］	
リオナソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないもの（この表の中欄に掲げるボロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）をいう。
［同上］	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	［同上］
食肉缶詰又は食肉瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉に調味液を加えたものを詰めたものをいう。
［同上］	
ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のばら肉、ロース肉若しくは肩肉を整形し、塩漬し、くん煙したものをブロック、スライス又はその他の形状に切断して詰めたものをいう。

［削る。］	
［略］	
［削る。］	
	食肉鳥卵　食肉、臓器及び可食部分並びに家きんの卵をいう。
［略］	臓器及び可食部分　食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
［略］	
［略］	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ　魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。）又はこれに食肉（豚肉、牛肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」という。）若しくは脂肪層（肉様植たん又は脂肪層にあっては、それぞれ、おおむね五グラム以上のものに限る。）を混ぜ合わせたものにつなぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、魚肉の肉片の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上であり、つなぎの原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満であるものに限る。）（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）

ハム缶詰又はハム瓶詰　畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のもも肉、ロース肉、肩肉又はばら肉を整形し、塩漬したものをケーシング等に包装し、くん煙し又はくん煙しないで、加熱したものをブロック、スライス又はその他の形状に切断したものを詰めたものをいう。	
［同上］	
その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰　畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰、ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰、ハム缶詰又はハム瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰、無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰、ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰及び家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰以外のものをいう。	
	食肉鳥卵　食肉、食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器及び可食部分並びに卵をいう。
［同上］	
	臓器及び可食部分　肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
［同上］	
［同上］	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ　次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。）又はこれに食肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」という。）若しくは脂肪層（肉様植たん又は脂肪層にあっては、それぞれ、おおむね五グラム以上のものに限る。）を混ぜ合わせたものにつなぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以上であり、つなぎの原材料及び添加物に占め

		る重量の割合が五十パーセント未満であり、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一をブロックに切断し、又は薄切りして包装したもの
［略］	［同上］	
普通魚肉ソーセージ	普通魚肉ソーセージ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　魚肉をひき肉したもの若しくは魚肉をすり身にしたものに食肉をひき肉したものを加えたものを調味料及び香辛料で調味し、これにでん粉、粉末状植物性たんぱく又は加えないで練り合わせたものであって、脂肪含有量が二パーセント以上のもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において単に「練合わせ魚肉」という。）をケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものに限る。特種魚肉ソーセージの項において同じ。）（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）
［略］	［同上］	
うに加工品	うに加工品	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二のうに加工品の項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、うにの製品に占める重量の割合が五十パーセント以上のものをいう。
粒うに	粒うに	
［削る。］	［削る。］	
練りうに	練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、うにの製品に占める重量の割合が五十パーセント以上のものをいう。
［削る。］	［削る。］	
	混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が五十パーセント以上六十五パーセント未満のものをいう。
	うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 一　おおばふんうに科（Strongylocentrotidae） 二　ながうに科（Echinometridae） 三　らっぱうに科（Toxopneustidae）

［削る。］	
［項を削る。］	
［略］	

塩うに含有率		次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量（g）×使用する塩うにの固乾物含有率（%）÷製品の内容量（g）×100 塩うにの基準の固乾物含有率＝35% （注）固乾物含有率は、試料約三グラムを量り取り、摂氏百五度で五時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。
うにあえもの		粒うに、練りうに又は混合うにに、くらげ、いか、かずのこ、あわび、しいたけ等を加えて混ぜ合わせたものであって、塩うに含有率が十五パーセント以上のものをいう。
	粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表及び別表第十九のうにあえものの項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うにあえものの項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。
	練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。
	混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が五十パーセント以上六十五パーセント未満のものをいう。
	うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 一　おおばふんうに科（Strongylocentrotidae） 二　ながうに科（Echinometridae） 三　らっぱうに科（Toxopneustidae）
	塩うに含有率	次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量（g）×使用する塩うにの固乾物含有率（%）÷塩うにの基準の固乾物含有率（%）÷製品の内容量（g）×100 塩うにの基準の固乾物含有率＝35% （注）固乾物含有率は、試料約三グラムを量り取り、摂氏百五度で五時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。
［同上］		

乾燥わかめ	
［略］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［略］	
マーガリン類	マーガリン
	食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下この表及び別表第四のマーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可そ性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十九のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のものをいう。
［略］	
［項を削る。］	

乾燥わかめ		
［同上］	乾わかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち灰ぼしわかめ、もみわかめ及び板わかめを除いたものをいう。
	灰ぼしわかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめにシダ灰等を塗布したもの又はこれを水で洗浄して当該シダ灰等を除去したものを乾燥したものをいう。
	もみわかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめを繰り返してもみ、かつ、乾燥したものをいう。
	板わかめ	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめを板、すだれ等の上で平面状に整形して乾燥したものをいう。
［同上］		
マーガリン類	マーガリン	食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下この表及び別表第四のマーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可そ性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十八のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のものをいう。
［同上］		
調理冷凍食品	調理冷凍食品	農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行ったものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。
	冷凍フライ類	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ種とし、これに衣をつけたもの 二　一を食用油脂で揚げたもの
	冷凍魚フライ	冷凍フライ類のうち、魚（細切し、又はすりつぶしたものを除く。）をフライ種としたものをいう。
	冷凍えびフライ	冷凍フライ類のうち、頭胸部及び甲殻を除去したえび又はこれから尾扇を除去したもの（細切し、又はすりつぶしたものを除く。）をフライ種としたものをいう。
	冷凍いかフライ	冷凍フライ類のうち、いか（細切し、又はすりつぶしたものを除く。）をフライ種としたものをいう。
	冷凍かきフライ	冷凍フライ類のうち、かきのむき身をフライ種としたものをいう。

冷凍コロッケ	冷凍フライ類のうち、食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下この表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において同じ。）、魚肉（えび、貝その他の水産動物の肉を含む。以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十の調理冷凍食品の項において同じ。）、臓器及び可食部分（牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎又は家きんのものに限る。以下この表、別表第四及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において同じ。）、卵、野菜等を細切したものに調味等を行ったものに、ばれいしょ、さつまいも、かぼちゃ等をすりつぶして調味したもの又はホワイトソース、ブラウンソース等のソース（以下別表第二十二の調理冷凍食品の項において「あえ材料」と総称する。）を加えて混ぜ合わせ、俵形等に成形したものをフライ種としたものをいう。
冷凍カツレツ	冷凍フライ類のうち、食肉（細切し、又はすりつぶしたものを除く。）をフライ種としたものをいう。
冷凍しゅうまい	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で円筒形状、きん着形状等に包み、成形したもの 二　一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの
冷凍ぎょうざ	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で半円形状、円形状等に包み、成形したもの 二　一に蒸煮し、ばい焼し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの
冷凍春巻	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で棒状等に包み、成形したもの 二　一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの
冷凍ハンバーグステーキ	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、食肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（魚肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ食肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において「肉様植たん」とい

う。）を加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの 三　一又は二に具又はソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含有するものを含む。）をいう。冷凍ミートボールの項、冷凍フィッシュハンバーグの項及び冷凍フィッシュボールの項において同じ。）を加えたもの	冷凍ミートボール	冷凍フィッシュハンバーグ
次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、食肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（魚肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ食肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんを加えたものに、ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、球形に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの 三　一又は二に具又はソースを加えたもの		次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの又はこれに食肉をひき肉したもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（食肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ魚肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんを加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの 三　一又は二に具又はソースを加えたもの

冷凍フィッシュボール	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの又はこれに食肉をひき肉したもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（食肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ魚肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんを加えたものに、ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、球形に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの 三　一又は二に具又はソースを加えたもの		
冷凍米飯類	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、精米（精麦又は雑穀を混合したものを含む。）に炊き、又は蒸すこと等の加熱処理をしたもの 二　一の加熱処理の前後に、食肉、魚肉、野菜等の具を加え、又は加えないで調味等をしたもの 三　一若しくは二を成形したもの又はこれにのり若しくは薄い卵焼き等で包み、調味料等を加え、若しくは焼くこと等の処理をしたもの		
冷凍めん類	次に掲げるものをいう。 一　この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩、かんすい等を加え練り合わせたものを製めんした後、蒸し、又はゆでること等の加熱処理をしたもの 二　一に調味料で味付け、若しくは油揚げ、豚肉、わかめ、ねぎ等（以下この項及び別表第四の調理冷凍食品の項において「かやく」という。）を加え調理したもの、又は調味料若しくはかやくを添付したもの		
あん	食肉若しくは臓器及び可食部分を細切し、若しくはひき肉したもの又は魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたものに、みじん切りし、若しくはしないねぎその他の野菜、肉様植たん、調味料、香辛料、つなぎ等を加え、又は加えないで調製したものをいう。		
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。		

［項を削る。］

衣		フライ種を食用油脂で揚げる際に、主に水分の蒸発を防ぎ、又は食用油脂の浸透を防ぐためにあらかじめ当該フライ種を包むものとして、次に掲げるものをいう。 一　小麦粉、でん粉等 二　一に脱脂粉乳、卵等を加えたもの 三　二の上にパン粉、クラッカー、はるさめ等をつけたもの
つなぎ		パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。
皮		小麦粉等に食塩、食用油脂等を加え、又は加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもので、あんを包むものをいう。
チルドハンバーグステーキ	チルドハンバーグステーキ	次に掲げるいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。 一　食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下この表、別表第四及び別表第二十二のチルドハンバーグステーキの項において同じ。）を細切し若しくはすりつぶしたもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）、牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱくを加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合せた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し若しくは蒸煮したもの（食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一にソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。）又は具を加えたもの
臓器及び可食部分		肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
つなぎ		パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。

［項を削る。］

［項を削る。］

具			野菜、果実、きのこ類、チーズ等又はこれらを調理した固形状のものであって、チルドハンバーグステーキの項一に掲げるものに添えるもの（ソースを除く。）をいう。
チルドミートボール	チルドミートボール		次に掲げるいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。 一　食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下この表、別表第四及び別表第二十二のチルドミートボールの項において同じ。）をひき肉したもの又はこれに魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下別表第四及び別表第二十二のチルドミートボールの項において同じ。）を細切し若しくはすりつぶしたもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）、牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱくを加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。） 二　一にソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。）を加えたもの
チルドぎょうざ類	臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。	
	つなぎ	パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。	
	チルドぎょうざ類	あんを皮で包んだ後、蒸煮し、ばい焼し、又は食用油脂で揚げたもの（これに食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものを含む。）を包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。	
	チルドぎょうざ	この表の中欄に掲げるチルドぎょうざ類のうち、半円形状又は円形状に成形してあるものをいう。	
	チルドしゅうまい	この表の中欄に掲げるチルドぎょうざ類のうち、円筒形状又はきん着形状に成形してあるものをいう。	

		レトルトパウチ食品
	レトルトパウチ食品	カレー
	プラスチックフィルム若しくは金属はく又はこれらを多層に合わせたものを袋状その他の形状に成形した容器（遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。ただし、内容物が油脂の変敗による品質の低下のおそれのない場合にあっては、この限りでない。）に調製した食品を詰め、熱溶融により密封し、加圧加熱殺菌したものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯等とともに食用に供するように調製したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。

チルド春巻	この表の中欄に掲げるチルドぎょうざ類のうち、棒状に成形してあるものをいう。					
チルドぱおず	この表の中欄に掲げるチルドぎょうざ類のうち、半球形状に成形してあるものをいう。					
あん	野菜等（野菜、果実、種実、きのこ類及び海藻類をいう。以下チルドぎょうざ類の項において同じ。）をみじん切りし、若しくはみじん切りしないもの又はこれに食肉若しくは食用に供される獣鳥の臓器及び可食部分を細切し、若しくはひき肉したもの、魚肉等（魚肉、魚肉加工品及び魚卵をいう。以下チルドぎょうざ類の項において同じ。）を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下別表第四のチルドぎょうざ類の項において「肉様植たん」という。）を加えたものに、調味料、香辛料、つなぎ等を加え又は加えないで調製したものをいう。					
食肉	食用に供される獣鳥の肉をいう。					
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。					
魚肉	食用に供される魚、えび、かに、貝類その他の水産動物の肉をいう。					
つなぎ	小麦粉、でん粉、粉末状植物性たんぱく等で、あんに加えるものをいう。					
皮	小麦粉に食塩、食用油脂、卵、野菜等を加え、又は加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもの（膨張剤等を用いて膨張させたものを除く。）をいう。					
						レトルトパウチ食品
					レトルトパウチ食品	カレー
					プラスチックフィルム若しくは金属はく又はこれらを多層に合わせたものを袋状その他の形状に成形した容器（気密性及び遮光性を有するものに限る。）に調製した食品を詰め、熱溶融により密封し、加圧加熱殺菌したものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯にかけて食用に供するように調製したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。

［削る。］	
パスタソース	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、トマト、乳、乳製品、食用油脂、香辛料、食塩等を加え、パスタとともに食用に供するように調製したものを詰めたものをいう。
［削る。］	
［略］	
［削る。］	
［削る。］	
スープ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたもの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にしたものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみ（スープに浮かせるものに限る）若しくは具を加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したものを詰めたものをいう。

ハヤシ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、にんじん等に、トマトペースト、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯にかけて食用に供するように調製したものであって、トマト特有の香味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
パスタソース	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、トマト、乳、乳製品、食用油脂、香辛料、食塩等を加え、パスタにかけて食用に供するように調製したものを詰めたものをいう。
まあぼ料理のもと	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉をひき肉にしたもの及びたまねぎ、ねぎ、しょうが等をみじん切りにしたもの又はこれらに魚肉を細切し若しくはすりつぶしたもの、臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ食肉の使用量を超えないものに限る。）に、赤唐辛子みそ、でん粉、食用油脂、しょうゆ、香辛料、砂糖類、食塩等を加え、豆腐、なす等とともに調理して食用に供するように調製したものであって、赤唐辛子みそ特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
［同上］	
どんぶりのもと	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、しいたけその他の野菜、海藻類、油揚げ、しらたき等に、しょうゆ、砂糖類、みりん、酒、食塩、香辛料等を加え、米飯にのせて食用に供するように調製したものを詰めたものをいう。
シチュー	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等を大切りしたものに、小麦粉、食用油脂、乳、乳製品、肉様植たん、トマトペースト、香辛料、食塩等を加えて調製したものを詰めたものをいう。
スープ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたもの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にしたものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみを加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したものを詰めたものをいう。

［削る。］		
［略］		
［削る。］		
［略］		
［削る。］		
［削る。］		
［削る。］		
［削る。］		
［略］	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰	調理済の食品を缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（食肉鳥卵を原材料として使用しているものに限る。）をいう。
［略］	カレー缶詰又はカレー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉（牛肉、豚肉及び家きん肉に限る。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、調味料、食用油脂、小麦粉等を加え、米飯等とともに食用に供するように調理したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。

和風汁物		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、しょうゆ、みそ、酒かす、食塩、香辛料等で調製した汁に、だいこん、にんじん、ごぼう、しいたけその他の野菜、海藻類、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、豆腐、油揚げ、こんにゃく、ふ等を加えて調製したものを詰めたものをいう。
［同上］		
ぜんざい		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、小豆に砂糖類、食塩等を加え、半流動状に煮詰めたものを詰めたものをいう。
［同上］		
食肉味付		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉又は臓器及び可食部分に、しょうゆ、砂糖類、食塩その他の調味料、香辛料等を加え調製したものを詰めたものをいう。
食肉油漬け		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉に食用油脂を加え、食塩、香辛料等を加え又は加えないで調製したものを詰めたものをいう。
魚肉味付		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、魚肉にしょうゆ、砂糖類、食塩その他の調味料、香辛料等を加え調製したものを詰めたものをいう。
魚肉油漬け		この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、魚肉に食用油脂を加え、食塩、香辛料等を加え又は加えないで調製したものを詰めたものをいう。
［同上］	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰	調理済の食品を缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（食肉鳥卵を原材料として使用しているものに限り、かつ、スープ缶詰若しくはスープ瓶詰、ソース缶詰若しくはソース瓶詰、ペースト缶詰若しくはペースト瓶詰、おでん缶詰若しくはおでん瓶詰又は米飯類缶詰若しくは米飯類瓶詰に該当するものを除く。）をいう。
［同上］	カレー缶詰又はカレー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉（牛肉、豚肉及び家きん肉に限る。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、調味料、食用油脂、小麦粉等を加え、米飯にかけて食用に供するように調理したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。

［略］	
［削る。］	
食肉鳥卵	食肉、臓器及び可食部分並びに家きんの卵をいう。
［略］	
臓器及び可食部分	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
［削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称	次に定めるところにより表示する。 一　果実を詰めたもの（果実の加工品とともに詰めたものを除く。） イ　果実の名称は、みかん、白もも、洋なし等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の果実を詰めたものにあっては「2種混合果実」等と表示する。

［同上］	
その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
［同上］	
臓器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。
可食部分	食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。
［同上］	
炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。 一　水に二酸化炭素を圧入したもの 二　一に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
フレーバリング	この表の中欄に掲げる炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 一　香料 二　果汁又は果実ピューレー 三　植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 四　乳又は乳製品
［同上］	

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称	次に定めるところにより表示する。 一　農産物（精米を除く。）を詰めたもの（農産物の加工品とともに詰めたものを除く。） イ　農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の農産物を詰めたものにあっては「2種混合果実」、「3種混合野菜」、「混合農産物」等と表示する。

ロ　充てん液を加えたものにあっては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を次の表に掲げる表示の方法により表示する。

ハ　［略］

［号の細分を削る。］

表　［略］

［表を削る。］

ロ　充てん液を加えたものにあっては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実のみを詰めたものにあっては表1、それ以外のものを詰めたものにあっては表2に掲げる表示の方法により表示する。

ハ　［同上］

ニ　イの規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあっては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を表示し、色の区分をしていないものにあっては「アスパラガス・水煮（色混合）」と表示し、グリンピースのもどし豆にあっては「グリンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と表示し、マッシュルーム（ホワイト種のものを除く。）にあっては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を表示し、ももにあっては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に表示し、なしにあっては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に表示すること。

表1　［同上］

表2

充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
1　水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と表示することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と表示する。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあっては、「水煮」の用語を省略することができる。
2　水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と表示する。
3　バターソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と表示する。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と表示することができる。

二　一に掲げるもの以外のもの 「たけのこ水煮」、「3種混合野菜」、「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。	［削る。］

4　1から3まで以外の充てん液 二　農産物の加工品又は精米を詰めたもの 「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を表示する。

	原材料名
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにゃく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、うんしゅうみかんにあっては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。 二　使用した農産物が二種類以上の場合にあっては、一の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　使用した果汁が二種類以上の場合にあっては、一の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 四　果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、一の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と表示する。 五　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 六　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂	

		糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
［略］		七　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。
農産物漬物	［略］	
	［削る。］	
ジャム類	［略］	
	［削る。］	

［同上］		
農産物漬物	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
ジャム類	［同上］	
	原材料名	使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。 一　「いちご」、「りんご」、「なつみかん」、「ぶどう」、「みかん」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「還元麦芽糖水あめ」、「はちみつ」、「ワイン」、「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 二　二種類以上の果実等を使用したものについて、一の規定にかかわらず、「果実等」（果実のみを使用した場合は「果実」、野菜のみを使用した場合は「野菜」）の文字の次に、括弧を付して当該果実等の名称を「いちご、りんご」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、マーマレードにあっては、「果実」に代えて、「かんきつ類」と表示することができる。 三　二種類以上の砂糖類を使用したものについて、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して当該砂糖類の名称を「砂糖、水あめ」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は

「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

［削る。］

［削る。］

乾めん類

［略］

添加物

次に定めるところにより表示する。

一　使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。

二　［略］

［略］

［項を削る。］

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略は適用しない。

内容量

第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○ｇ×△袋」等と表示する。

乾めん類

［同上］

添加物

次に定めるところにより表示する。

一　使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

二　［同上］

［同上］

即席めん

原材料名

第三条第一項の表の原材料名の項の2に定めるほか、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一　めんにあっては、「めん」（油処理により乾燥したものにあっては、「油揚げめん」）の文字の次に括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「植物性たん白」、「卵粉」、「食塩」、「植物油脂」、「ラード」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

二　添付調味料及びかやくにあっては、「鶏肉エキス」、「しょうゆ」、「糖類」、「香辛料」、「油揚げ」、「もち」、「メンマ」、「野菜天ぷら」、「牛肉」、「えび」、「卵」、「植物性たん白」、「のり」、「ねぎ」、「わかめ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

		マカロニ類	名称
			「マカロニ類」と表示する。ただし、マカロニ類のうち、二・五ミリメートル以上の太さの管状又はその他の形状（棒状又は帯状のものを除く。）に成形したものにあっては「マカロニ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあっては「スパゲッティ」と表示することができる。
パン類	［略］	［削る。］	［削る。］
	［削る。］	［削る。］	

添加物		マカロニ類	名称
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、添付調味料又はかやくを添付したものにあっては、内容重量及びめんの重量をグラムの単位で、単位を明記して表示する。		「マカロニ類」と表示する。ただし、マカロニ類のうち、二・五ミリメートル以上の太さの管状又はその他の形状（棒状又は帯状のものを除く。）に成形したものにあっては「マカロニ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあっては「スパゲッティ」と、一・二ミリメートル未満の太さの棒状に成形したものにあっては「ヌードル」と「バーミセリー」と、帯状に成形したものにあっては「ヌードル」と表示することができる。
			原材料名
			使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原料小麦粉は、「デュラム小麦のセモリナ」、「デュラム小麦粉」、「強力小麦のファリナ」又は「強力小麦粉」等と多いものから順に表示する。 二　原料小麦粉以外の原材料は、「卵」、「トマト」、「ほうれんそう」、「食塩」、「大豆粉」、「小麦グルテン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
			添加物
			使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
パン類	［同上］		原材料名
	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖その他の砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。		

	［削る。］
［略］	
ハム類	
［略］	［削る。］
プレスハム	
［略］	［削る。］
混合プレスハム	
［略］	［削る。］
ソーセージ	
［略］	［削る。］
混合ソーセージ	
［略］	［削る。］
ベーコン類	
［略］	［削る。］

内容量	次に定めるところにより表示する。 一　内容数量を表示する。ただし、一個のものにあっては、表示を省略することができる。 二　一の規定にかかわらず、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあっては、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示することができる。
［同上］	
ハム類	
［同上］	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
プレスハム	
［同上］	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
混合プレスハム	
［同上］	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
ソーセージ	
［同上］	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
混合ソーセージ	
［同上］	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
ベーコン類	
［同上］	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

名称	次に定めるところにより表示する。
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	一　コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 コンビーフを詰めたものにあっては「コンビーフ」と、コンビーフ以外のコーンドミートを詰めたものにあっては「コーンドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の二十パーセント以上のものに限る。）を詰めたものにあっては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」と表示することができる。 二　一に掲げるもの以外のもの その内容を表す一般的な名称を表示する。

名称	次に定めるところにより表示する。
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	一　食肉缶詰又は食肉瓶詰 イ　使用した食肉の名称の次に、調味液の種類の名称を次の表に掲げる表示の方法により表示する。 ロ　食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって表示する。 ハ　小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあっては、イの調味液の種類の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と表示する。 二　焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰 イ　「やきとり」又は「やきとり（くしざし）」と表示する。ただし、くし刺しのものにあっては、「やきとり（くしざし）」の表示の次に、主な特徴となる香味（しょうゆに係る香味を除く。）に係る原材料が明らかとなるように「塩味」等と併記する。 ロ　「やきとり」又は「やきとり（くしざし）」の表示の次に、主な特徴となる香味（しょうゆに係る香味を除く。）に係る原材料が明らかとなるように「塩味」等と併記する。 三　ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰 ばら肉を使用したものにあっては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあっては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあっては「ショルダーベーコン」と表示する。ただし、スライス等したものにあっては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。 四　ハム缶詰又はハム瓶詰 骨を除いたもも肉を使用したものにあっては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあっては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあっては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあっては「ベリーハム」と表示する。ただし、スライス等したものにあっては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。 五　ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰 ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したものを除く。）にあっては「ウインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル以上三十六ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）にあっては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが三十六ミリメートル以上のもの

（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）にあっては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたものを使用し、臓器及び可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉並びに鯨肉を加えていないものであって水分が三十五パーセントを超え五十五パーセント以下のものにあっては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたものを使用し、臓器及び可食部分、魚肉並びに鯨肉を加えていないものにあっては「リオナソーセージ」と表示する。ただし、スライス等したものにあっては、「ボロニアソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。

六　コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰

コンビーフを詰めたものにあっては「コンビーフ」と、コンビーフ以外のコーンドミートを詰めたものにあっては「コーンドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の二十パーセント以上のものに限る。）を詰めたものにあっては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」と表示することができる。

七　無塩漬（せき）コンビーフ缶詰又は無塩漬（せき）コンビーフ瓶詰

「無塩せきコンビーフ」と表示する。

八　ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰

「ランチョンミート」と表示する。

九　家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰

使用した卵の名称の次に、「水煮」と表示する。

十　その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

イ　「豚肉しょうが焼」、「鶏そぼろ」、「牛もつ味噌煮」、「うずら卵味付」等と、その内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。

ロ　食肉及びその加工品（調味、ばい焼又は塩漬（せき）したものに限る。）（以下「食肉等」という。）の小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあっては、イの名称の次に括弧を付して、それぞれ「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。ただし、イの名称から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。

調味液の種類	調味液の種類の表示の方法
水又は水に食塩等（しょうゆ、食酢及び食用油脂を除く。）を加えたもの	「水煮」と表示する。

［削る。］

水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料若しくは香辛料等を加えたもの	「味付」と表示する。
食酢又は食酢に香辛料等を加えたもの	「酢漬」と表示する。
食用油脂又は食用油脂に香辛料等を加えたもの	「油漬」と表示する。
トマトソース等の調味液	「調味液漬」と表示する。ただし、「トマトソース漬」、「クリームソース漬」等と表示することができる。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に次に定めるところにより表示する。

一　「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「全粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」、「しょうが」、「グリンピース」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

二　ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあっては、一の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもって表示する。

三　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

	［略］	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ

	名称
	次に定めるところにより表示する。 一　［略］ ［号を削る。］ 二　［略］

四　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、三の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

五　三及び四の規定にかかわらず、使用する砂糖類が二種類以上であって、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たない場合は、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

六　使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、一の規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

七　食酢にあっては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。

	［同上］	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ

	名称
	次に定めるところにより表示する。 一　［同上］ 二　一の規定にかかわらず、ブロックに切断して包装したもののうち、魚肉ハムにあっては「魚肉ハム（ブロック）」又は「フィッシュハム（ブロック）」と、魚肉ソーセージにあっては「魚肉ソーセージ（ブロック）」又は「フィッシュソーセージ（ブロック）」と、特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ（ブロック）」又は「特種フィッシュソーセージ（ブロック）」と、薄切りして包装したもののうち、魚肉ハムにあっては「魚肉ハム（スライス）」又は「フィッシュハム（スライス）」と、魚肉ソーセージにあっては「魚肉ソーセージ（スライス）」又は「フィッシュソーセージ（スライス）」と、特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ（スライス）」又は「特種フィッシュソーセージ（スライス）」と表示する。 三　［同上］

			［削る。］
			［削る。］
			［削る。］
［略］	うに加工品	名称	粒うににあっては「粒うに」と、練りうににあっては「練りうに」と表示する。
			［削る。］

原材料名	第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、次に定めるところにより表示する。 一　魚肉ハムに使用する魚肉若しくは食肉（それぞれ肉片として使用するものに限る。）、肉様植たん又は脂肪層は、「肉片等」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　魚肉ハムに使用するつなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　魚肉ソーセージに使用した結着材料が二種類以上である場合は、「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 四　特種魚肉ソーセージの種ものは、「種もの」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。		
添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。		
内容量	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個又は二枚以上が同一の容器包装に入れられたものであって、個数又は枚数が外側から判別できないものにあっては、個数又は枚数を内容重量の表示の文字に並べて表示する。		
［同上］	うに加工品	名称	粒うににあっては「粒うに」と、練りうににあっては「練りうに」と、混合うににあっては「混合うに」と表示する。
		原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原材料のうには、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を表示する。

	［項を削る。］

［略］

二　一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。 ロ　表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。		

［同上］

	うにあえもの	
	名称 原材料名	
「うにあえもの」と表示する。 使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原材料のうには、次に定めるところにより表示する。 イ　「粒うに」、「練りうに」又は「混合うに」と表示する。 ロ　「粒うに」、「練りうに」又は「混合うに」の文字の次に、それぞれの原材料名を、括弧を付して、別表第四のうに加工品の原材料名の項に定めるところにより表示する。 二　一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「くらげ」、「いか」、「かずのこ」、「あわび」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。 ロ　表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。		

乾燥わかめ	名称	「乾燥わかめ」又は「乾わかめ」と表示する。
［略］	［略］	
［略］		
みそ	［略］	
	［削る。］	
［略］		
ウスターソース類	［略］	
	［削る。］	
［略］		
乾燥スープ	［略］	
	［削る。］	
［略］		

乾燥わかめ	名称	「乾わかめ」と表示する。ただし、灰ぼしわかめにあっては「灰ぼしわかめ」と、もみわかめにあっては「もみわかめ」と、板わかめにあっては「板わかめ」と表示する。
［同上］	［同上］	
［同上］		
みそ	［同上］	
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「調合みそ」であって、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を二種類以上混合したものにあっては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　原料以外の原材料にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
［同上］		
ウスターソース類	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
［同上］		
乾燥スープ	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
［同上］		

食用植物油脂	［略］	
	［削る。］	
マーガリン類	［略］	
	［削る。］	

食用植物油脂	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
マーガリン類	［同上］	
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　食用油脂にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあっては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と表示することができる。 二　食用油脂以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、からしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は

「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

［削る。］

［項を削る。］

添加物	名称
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）

次に定めるところにより表示する。

一　冷凍フライ類

「冷凍フライ類」、「冷凍魚フライ」、「冷凍えびフライ」、「冷凍いかフライ」、「冷凍かきフライ」、「冷凍コロッケ」、「冷凍カツレツ」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。ただし、衣にパン粉、クラッカー、はるさめ等をつけないものにあっては、「フライ」の文字に代えて、「天ぷら」、「唐揚げ」等とその調理方法による最も一般的な名称をもって表示する。

二　冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻

冷凍しゅうまいにあっては「冷凍しゅうまい」と、冷凍ぎょうざにあっては「冷凍ぎょうざ」と、冷凍春巻にあっては「冷凍春巻」と表示する。

三　冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボール

冷凍ハンバーグステーキにあっては「冷凍ハンバーグステーキ」又は「冷凍ハンバーグ」と、冷凍ミートボールにあっては「冷凍ミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないもので、原材料として一種類の食肉のみを使用したものにあっては、「冷凍ハンバーグステーキ」若しくは「冷凍ハンバーグ」又は「冷凍ミートボール」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉」、「豚肉」等と使用した食肉の最も一般的な名称を表示する。

四　冷凍フィッシュハンバーグ及び冷凍フィッシュボール

冷凍フィッシュハンバーグにあっては「冷凍フィッシュハンバーグ」と、冷凍フィッシュボールにあっては「冷凍フィッシュボール」と表示する。ただし、食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないもので、原材料として一種類の魚肉のみを使用したものにあっては、「冷

凍フィッシュハンバーグ」又は「冷凍フィッシュボール」の文字の次に、括弧を付して、「えび」、「かに」等と使用した魚肉の最も一般的な名称を表示する。

五　冷凍米飯類

「冷凍米飯類」、「冷凍チャーハン」、「冷凍焼きおにぎり」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。

六　冷凍めん類

「冷凍めん類」、「冷凍うどん」、「冷凍スパゲッティ」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。ただし、調味料で味付け、又はかやくを加えて調理したものにあっては、「冷凍めん類」等の文字の次に、括弧を付して、「調理済み」と表示する。

七　一から六までの規定による表示中「冷凍」の文字は省略することができる。

原材料名

使用した原材料を、次の一から四までの区分により、原材料（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から四までに定めるところにより表示する。

一　ソース、具、調味料及びかやくの原材料並びに加熱調理用の食用油脂以外の原材料は、次のイからハの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれイからハまでに定めるところにより表示する。

イ　衣、皮又はめん以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

(1)　「えび」、「たら」、「牛肉」、「豚肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「ばれいしょ」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「脱脂粉乳」、「かまぼこ」、「とうもろこし」、「粒状植物性たん白」、「食塩」、「砂糖」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。

(2)　使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが二種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「たら、かに」、「とうもろこし、グリンピース」又は「でん粉、パン粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

(3)　使用した肉様植たんが二種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ロ　使用した衣又は皮の原材料は、「衣」又は「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、パン粉、食塩、砂糖、こしょう、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。

ハ　使用しためんの原材料は、「めん」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉」、「そば粉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、別表第三の冷凍めん類の定義の項の1に掲げるものにあっては、「めん」の文字及びめんの名称に付する括弧を省略することができる。

二　冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールにソース又は具を加えた場合におけるソース又は具の原材料は、ソースにあっては「ソース」の文字の次に、括弧を付して「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等と、具にあっては「具」の文字の次に、括弧を付して「チーズ、にんじん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

三　冷凍めん類に調味料又はかやくを添付した場合における調味料及びかやくの原材料は、調味料の原材料にあっては「つゆ」、「ソース」、「スープ」等の文字の次に括弧を付して「しょうゆ、こんぶエキス、砂糖」等と、かやくの原材料にあっては「かやく」、「具」等の文字の次に括弧を付して「かまぼこ、わかめ」等と、それぞれその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。

四　加熱調理用の食用油脂は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。

［項を削る。］

名称	内容量	添加物
「チルドハンバーグステーキ」又は「チルドハンバーグ」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであって、原材料の食肉として牛肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ（ビーフ）」又は「チルドハンバーグ（ビーフ）」、原材料の食肉として豚肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ（ポーク）」又は「チルドハンバーグ（ポーク）」、原材料の食肉として鶏肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ（チキン）」又は「チルドハンバーグ（チキン）」等と表示する。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールにソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	1　使用した添加物を、第三条第一項の表の添加物の規定並びに次の一及び二の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 一　原材料名の項一のハ、二及び三に掲げる場合にあっては、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加した添加物はめん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料名の表示に併記して、めん、ソース、調味料又はかやくの原材料に添加した添加物はそれぞれめん、ソース、調味料又はかやくの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　一に掲げる場合以外の場合にあっては、原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 2　1の本文の規定にかかわらず、添加物を、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの、めんの原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加したもの並びに調味料及びかやくの原材料に添加したものに区分して、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあっては、それぞれ「めん」、「ソース」、「つゆ」、「スープ」等の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

チルドハンバーグステーキ

原材料名	使用した原材料（ソース又は具を加えたものにあっては、ソース又は具を含む。）を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。 一　ソース及び具の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「牛肉」、「豚肉」、「粒状植物性たん白」、「パン粉」、「アーモンド」、「食塩」、「牛肉エキス」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ロ　使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。）、つなぎ又は野菜等が二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「つなぎ」又は「野菜等」（野菜のみを使用した場合は、「野菜」）の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「パン粉、でん粉」又は「たまねぎ、にんじん」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ハ　使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ニ　魚肉は、イの規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもって、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 三　具を加えた場合における具の原材料は、「具」、「付け合わせ」等の文字の次に、括弧を付して、「チーズ、ベーコン」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
添加物	次に定めるところにより表示する。 一　使用した添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添加したものにあってはソース及び具の原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあってはソースの原材料名の表示に併記して、具の原材

料に添加したものにあっては具の原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

二　一の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加したもの及び具の原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあっては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

［項を削る。］

内容量	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。
チルドミートボール 名称	「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであって一種類の食肉のみを使用したものにあっては、「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。
原材料名	使用した原材料（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　ソースの原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「牛肉」、「豚肉」、「たら」、「粒状植物性たん白」、「パン粉」、「食塩」、「牛肉エキス」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ロ　使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。）、魚肉、つなぎ又は野菜等が二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「魚肉」、「つなぎ」又は「野菜等」（野菜のみを使用した場合は、「野菜」）の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「たら、まぐろ」、「パン粉、でん粉」又は「たまねぎ、にんじん」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

		ハ　使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもって、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
	添加物	次に定めるところにより表示する。 一　使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものにあってはソースの原材料に添加したものにあってはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 二　一の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあっては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。
［項を削る。］	内容量	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。
チルドぎょうざ類	名称	次に定めるところにより表示する。 一　「チルドぎょうざ」、「チルドしゅうまい」、「チルド春巻」又は「チルドばおず」（以下「チルドぎょうざ」等と総称する。）と表示する。 二　あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より高いものにあっては、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「魚肉」と表示する。 三　あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあっては二十パーセント未満、チルドしゅうまいにあっては二十五パーセント未満、チルド春巻又はチルドばおずにあっては十パーセント未満である場合は、二の規定にかかわらず、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「野菜」と表示する。

原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　加熱調理用の食用油脂及び添付油等の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　あんの原材料を、次に定めるところにより表示する。 (1)　「豚肉」、「たら」、「たまねぎ」、「えび」、「豚胃」、「豚脂」、「粒状植物性たん白」、「魚肉加工品」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「食塩」、「砂糖」、「しょうが」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、香辛料にあっては「香辛料」と、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。 (2)　使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが二種類以上である場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉、豚肉」、「たら、はも」、「たまねぎ、グリーンピース」、「小麦粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 (3)　使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、(1)の規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ロ　皮の原材料を、「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、米粉、食塩、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 二　加熱調理用の食用油脂の原材料は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。 三　添付油等の原材料は、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字の次に、括弧を付して、「綿実油、「ラード」、「にんにく」、「しょうゆ」、「からし」、「ラー油」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。
添加物	次に定めるところにより表示する。 一　使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の規定に従い表示する。ただし、添付油等の原材料に添加したものにあっては、添付油等の原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。

	二　一の規定にかかわらず、添加物を、添付油等の原材料以外の原材料に添加したもの及び添付油等の原材料に添加したものに区分して、添付油等の原材料に添加したものにあっては「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。
内容量	食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものにあっては製品及びこれらのものの合計の重量並びに製品の重量を、これらを添付しないものにあっては製品の重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示するとともに、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して、「○個入り」と表示する。
名称	次に定めるところにより表示する。 一　カレー 「カレー」（野菜を原材料として使用したカレーであって、食肉鳥卵及びその加工品並びに魚肉を使用していないものにあっては、「野菜カレー」）と表示する。 二　ハヤシ、ぜんざい、ハンバーグステーキ及びミートボール ハヤシにあっては「ハヤシ」と、ぜんざいにあっては「ぜんざい」と、ハンバーグステーキにあっては「ハンバーグステーキ」又は「ハンバーグ」と、ミートボールにあっては「ミートボール」と表示する。 三　パスタソース 「パスタソース」と表示する。ただし、食肉を原材料として使用したものであって臓器及び可食部分、魚肉並びに肉様植たんを使用していないものにあっては、「ミートソース」と表示する。 四　まあぼ料理のもと 「まあぼ料理のもと」と表示する。ただし、豆腐又はなすとともに調理して食用に供するように調製したものにあっては、それぞれ「まあぼ豆腐のもと」又は「まあぼなすのもと」と表示する。 五　混ぜごはんのもと類 米又は麦を炊飯したものに混ぜて食用に供するように調製したものにあっては「まぜごはんのもと」と、米又は麦とともに炊飯して食用に供するように調製したものにあっては「たきこみごはんのもと」と、米又は麦を炊飯したも
レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）	
［削る。］	
レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）	

のとともにいためて食用に供するように調製したものにあっては「いためごはんのもと」と表示する。ただし、「まぜごはんのもと」、「たきこみごはんのもと」又は「いためごはんのもと」の文字の次に、括弧を付して、「五目ずしのもと」、「かまめしのもと」、「チャーハンのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

六　どんぶりもののもと

牛どんのもと（牛肉を原材料として使用したものであって、それ以外の食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないものをいう。以下レトルトパウチ食品の項において同じ。）にあっては「牛どんのもと」と、それ以外のものにあっては「どんぶりもののもと」と表示する。ただし、牛どんのもと以外のものにあっては、「どんぶりもののもと」の文字の次に、括弧を付して、「親子どんぶりのもと」、「かつどんのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

七　シチュー

「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあっては、「クリームシチュー」と表示する。

八　スープ

「スープ」と表示する。ただし、「スープ」の文字の次に、括弧を付して、「コンソメ」、「ポタージュ」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

九　和風汁物

「和風汁物」と表示する。ただし、「和風汁物」の文字の次に、括弧を付して、「かす汁」、「みそ汁」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

十　米飯類

イ　「米飯類」と表示する。ただし、「米飯類」の文字の次に、括弧を付して、「赤飯」、「五目ごはん」、「かゆ」、「ぞうすい」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

ロ　イの規定にかかわらず、そうざいを添えたものにあっては、「べんとう」と表示する。

十一　食肉味付

イ　使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。以下レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）の項において同じ。）の名称の次に「味付」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「みそ味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ロ　家きんの肉又は臓器及び可食部分をばい焼したものにあっては、「やきとり」と表示する。ただし、「やきとり」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「塩味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ハ　食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と表示することができる。

ニ　小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあっては、イの「味付」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

十二　食肉油漬け

イ　使用した食肉の名称の次に「油漬」と表示する。ただし、小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあっては、「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

ロ　食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

十三　魚肉味付及び魚肉油漬け

イ　使用した魚肉の名称の次に「味付」又は「油漬」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「トマト味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ロ　魚肉味付のうち、ばい焼したものにあっては、イの規定にかかわらず、「てり焼」又は「かば焼」と表示することができる。

ハ　魚肉の名称は、「まぐろ」、「かつお」、「さば」、「うなぎ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

ニ　小肉片又は砕き肉を詰めたものにあっては、イの「味付」又は「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」又は「砕き肉」と表示すること。ただし、小肉片にあっては「チャンク」と、砕き肉にあっては「フレーク」と表示することができる。

十四　一から十三までに掲げるもの以外のもの

その内容物を識別できる最も一般的な名称をもって表示する。

［削る。］

原材料名

使用した原材料を、次の一から三までの区分により、一から三までの順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。

一　使用した原材料にあっては、次に定めるところにより表示する。

イ　「牛肉」、「牛舌」、「豚肝臓」、「鶏卵」、「まぐろ」、「えび」、「粒状植物性たん白」、「たまねぎ」、「にんじん」、「ばれいしょ」、「マッシュルーム」、「りんご」、「米」、「麦」、「小豆」、「チーズ」、「油揚げ」、「牛乳」、「パン粉」、「小麦粉」、「でん粉」、「トマトペースト」、「牛肉エキス」、「ウスターソース」、「しょうゆ」、「みりん」、「綿実油」、「カレー粉」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ　食肉油漬け又は魚肉油漬けであって、使用する砂糖類が二種類以上であり、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たない場合には、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

ニ　使用した食肉等、魚肉、野菜若しくは果実又はつなぎが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「魚肉」、「野菜・果実」（野菜のみを使用した場合は「野菜」、果実のみを使用した場合は「果実」）又は「つなぎ」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「まぐろ、たら、あさり」、「たまねぎ、にんじん、りんご」、「パン粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ホ　使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」、「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二　スープであって、うきみを加えた場合におけるうきみの原材料は、一の規定にかかわらず、「うきみ」の文字の次に括弧を付して、「鶏肉、えび、粒状植物性たん白、マッシュルーム、バーミセリー」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三　ハンバーグステーキ又はミートボールであって、ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、一の規定にかかわらず、「ソース」の文字の次に括弧を付して、「牛肉エキス、トマトペースト、りんごピューレー、ウスターソース、食塩、砂糖、こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

［削る。］

［略］

［項を削る。］

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰

添加物

次に定めるところにより表示する。

一　使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものにあってはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあってはソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。

二　一の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあっては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

［同上］

名称

次に定めるところにより表示する。

一　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰

イ　製品の内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と表示し、又は特定の野菜を使用したものにあっては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と表示することができる。

ロ　食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって表示する。

ハ　三種類以上の食肉を使用したものにあっては、イ及びロの規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と表示する。

ニ　イからハまでの規定にかかわらず、一種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が三十パーセント未満十パーセント以上のもの及び二種類以上の野菜等（野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等をいう。）を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が二十パーセント未満十パーセント以上のものにあっては、「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等（三種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」）と表示し、固形量に対する食肉の重量の割合が十パーセント未満のものにあっては、食肉の名称を付さずに「野菜煮（食肉入り）」と表示する。

二　カレー缶詰又はカレー瓶詰

「カレー」と表示する。

三　シチュー缶詰又はシチュー瓶詰

「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあっては、「シチュー（クリーム煮）」と表示する。

四　その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

イ　製品の内容を最もよく表す名称を表示する。

ロ　牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあっては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。

ハ　骨付の食肉を使用したものにあっては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。

原材料名

次に定めるところにより表示する。

一　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ　「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ニ　使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあっては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。

ホ　食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。

二　その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ　「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ニ　ロ及びハの規定にかかわらず、使用する砂糖類が二種類以上であって、砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

ホ　使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあっては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。

ヘ　食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。

ト　イ及びホの規定にかかわらず、ひき肉加工品等にあっては、その主要原材料を、「肉だんご」等の名称の次に括弧を付して、「豚肉、鶏肉、でん粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

［項を削る。］		
果実飲料	［略］	
	［削る。］	
豆乳類	［略］	
	［削る。］	
［略］		

炭酸飲料		
名称		［炭酸飲料］と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を表示することができる。
原材料名		使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　［砂糖］、［ぶどう糖果糖液糖］、［高果糖液糖］、［オレンジ果汁］、［乳酸菌飲料］等、その最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては［砂糖・ぶどう糖果糖液糖］と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては［砂糖・果糖ぶどう糖液糖］と、砂糖混合高果糖液糖にあっては［砂糖・高果糖液糖］と表示する。 二　印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、一の規定にかかわらず、［砂糖類］又は［糖類］の文字の次に、括弧を付して、［砂糖、ぶどう糖］等と多いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は［砂糖・ぶどう糖果糖液糖］と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は［砂糖・果糖ぶどう糖液糖］と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は［砂糖・高果糖液糖］と表示する。 三　印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、［ぶどう糖果糖液糖］、［果糖ぶどう糖液糖］及び［高果糖液糖］にあっては［液糖］と、［砂糖・ぶどう糖果糖液糖］、［砂糖・果糖ぶどう糖液糖］及び［砂糖・高果糖液糖］にあっては［砂糖・液糖］と表示することができる。 四　原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあっては、水の表示は、省略することができる。
果実飲料	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
豆乳類	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
［同上］		

別表第五（第三条関係）

食品	名称
［略］	
うに加工品	［略］
［削る。］	
［項を削る。］	
乾燥わかめ	乾燥わかめ
	乾わかめ
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	○と表示することができる量
［略］				

別表第五（第三条関係）

食品	名称
［同上］	
うに加工品	［同上］
うにあえものの	混合うに
乾燥わかめ	乾わかめ
	灰ぼしわかめ
	もみわかめ
	板わかめ
［同上］	
チルドハンバーグステーキ	チルドハンバーグステーキ
チルドミートボール	チルドミートボール
チルドぎょうざ類	チルドぎょうざ
	チルドしゅうまい
	チルド春巻
	チルドぱおず
［同上］	

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	○と表示することができる量
［同上］				

食物繊維	［略］	［略］	プラス・マイナス二〇・五グラム
［略］			
パントテン酸	［略］	高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法	［略］
［略］			
ビタミンB_6	［略］	高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法	［略］
ビタミンB_{12}	［略］	高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法	［略］
［略］			

別表第十（第二条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	八十五グラム
脂質	七十グラム
飽和脂肪酸	十七グラム
［略］	
n－6系脂肪酸	十・〇グラム
［略］	
食物繊維	二十グラム
亜鉛	八・五ミリグラム
［略］	
カルシウム	七百ミリグラム
［略］	

食物繊維	［同上］	［同上］	プラス・マイナス二十パーセント［加える。］
［同上］			
パントテン酸	［同上］	微生物学的定量法	［同上］
［同上］			
ビタミンB_6	［同上］	微生物学的定量法	［同上］
ビタミンB_{12}	［同上］	微生物学的定量法	［同上］
［同上］			

別表第十（第二条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	八十一グラム
脂質	六十二グラム
飽和脂肪酸	十六グラム
［同上］	
n－6系脂肪酸	九・〇グラム
［同上］	
食物繊維	十九グラム
亜鉛	八・八ミリグラム
［同上］	
カルシウム	六百八十ミリグラム
［同上］	

鉄	六・五ミリグラム
銅	〇・八ミリグラム
ナトリウム	二千七百ミリグラム（ただし、食塩相当量に換算したものにあっては、七・〇グラム）
［略］	
マンガン	三・二ミリグラム
［略］	
ヨウ素	百四十マイクログラム
［略］	
パントテン酸	五・五ミリグラム
［略］	
ビタミンB_1	一・〇ミリグラム
［略］	
ビタミンB_{12}	四・〇マイクログラム
［略］	
ビタミンD	九・〇マイクログラム
ビタミンE	六・五ミリグラム
［略］	

別表第十二（第七条関係）

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	百キロカロリー当たり	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	百キロカロリー当たり	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
たんぱく質	十七・〇グラム（八・五グラム）	八・五グラム	八・五グラム（四・三グラム）	四・三グラム	八・五グラム（四・三グラム）
［略］					

鉄	六・八ミリグラム
銅	〇・九ミリグラム
ナトリウム	二千九百ミリグラム
［同上］	
マンガン	三・八ミリグラム
［同上］	
ヨウ素	百三十マイクログラム
［同上］	
パントテン酸	四・八ミリグラム
［同上］	
ビタミンB_1	一・二ミリグラム
［同上］	
ビタミンB_{12}	二・四マイクログラム
［同上］	
ビタミンD	五・五マイクログラム
ビタミンE	六・三ミリグラム
［同上］	

別表第十二（第七条関係）

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	百キロカロリー当たり	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	百キロカロリー当たり	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
たんぱく質	十六・二グラム（八・一グラム）	八・一グラム	八・一グラム（四・一グラム）	四・一グラム	八・一グラム（四・一グラム）
［同上］					

亜鉛	カルシウム	鉄	銅	パントテン酸	ビタミンB_1	ビタミンB_{12}
二・五五ミリグラム（一・二八ミリグラム）	二百十ミリグラム（百五ミリグラム）	一・九五ミリグラム（〇・九八ミリグラム）	〇・二四ミリグラム（〇・一二ミリグラム）	一・六五ミリグラム（〇・八三ミリグラム）	〇・三〇ミリグラム（〇・一五ミリグラム）	一・二〇マイクログラム（〇・六〇マイクログラム）
［略］						
〇・八五ミリグラム	七十ミリグラム	〇・六五ミリグラム	〇・〇八ミリグラム	〇・五五ミリグラム	〇・一〇ミリグラム	〇・四〇マイクログラム
一・二八ミリグラム（〇・六四ミリグラム）	百五ミリグラム（五十三ミリグラム）	〇・九八ミリグラム（〇・四九ミリグラム）	〇・一二ミリグラム（〇・〇六ミリグラム）	〇・八三ミリグラム（〇・四一ミリグラム）	〇・一五ミリグラム（〇・〇八ミリグラム）	〇・六〇マイクログラム（〇・三〇マイクログラム）
〇・四三ミリグラム	三十五ミリグラム	〇・三三ミリグラム	〇・〇四ミリグラム	〇・二八ミリグラム	〇・〇五ミリグラム	〇・二〇マイクログラム
七十ミリグラム（七十ミリグラム）	七十ミリグラム（七十ミリグラム）	〇・六五ミリグラム（〇・六五ミリグラム）	〇・〇八ミリグラム（〇・〇八ミリグラム）	〇・五五ミリグラム（〇・五五ミリグラム）	〇・一〇ミリグラム（〇・一〇ミリグラム）	〇・四〇マイクログラム（〇・四〇マイクログラム）
［略］						

亜鉛	カルシウム	鉄	銅	パントテン酸	ビタミンB_1	ビタミンB_{12}
二・六四ミリグラム（一・三二ミリグラム）	二百四ミリグラム（百二ミリグラム）	二・〇四ミリグラム（一・〇二ミリグラム）	〇・二七ミリグラム（〇・一四ミリグラム）	一・四四ミリグラム（〇・七二ミリグラム）	〇・三六ミリグラム（〇・一八ミリグラム）	〇・七二マイクログラム（〇・三六マイクログラム）
［同上］						
〇・八八ミリグラム	六十八ミリグラム	〇・六八ミリグラム	〇・〇九ミリグラム	〇・四八ミリグラム	〇・一二ミリグラム	〇・二四マイクログラム
一・三二ミリグラム（〇・六六ミリグラム）	百二ミリグラム（五十一ミリグラム）	一・〇二ミリグラム（〇・五一ミリグラム）	〇・一四ミリグラム（〇・〇七ミリグラム）	〇・七二ミリグラム（〇・三六ミリグラム）	〇・一八ミリグラム（〇・〇九ミリグラム）	〇・三六マイクログラム（〇・一八マイクログラム）
〇・四四ミリグラム	三十四ミリグラム	〇・三四ミリグラム	〇・〇五ミリグラム	〇・二四ミリグラム	〇・〇六ミリグラム	〇・一二マイクログラム
〇・八八ミリグラム（〇・八八ミリグラム）	六十八ミリグラム（六十八ミリグラム）	〇・六八ミリグラム（〇・六八ミリグラム）	〇・〇九ミリグラム（〇・〇九ミリグラム）	〇・四八ミリグラム（〇・四八ミリグラム）	〇・一二ミリグラム（〇・一二ミリグラム）	〇・二四マイクログラム（〇・二四マイクログラム）
［同上］						

別表第十九（第四条、第五条関係）

ビタミンD	ビタミンE				
二・七〇マイクログラム（一・二五マイクログラム）	一・九五ミリグラム（〇・九八ミリグラム）	〇・九〇マイクログラム（〇・六五ミリグラム）	一・三五マイクログラム（〇・六八マイクログラム）	〇・四五マイクログラム（〇・三三ミリグラム）	〇・九〇マイクログラム（〇・六五ミリグラム（〇・六五ミリグラム）
［略］					

食品	表示事項	表示の方法
［略］		
ジャム類	使用上の注意（糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下のものに限る。）	糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下のものにあっては、「開封後は、10℃以下で保存すること」等と表示する。
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
［項を削る。］		

別表第十九（第四条、第五条関係）

ビタミンD	ビタミンE				
一・六五マイクログラム（〇・八三マイクログラム）	一・八九ミリグラム（〇・九五ミリグラム）	〇・五五マイクログラム（〇・六三ミリグラム）	〇・八三マイクログラム（〇・四一マイクログラム）	〇・二八マイクログラム（〇・二三ミリグラム）	〇・五五マイクログラム（〇・五五マイクログラム）
［同上］					

食品	表示事項	表示の方法
［同上］		
ジャム類	使用上の注意（糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下のもの又は内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下のものにあっては、「開封後は、10℃以下で保存すること」等と表示する。 2　缶詰であって内面塗装缶以外の缶を使用したものにあっては、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
［同上］		
即席めん	調理方法	食品の特性に応じて表示する。
	使用上の注意（食器として使用できる容器にめんを入れているものに限る。）	容器を加熱するものにあっては「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と、容器を加熱しないものにあっては「やけどに注意」等と表示する。
［同上］		
マカロニ類	調理方法	食品の特性に応じて表示する。
［同上］		
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉及びコーンミール	つなぎ又は結着材料に使用したでん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉、コーンミール等の含有率）をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。

			［略］
		うに加工品	［削る。］
			［略］
			［項を削る。］
			［略］
		塩蔵わかめ	［略］
			［削る。］
			［削る。］
			［略］

の含有率が、魚肉ハムにあっては九パーセント、普通魚肉ソーセージにあっては十パーセント、特種魚肉ソーセージにあっては十五パーセントを超える場合に限る。）	別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの名称の項に規定する名称の用語を表示する。		［同上］
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）		うに加工品	塩うに含有率	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。
			［同上］	
		うにあえもの	塩うに含有率	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四のうにあえものの名称の項に定める名称の用語を表示する。			
			［同上］	
		塩蔵わかめ	［同上］	
使用方法	「塩抜きして使用すること」等と表示する。			
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四の塩蔵わかめの名称の項に定める名称の用語を表示する。			
			［同上］	

［項を削る。］

調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）	衣の率（冷凍魚フライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）、冷凍えびフライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十五パーセント、食用油脂で揚げたもの以外のもので頭胸部及び甲殻を除去し、又はこれから尾扇を除去した一尾当たりのえびの重量が六グラム以下のものにあっては六十パーセント）、冷凍いかフライにあっては五十五パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）、冷凍かきフライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）、冷凍コロッケにあっては三十パーセント（食用油脂で揚げた実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。

ものにあっては四十パーセント）及び冷凍カツレツにあっては五十五パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十五パーセント）を超えるものに限る。）	皮の率（冷凍しゅうまいにあっては二十五パーセント、冷凍ぎょうざにあっては四十五パーセント、冷凍春巻にあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）を超えるものに限る。）	使用方法	内容個数（内容個数の管理が困難でないものに限る。）	食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨（食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れたものに限る。）
	実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。	解凍方法、調理方法等を表示する。	○個入り、○尾入り、○枚入り等と表示する。	食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨を表示する。

	［項を削る。］

	ソースを加えた旨又はソースで煮込んだ旨（冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールに限る。）	食肉の含有率（冷凍ハンバーグ及び冷凍ミートボール（これらに具又はソースを加えたものにあっては、具及びソースを除く。）であって、食肉の含有率が四十パーセント未満のものに限る。）	ソースを加えた旨又はソースで煮込んだ旨を表示する。
チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール	調理方法	魚肉の含有率（冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボール（これらに具又はソースを加えたものにあっては、具又はソースを除く。）であって魚肉の含有率が四十パーセント未満のものに限る。）	実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記した魚肉の含有率を表示する。
			食品の特性に応じて表示する。

［項を削る。］

チルドぎょうざ類

調理方法	「加熱調理すること」等と表示する。
皮の率（チルドぎょうざ又はチルドぱおずにあっては四十五パーセント、チルドしゅうまいにあっては二十五パーセント、チルド春巻にあっては五十パーセントを超える場合に限る。）	実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。
「チルド」の用語	「チルド」と表示する。
「魚肉」の用語（あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より高い場合にあって、商品名の一部として、使用した主たる魚肉の名称を表示していない場合に限る。）	「魚肉」と表示する。
「野菜」の用語（あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあっては二十パーセント未満、チルドしゅうまいにあっては二十五	この表のチルドぎょうざ類の項の「魚肉」の用語に関する規定にかかわらず、「野菜」と表示する。

パーセント未満、チルド春巻又はチルドぱおずにあっては十パーセント未満である場合にあって、商品名の一部として、使用した主たる野菜の名称を表示していない場合に限る。）		
	［略］	［項を削る。］

パーセント未満、チルド春巻又はチルドぱおずにあっては十パーセント未満である場合にあって、商品名の一部として、使用した主たる野菜の名称を表示していない場合に限る。）			
	［同上］	レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）	
		レトルトパウチ食品である旨	レトルトパウチ食品である旨を表示する。
		調理方法（調理しないもの（単に温めるものを含む。）以外のものに限る。）	食品の特性に応じて表示する。
		内容量（調理しないもの（単に温めるものを含む。）以外のものに限る。）	「○人前」と表示する。
		食肉等若しくはその加工品又は魚肉の含有率（下欄の表の上欄に掲げるものを使用した場合において、その重量の原材料及び添加物（ハンバーグステーキ及びミートボールのうち、ソース	パーセントの単位で、単位を明記したその含有率を表示する。

名称	原材料名	割合
カレー及びハヤシ	食肉等若しくはその加工品又は魚肉	三パーセント（ハヤシにあっては四パーセント）
パスタソース	食肉又は魚肉	六パーセント
まあぼ料理のもと	食肉	六パーセント
牛どんのもと	牛肉	二十パーセント

		スを加えたものにあっては、ソースを除く。）の重量に占める割合が、同表の下欄に掲げる割合に満たないときに限る。）	
シチュー	食肉等若しくはその加工品又は魚肉	六パーセント（クリームシチューにあっては三パーセント）	
ハンバーグステーキ及びミートボール	食肉	四十パーセント	

［略］	農産物缶詰及び農産物瓶詰	形状（一種類の農産物（れんこん、たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、なめこ、マッシュルーム及び果実（くり及びぎんなんを除く。）を詰めたものに限る。ただし、内容物の形状を容易に確認することができる瓶詰にあっては、この限りでない。）	1　その形状を最もよく表す用語を表示する。

［同上］	農産物缶詰及び農産物瓶詰	形状（一種類の農産物（れんこん、たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、なめこ、マッシュルーム及び果実（くり及びぎんなんを除く。）を詰めたものに限る。ただし、内容物の形状を容易に確認することができる瓶詰にあっては、この限りでない。）	1　一種類の農産物を詰めたものであって、使用した農産物が全形のものにあっては「全形」又は果実名に「丸」の文字を冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあっては「つぼみ」と、ホールのものにあっては「ホール」と、ボタンのものにあっては「ボタン」と、開きのものにあっては「開き」と、全果粒のものにあっては「全果粒」と、身割れのものにあっては「身割れ」と、小片のものにあっては「小片」と、じょうのう片のものにあっては「じょうのう片」と、ホールカーネルのものにあっては「ホールカーネル」と、クリームスタイルのものにあっては「クリームスタイル」と、ロングスピアーのものにあっては「ロング」と、スピアーのものにあっては「スピアー」と、チップのものにあっては「チップ」と、筒切りのものにあっては「筒切り」と、傷のものにあっては「傷」と、先のものにあっては「先」と、切のものにあっては「切」と、筒のものにあっては「筒」と、二つ割りのものにあっては「二つ割り」と、四つ割りのものにあっては「四つ割り」と、乱切りのものにあっては「乱切り」と、千切りのものにあっては「千切り」と、不定形のものにあっては「不定形」と、薄切りのものにあっては「薄切り」と、ランダムスライスにあっては「ランダムスライス」と、カットのものにあっては「カット」と、カット・ヘッドのものにあっては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあっては「輪切り」と、くさび形のものにあっては「くさび形」と、縦割りのものにあっては「縦割り」と、角柱形のものにあっては「角柱形」と、立方形のものにあっては「立方形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を表示する。ただし、たけのこの全形を縦に二つに

［削る。］

切断したものにあっては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ四等分したものにあっては「四つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピーセス・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ二ミリメートル以上八ミリメートル以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができる。

2　アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、「ロング」、「スピアー」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と表示することができる。

3　こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示することができる。

大きさ（たけのこの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

次の表に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

		容器による区分		
	記号及びその略号	一号缶	二号缶	三号缶
大きさ	大（L）	四個又は五個	四個又は五個	四個又は五個
	中（M）	六個以上十個以下	六個以上十個以下	六個以上十個以下
	小（S）	十一個以上十六個以下	十一個以上十六個以下	十一個以上十六個以下
	特小（T）	十六個以上	十六個以上	十六個以上

［削る。］

［削る。］

［削る。］

四号缶	—	四個又は五個	六個以上
五号缶	—	四個又は五個	六個以上
七号缶	—	四個又は五個	六個以上
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	一号缶から七号缶までの個数をもとにその水容積比により換算した個数とする。		

次の表に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号により表示し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の直径を表示する。ただし、基部の太さをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

基部の太さを表す記号及びその略号	基部の太さ		
	皮むき（基部の直径）	皮付き（基部の直径）	
特大（E）	十八ミリメートル以上	二十ミリメートル以上	
大（L）	十三ミリメートル以上十八ミリメートル未満	十五ミリメートル以上二十ミリメートル未満	
中（M）	八ミリメートル以上十三ミリメートル未満	十ミリメートル以上十五ミリメートル未満	
小（S）	八ミリメートル未満	十ミリメートル未満	

基部の太さ（アスパラガスのロングスピアー、スピアー及びチップを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。）

粒の大きさ（グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめ

グリンピースを詰めたものにあっては表1、マッシュルームのホール及びボタンを詰めたものにあっては表2、なめこを詰めたものにあっては表3に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、粒の大きさの略号を表示する場合にあって

こを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

は、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を表示する。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

表1

粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号
九ミリメートル以上	大（L）
七ミリメートル以上九ミリメートル未満	中（M）
七ミリメートル未満	小（S）

表2

粒の大きさ	粒の大きさを表す記号及びその略号
三十五・〇ミリメートルふるい上	特大（G）
三十五・〇ミリメートルふるい下二十七・五ミリメートルふるい上	大（L）
二十七・五ミリメートルふるい下二十一・〇ミリメートルふるい上	中（M）
二十一・〇ミリメートルふるい下十六・五ミリメートルふるい上	小（S）
十六・五ミリメートルふるい下十二・〇ミリメートルふるい上	特小（T）
十二・〇ミリメートルふるい下	極小（m）

表3

粒の大きさを表す記号及びその略号	粒の大きさ（かさの直径）	

［削る。］

形状による区分		
つぼみ		二十二ミリメートル以上三十ミリメートル未満	大（L）
		十六ミリメートル以上二十二ミリメートル未満	中（M）
		十ミリメートル以上十六ミリメートル未満	小（S）
		十ミリメートル未満	特小（T）
開き		三十ミリメートル以上五十ミリメートル未満	大（J）
		二十ミリメートル以上三十ミリメートル未満	中（E）
		二十ミリメートル未満	小（P）

果肉の大きさ（果実（パインアップルを除く。）の二つ割りを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

1　もも、洋なし又は和なしを詰めたものにあっては、果肉数又は次の表に掲げる区分による果肉の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

2　もも、洋なし及び和なし以外のものを詰めたものにあっては、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の別）若しくはその略号（L、MはSの別）により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

果肉の大きさ			
記号及びその略号	大（L）	中（M）	小（S）
容器による区分			
一号缶	三十個以下	三十一個以上四十個以下	四十六個以上六十個以下

［削る。］

二号缶	八個以下		
四号缶	三個以下	九個以上十二個以下	十三個以上十六個以下
五号缶	三個以下	六個以上九個以下	七個以上九個以下
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	千グラム当たり十五個以下	千グラム当たり十六個以上二十五個以下	千グラム当たり二十六個以上

果粒の大きさ（全果粒のものを並びにさくらんぼ、あんず及びぶどうの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

1　みかんを詰めたものにあっては、果粒数又は次の表に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

2　みかん以外のものを詰めたものにあっては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

果粒の大きさ	果粒の大きさを表す記号及びその略号
百グラム当たり二十個以下	大粒（L）
百グラム当たり二十一個以上三十五個以下	中粒（M）
百グラム当たり三十六個以上	小粒（S）

［削る。］	［略］	［削る。］	［削る。］
内容個数（パインアップルの二つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。）	［同上］	「冷凍原料使用」の用語（アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたアスパラガスを使用したもの及びパインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち凍結させた果肉を使用したものに限る。）	「もどし豆」の用語（グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰のうちもどし豆を使用したものに限る。）
「○個」、「○枚」等と表示する。	「冷凍原料使用」と表示する。	「もどし豆」と表示する。	「もどし原料使用」の用語（マッシュルーム缶詰又はマッシュ
［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］

			ルーム瓶詰のうち塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものに限る。）
［略］			［同上］
［削る。］			形状を表す写真、絵又は図柄
		内容個数（家きん卵を詰めたものに限る。）	内容個数（家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰及びその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰のうち家きん卵を詰めたものに限る。）
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	「○○個」と表示する。	「○○個」又は「○○○個～○○○個（下限の個数は上限の個数の八十パーセント以上であること。）」と表示する。
［略］			［同上］
［削る。］			食肉の名称（食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）
［削る。］			肉片形状の用語（食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶

			形状を表す写真、絵又は図柄を表示する。
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰		
			使用した食肉の名称を表示する。
			小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を使用したものについては「骨付」の用語を表示する。

	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	［略］	［削る。］
		［削る。］	［削る。］

詰又はその他の畜産物瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	［同上］	食肉の名称（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）	使用した食肉の名称を表示する。
			「骨付」の用語（その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、骨付きの食肉を使用したものに限る。）	「骨付」の用語を表示する。
			固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合（食肉野菜煮缶詰又は食	実混合割合を上回らない、十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、表示する。

［略］	

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［略］	農産物缶詰及び農産物瓶詰 名称 形状 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、「固形分」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、「固形分」及び「％」の文字はＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 ［号を削る。］

［同上］	肉野菜煮瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合が十パーセント以上のものに限る。）

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［同上］	農産物缶詰及び農産物瓶詰 名称 形状 大きさ 基部の太さ 粒の大きさ 果肉の大きさ 果粒の大きさ 内容個数 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　「冷凍原料使用」（凍結させたアスパラガスを使用したものに限る。）、「もどし豆」及び「もどし原料使用」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める二十ポイント（缶又は瓶の胴の面積が二百五十平方センチメートル未満のものに

備考 別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	［号を加える。］	
［略］		
［項を削る。］	［号を削る。］	
［略］		
［項を削る。］		
［略］		

原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	表示する場合にあっては、十四ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「冷凍原料使用」（凍結させたパインアップルの果肉を使用したものに限る。）の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの三分の二以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める二十ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 三　「固形分」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、「固形分」及び「％」の文字はＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
［同上］		
ジャム類	別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、使用上の注意は、明瞭に表示する。
［同上］		
マカロニ類	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。
［同上］		

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。 ［号を削る。］
［略］	［項を削る。］	［略］
		［項を削る。］

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
［同上］	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ 名称 原材料名 添加物 原料原産地名 でん粉含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。
［同上］	うに加工品及びうにあえもの 名称 原材料名 添加物 原料原産地名 塩うに含有率 内容量	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定による。

塩蔵わかめ

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
食塩含有率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

［同上］

調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷

名称
原材料名
原料原産地名
衣の率又は皮の率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　使用方法又は内容個数は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

塩蔵わかめ

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
食塩含有率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定による。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

［略］

［項を削る。］

二　食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三　ソースを加えた旨、ソースで煮込んだ旨及び食肉又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「チルド」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

二　「魚肉」の用語は、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三　「野菜」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上

［項を削る。］

［項を削る。］

凍ハンバーグ、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。 名称 原材料名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者
チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。 名称 原材料名 原料原産地名 皮の率 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者
チルドぎょうざ類	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。		
第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　レトルトパウチ食品である旨は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　調理方法は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 三　内容量（「〇人前」は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 四　食肉等若しくはその加工品又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に規定する八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	二　調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。 名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。	［項を削る。］ ［略］ ［同上］ レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（ローンビーフスタイル）を除く。）

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］
［略］		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
［項を削る。］	
［略］	
ジャム類	［項を削る。］
	1・2　［略］
	［項を削る。］
［略］	

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 三　固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
［同上］		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
農産物缶詰及び農産物瓶詰	1　「天然」又は「自然」の用語
	2　「純正」その他純粋であることを示す用語
［同上］	
ジャム類	1　「特級」の用語と紛らわしい用語
	2・3　［同上］
	4　果実等を多く含有している旨を示す用語
［同上］	

［項を削る。］

［項を削る。］

［略］

［項を削る。］

［略］

［項を削る。］

［略］

［項を削る。］

即席めん	1　かやくのうち特定のものを特に強調する用語。ただし、調理後の当該かやくの重量が調理後のめんの重量の二パーセント以上である場合は、この限りでない。 2　そば粉を使用しているものであって、そば粉の配合割合が三十パーセント未満のものにあっては、「そば」の用語 3　生タイプ即席めん以外のものにあっては、「生タイプ」の用語
マカロニ類	原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。ただし、製品百グラム当たり当該原材料の固形分が、卵にあっては四グラム以上、野菜にあっては三グラム以上含まれている場合は、この限りでない。
［同上］	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	1　食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であって、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語 2　その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品を二種類以上使用したものについて、特定の食肉を特に強調する用語 3　「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語
［同上］	
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	1　別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」、「ソーセージ」、「クックドソーセージ」、「加圧加熱ソーセージ」、「セミドライソーセージ」、「ドライソーセージ」、「無塩漬（せき）ソーセージ」、「ボロニアソーセージ」、「フランクフルトソーセージ」、「ウインナーソーセージ」、「リオナソーセージ」、「レバーソーセージ」、「レバーペースト」若しくは「混合ソーセージ」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語 2　原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語（当該原材料の一部の名称を表示する用語に、当該原材料の一部の含有率をパーセントの単位で、同程度の大きさで付してあるものを除く。）
［同上］	
うに加工品	1　塩うにを、当該塩うにを製造した場所で当該塩うにを製造した直後に瓶に入れ、これにエチルアルコールを加え又は加えないで瓶詰にしたもの以外のものに表示する「磯詰め」その他これに紛らわしい用語

	［項を削る。］
乾燥わかめ	
［1・2　略］ ［項を削る。］	
［項を削る。］	
塩蔵わかめ	
1　［略］ 2　［新鮮］その他新しさを示す用語	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
みそ	
［1～3　略］ ［項を削る。］	
［略］	［項を削る。］

	2　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
うにあえもの	
1　「磯詰め」その他これと紛らわしい用語 2　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。	
乾燥わかめ	
1・2　同上 3　「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。） 4　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語	
塩蔵わかめ	
1　同上 2　「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。） 3　乾燥わかめを水で戻したものにあっては、「新鮮」その他新しさを示す用語 4　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語	
みそ	
1～3　同上 4　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語	
［同上］	1　冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻について、原材料の一部が他の原材料に比べて多く含まれているかのように誤認させる用語。ただし、次の一及び二に掲げるものにあっては、それぞれ次の一及び二に掲げる用語を除く。 一　冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ又は冷凍春巻 イ　使用した原材料のうちの一種又は二種以上の名称が「コロッケ」、「しゅうまい」、「ぎょうざ」又は「春巻」の文字に冠して表示してあり、かつ、当該原材料の含有率がそれぞれ次の表に定める量以上である場合の当該原材料名
調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍	

フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）

ロ　使用した原材料の含有率が次の表に定める量未満であり、かつ、その含有率が表示されている場合であって、使用した原材料のうちの一種又は二種以上を含むものである旨が商品名に併せて表示してある場合の当該原材料名

ハ　「カレー」の用語

二　冷凍コロッケ

ばれいしょ、さつまいも及びかぼちゃをあえ材料に使用した場合の当該原材料名

2　冷凍コロッケについて、原材料に使用した乳、乳製品等の配合割合から算出した乳脂肪含有率が一・四パーセントに満たない場合の「クリームコロッケ」の用語

3　冷凍ハンバーグステーキ又は冷凍ミートボールで食肉並びに臓器及び可食部分を二種類以上使用したものについて、食肉のうちの特定の種類を特に強調する用語及び冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールで原料魚肉を二種類以上使用したものについて、魚肉のうちの特定の種類を特に強調する用語（それぞれ、当該特定原材料の含有率を表示し、かつ、それを含むものである旨を表示する場合の用語を除く。）

4　冷凍ハンバーグステーキ若しくは冷凍ミートボールで魚肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したもの又は冷凍フィッシュハンバーグ若しくは冷凍フィッシュボールで食肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものについて、原材料の全てが食肉又は魚肉であるかのように誤認させる用語

5　冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻以外のものについて、「かに」の用語（かにの含有率を表示した場合を除く。）

6　冷凍米飯類について、「五目」の用語（具の含有率が八パーセント以上であり、かつ、使用した具の種類が五種類以上のものを除く。）

7　冷凍めん類について、めんにおけるそば粉の配合割合が三十パーセントに満たない場合の「そば」の用語又はこれと紛らわしい用語

名称	原材料名	含有率
冷凍コロッケ	えび	原材料及び添加物に対し十パーセント
	かに	原材料及び添加物に対し八パーセント
	牛肉	原材料及び添加物に対し八パーセント
	豚肉	原材料及び添加物に対し十パーセント

［項を削る。］

［項を削る。］

	鶏肉	原材料及び添加物に対し十パーセント
	とうもろこし	原材料及び添加物に対し十五パーセント
	チーズ	原材料及び添加物に対し十パーセント
	その他	原材料及び添加物に対し八パーセント
冷凍しゅうまい	えび	あんに対し十五パーセント
	かに	あんに対し十パーセント
	豚肉	あんに対し十五パーセント
	鶏肉	あんに対し十五パーセント
	その他	あんに対し十パーセント
冷凍ぎょうざ	えび	あんに対し十五パーセント
	かに	あんに対し十パーセント
	その他	あんに対し十パーセント
冷凍春巻	えび	あんに対し十パーセント
	かに	あんに対し八パーセント
	その他	あんに対し八パーセント

チルドハンバーグステーキ

1　別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

2　「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

3　原料食肉を二種類以上使用したものについて、原料食肉のうち特定の種類を特に強調する用語

4　魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語

5　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

チルドミートボール

1　別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

2　「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

3　二種類以上の食肉を使用したものについて、当該食肉のうち特定のものを特に強調する用語

［項を削る。］

４　魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語

５　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

チルドぎょうざ類

原材料のうち特定のものを特に強調する用語。ただし、別表第十九のチルドぎょうざ類の項の規定に従い、「魚肉」又は「野菜」の用語を表示する場合、あんに占める重量の割合が次の表に定める割合以上である原材料の名称を冠した商品名を用いる場合又は商品名を併せて、特定の原材料を含む旨及び当該原材料の重量の割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	原材料名	あんに占める重量の割合
チルドぎょうざ	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 えび かに その他	三十パーセント 十五パーセント 十五パーセント 十パーセント 十五パーセント 十パーセント 十パーセント
チルドしゅうまい	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 えび かに その他	四十パーセント 十五パーセント 十五パーセント 十五パーセント 十パーセント 十パーセント 十パーセント
チルド春巻	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 えび かに その他	三十パーセント 十パーセント 十パーセント 十パーセント 十パーセント 八パーセント 十パーセント
チルドぱおず	食肉 牛肉 豚肉	三十パーセント 十五パーセント 十五パーセント

レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）

肉様植たんを使用したものについて、原材料の全てが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語。

鶏肉	十五パーセント
えび	十パーセント
かに	八パーセント
その他	十パーセント

1　二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉等若しくはその加工品又は魚肉のうち特定の種類のものを特に強調する用語

2　肉様植たんを使用したものについて、原材料の全てが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語

3　次の表の上欄に掲げるものにあっては、同表の中欄に掲げる原材料のうち、その重量の割合が同表の下欄の割合に満たない種類のものを特に強調する用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	原材料名	割合
混ぜごはんのもと類及びどんぶりもののもと	食肉鳥卵又は魚肉	原材料及び添加物に対し十パーセント
	野菜又は果実（まつたけ及びくりを除く。）	原材料及び添加物に対し三十パーセント
	まつたけ	原材料及び添加物に対し十パーセント
	くり	原材料及び添加物に対し五十パーセント
スープ	食肉等又は魚肉	原材料及び添加物に対し五パーセント
	野菜又は果実	使用した野菜及び果実の合計重量に対し五十パーセント
和風汁物	食肉等又は魚肉	原材料及び添加物に対し三パーセント

4　米飯類にあっては、使用した鶏肉又は牛肉の重量の原材料及び添加物の重量に占める割合がそれぞれ四パーセント又は六パーセント未満のものについて、鶏肉又は牛肉を含む旨の用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。

5　食肉等及びその加工品、魚肉並びに肉様植たん以外の原材料の一部を誇大に表示する用語

6　「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語

7　「天然」、「自然」及び「完全」の用語

［項を削る。］

［項を削る。］

［略］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	
	表示の方法	添加物
［略］	［略］	［略］
シアン化合物を含有する豆類	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	［略］
［略］	［略］	［略］
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、ブルーベリー、マンゴー、もも、やまもも、ゆず、ライチ、りんご及びレモン	［略］	1　加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 2　［略］

［略］

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰

1　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であって、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語

2　カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語

炭酸飲料

「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語

［同上］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	
	表示の方法	添加物
［同上］	［同上］	［同上］
シアン化合物を含有する豆類	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、ブルーベリー、マンゴー、もも、やまもも、ゆず、ライチ、りんご及びレモン	［同上］	1　栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 2　［同上］

しょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご	［略］	
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	［略］	
	添加物	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	［略］	
鶏の殻付き卵	［略］	
	添加物	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	［略］	
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除	［略］	
	添加物	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示す

しょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご	［同上］	
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	［同上］	
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	［同上］	
鶏の殻付き卵	［同上］	
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	［同上］	
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除	［同上］	
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっ

く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）		
	［略］	る。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
［略］		
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの		
	添加物	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
［略］	［略］	
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの		
	添加物	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
［略］	［略］	
生かき		
	添加物	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されて

く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）		
	［同上］	ては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
［同上］		
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの		
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
［同上］	［同上］	
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの		
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
［同上］	［同上］	
生かき		
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名

いる名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	［略］	の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、食品表示基準別表第三調理冷凍食品の項の改正規定並びに別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）の項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第三条、別表第三、別表第四、別表第五、別表第十九、別表第二十、別表第二十二及び別表第二十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　令和十年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される生鮮食品及び業務用加工食品の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十及び別表第十二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第三号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条の二第二項第三号イの規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、厚生省、大蔵省、農林水産省、運輸省、郵政省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（対内直接投資等の届出の特例に関する事項） **第三条の二**　［略］ ［２・３　略］	（対内直接投資等の届出の特例に関する事項） **第三条の二**　［同上］ ［２・３　同上］

４　令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの

［二～七　略］

５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第二号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項並びに第五十二条第一項及び第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第81条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第81条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　略］ （記載上の注意） ［１～７　略］	中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　同左］ （記載上の注意） ［１～７　同左］

４　［同上］

一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの

［二～七　同上］

５　［同上］

［第１・第２　略］

第３　第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	××× ×××
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	［略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

［第４～第７　略］

別紙様式第２号（第81条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　月　日

殿

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１・第２　略］

第３　第　　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
［略］	［略］
法人税、住民税及び事業税	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××
［略］	［略］

［第１・第２　同左］

第３　第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	×××
［同左］	［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第４～第７　同左］

別紙様式第２号（第81条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　月　日

殿

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１・第２　同左］

第３　第　　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
［同左］	［同左］
法人税、住民税及び事業税	×××
［同左］	［同左］

（記載上の注意）
［１～12　略］

［第４～第７　略］

別紙様式第５号（第82条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～６　略］

第２　第　期中間決算公告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～12　同左］

［第４～第７　同左］

別紙様式第５号（第82条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～６　同左］

第２　第　期中間決算公告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～３　略］

別紙様式第６号（第82条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　商　工　組　合　中　央　金　庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～12　略］

第２　第　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～３　同左］

別紙様式第６号（第82条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　商　工　組　合　中　央　金　庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～12　同左］

第２　第　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金　額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意） ［１～３　略］	（記載上の注意） ［１～３　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○内閣厚生労働省令第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第９号（第113条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） （労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿ （所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿 年　月　日 （労働金庫名） （理　事　長）　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ 第１　事　業　概　況　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） ［１．～14.　略］	**別紙様式第９号**（第113条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） （労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿ （所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿 年　月　日 （労働金庫名） （理　事　長）　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ 第１　事　業　概　況　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） ［１．～14.　同左］

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第５　略］

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第９号の２（第113条第２項関係）

（日本産業規格　Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫名）
（理　事　長）　氏　　名

年　月　日から　　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　略］

３．連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				

別紙様式第９号の２（第113条第２項関係）

（日本産業規格　Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫名）
（理　事　長）　氏　　名

年　月　日から　　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　同左］

３．連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）
［１．～３．　略］

第２　［略］

別紙様式第10号（第113条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）
（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）
（理事長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　略］　頁

（記載上の注意）
［１．～５．　略］

第１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～14.　略］
15. 単体自己資本比率
当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］

第２　［同左］

別紙様式第10号（第113条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）
（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）
（理事長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　同左］　頁

（記載上の注意）
［１．～５．　同左］

第１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～14.　同左］
15. 単体自己資本比率
当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第６　略］

別紙様式第10号の２（第113条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理事長）　氏　　名

（単位：百万円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第６　同左］

別紙様式第10号の２（第113条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理事長）　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次　頁

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　略］

３．連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次　頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　同左］

３．連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				

［項を削る。］	オペレーショナル・リスク相当額調整額
［略］	［同左］

（記載上の注意）
［１．～３．　略］

第２　［略］

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までは、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○農林水産省・財務省令第二号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省・財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別紙様式第３号（第25条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成
年　月　日　備付

住　所
農林中央金庫
代表理事　氏　名

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～15　略］

改正前

別紙様式第３号（第25条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成
年　月　日　備付

住　所
農林中央金庫
代表理事　氏　名

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～15　同左］

別紙様式第７号（第25条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成
年　月　日備付

住　所
農林中央金庫
代表理事　氏　名

（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第７号（第25条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成
年　月　日備付

住　所
農林中央金庫
代表理事　氏　名

（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［同左］

附　則

この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○内閣府・国土交通省令第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成二十八年内閣府・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令
（都道府県公安委員会への書面の送付）	（都道府県公安委員会への書面の送付）
第一条　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第六条第一項の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。	**第一条**　国土交通大臣（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、法第四条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。

（意見を聴く必要がない場合）

第三条　法第六条第八項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第六条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容（次号において「事業内容」という。）に貨物軌道事業又はトラックターミナル事業のいずれもが含まれない場合

二　事業内容に貨物軌道事業が含まれ、かつ、トラックターミナル事業が含まれない場合であって、貨物軌道事業（法第七条第二項に規定する認定総合効率化計画に従って行われていたものに限る。）に係る線路及び停留場の使用の廃止に伴って他の軌道経営者（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者をいう。）が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合

（処分の通知）

第四条　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第六条第四項の認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

（総合効率化計画の変更の認定）

第五条　前各条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。

附　則

この命令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（意見を聴く必要がない場合）

第三条　法第四条第八項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第四条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容（次号において「事業内容」という。）に貨物軌道事業又はトラックターミナル事業のいずれもが含まれない場合

二　事業内容に貨物軌道事業が含まれ、かつ、トラックターミナル事業が含まれない場合であって、貨物軌道事業（法第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に従って行われていたものに限る。）に係る線路及び停留場の使用の廃止に伴って他の軌道経営者（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者をいう。）が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合

（処分の通知）

第四条　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第四条第四項の規定による認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

（総合効率化計画の変更の認定）

第五条　前各条の規定は、法第五条第一項に規定する総合効率化計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用する。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第二十一号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第五項第一号及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イの規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

地方債に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　令和七年度までの間における大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和七年三月十八日付け国水下第五十二号）に規定する下水道管路の緊急調査に要する経費	**附　則** （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十九条の規定に基づき、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

法務大臣　鈴木　馨祐

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　［略］ ［第一節～第四節　略］ 第五節　保護観察付執行猶予者 第一款　通則（第九十九条の二―第百五条） 第二款　再保護観察付執行猶予者に関する特則（第百五条の二） ［第六節・第七節　略］ ［第四章～第六章　略］ 附則 （身上関係事項の通知等）	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］ 第五節　保護観察付執行猶予者（第九十九条の二―第百五条） ［第六節・第七節　同上］ ［第四章～第六章　同上］ 附則 （身上関係事項の通知等）
第七条　矯正施設の長（刑事施設の長及び少年院の長をいう。以下同じ。）は、拘禁刑に処せられた者又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号若しくは同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者を収容したときは、速やかに、刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容された者（以下「刑事施設等被収容者」という。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されている者、労役場に留置されている者若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地又は当該住居がないときはその者が釈放された後に居住することを希望する場所をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。 一　［略］ 二　拘禁刑に処せられた者についてはその刑の言渡しをした裁判所の名称、言渡し及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び刑期（拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者（以下次号、第九条第一号及び第百一条第三号において「一部猶予者」という。）にあっては、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに当該猶予の期間中の保護観察の有無を含む。）、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者についてはその保護処分をした家庭裁判所の名称、その年月日及び非行名 三　拘禁刑に処せられた者については収容した日、刑期の起算日及び終了日（一部猶予者にあっては、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の終了日を含む。）並びに刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間（以下「法定期間」という。）の末日、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者については収容した日及び収容すべき期間の終了日 ［四～八　略］	**第七条**　矯正施設の長（刑事施設の長及び少年院の長をいう。以下同じ。）は、懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号若しくは同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者を収容したときは、速やかに、刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容された者（以下「刑事施設等被収容者」という。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されている者、労役場に留置されている者若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地又は当該住居がないときはその者が釈放された後に居住することを希望する場所をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。 一　［同上］ 二　懲役又は禁錮の刑に処せられた者についてはその刑の言渡しをした裁判所の名称、言渡し及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び刑期（懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者（以下次号、第九条第一号及び第百一条第三号において「一部猶予者」という。）にあっては、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに当該猶予の期間中の保護観察の有無を含む。）、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者についてはその保護処分をした家庭裁判所の名称、その年月日及び非行名 三　懲役又は禁錮の刑に処せられた者については収容した日、刑期の起算日及び終了日（一部猶予者にあっては、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の終了日を含む。）並びに刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間（以下「法定期間」という。）の末日、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者については収容した日及び収容すべき期間の終了日 ［四～八　同上］

九　拘禁刑の執行のため刑事施設に収容された者については処遇要領（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下同じ。）、拘禁刑又は保護処分の執行のため少年院に収容された者については個人別矯正教育計画（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三十四条第一項に規定する個人別矯正教育計画をいう。以下同じ。）

［十～十三　略］

［２～４　略］

（審査の時期）

第十一条　拘禁刑の執行のため矯正施設に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

２　［略］

（仮釈放及び仮出場の申出の基準）

第十二条　矯正施設の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

２　［略］

（面接の省略）

第二十一条　法第三十七条第一項ただし書（法第四十二条において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　審理対象者が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第八十九条第二項の規定により開放的施設における処遇を受けている場合であって、当該審理対象者について仮釈放を許す旨の決定をするとき。

［六～八　略］

（仮釈放許可の基準）

第二十八条　法第三十九条第一項に規定する仮釈放を許す処分は、拘禁刑の執行のため矯正施設に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。

第三十二条　地方委員会は、仮釈放等を許すか否かに関する審理の対象とされている者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、審理を終結するものとする。

［一・二　略］

三　拘禁刑、拘留の刑又は労役場留置の執行を停止された日から三月を経過したとき。ただし、執行の停止が取り消される見込みがあるときは、この限りでない。

四　［略］

２　［略］

九　懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容された者については処遇要領（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下同じ。）、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため少年院に収容された者については個人別矯正教育計画（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三十四条第一項に規定する個人別矯正教育計画をいう。以下同じ。）

［十～十三　同上］

［２～４　同上］

（審査の時期）

第十一条　懲役又は禁錮の刑の執行のため矯正施設に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

２　［同上］

（仮釈放及び仮出場の申出の基準）

第十二条　矯正施設の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

２　［同上］

（面接の省略）

第二十一条　法第三十七条第一項ただし書（法第四十二条において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　同上］

五　審理対象者が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第八十八条第二項の規定により開放的施設における処遇を受けている場合であって、当該審理対象者について仮釈放を許す旨の決定をするとき。

［六～八　同上］

（仮釈放許可の基準）

第二十八条　法第三十九条第一項に規定する仮釈放を許す処分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため矯正施設に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。

第三十二条　地方委員会は、仮釈放等を許すか否かに関する審理の対象とされている者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、審理を終結するものとする。

［一・二　同上］

三　懲役、禁錮若しくは拘留の刑又は労役場留置の執行を停止された日から三月を経過したとき。ただし、執行の停止が取り消される見込みがあるときは、この限りでない。

四　［同上］

２　［同上］

第五節　保護観察付執行猶予者

第一款　通則

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　［略］

（保護観察の仮解除の基準等）

第百三条　［略］

2　保護観察所の長は、保護観察の仮解除をしたときは、速やかに、保護観察付執行猶予者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

一　［略］

二　保護観察の仮解除の期間中、法第八十一条第三項又は法第八十一条の五の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守すべきこと。

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　［略］

2　保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者が、法第八十一条第三項又は法第八十一条の五の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかったと認めるときその他の再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、法第八十一条第五項の規定により、保護観察の仮解除を取り消すものとする。

3　［略］

第二款　再保護観察付執行猶予者に関する特則

（保護観察の実施計画の作成に関する特則）

第百五条の二　保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第四十二条第一項本文に規定する実施計画を作成するに当たっては、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、法第八十一条の三の規定による鑑別の求めその他の方法により把握した当該犯罪に結び付いた要因についても分析するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五節　保護観察付執行猶予者

［款名を付する。］

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　［同上］

（保護観察の仮解除の基準等）

第百三条　［同上］

2　保護観察所の長は、保護観察の仮解除をしたときは、速やかに、保護観察付執行猶予者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

一　［同上］

二　保護観察の仮解除の期間中、法第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守すべきこと。

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　［同上］

2　保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者が、法第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかったと認めるときその他の再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、法第八十一条第五項の規定により、保護観察の仮解除を取り消すものとする。

3　［同上］

［款を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮又は旧刑法第十六条に規定する拘留の刑の執行のために刑事施設又は少年院に収容されている者に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項各号列記以外の部分	拘禁刑	刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑
第七条第一項第二号	拘禁刑に処せ	懲役又は禁錮の刑に処せ
	拘禁刑につき	懲役又は禁錮につき
第七条第一項第三号、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条	拘禁刑	懲役又は禁錮の刑

第七条第一項第九号	拘禁刑の	懲役又は禁錮の刑の
	拘禁刑又	懲役若しくは禁錮の刑又
第七条第三項各号列記以外の部分	拘留の刑	旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑
第七条第三項第一号、第二号及び第三号、第十二条第二項並びに第二十九条	拘留の刑	旧拘留の刑
第三十二条第一項第三号	拘禁刑、拘留の刑	懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑

○財務省令第十三号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

財務大臣　加藤　勝信

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告（当該証明に係る物品について関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする。）に際し税関長に提出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・五五四
昭和十六年度	二一・七五七
昭和十七年度	二〇・九八八
昭和十八年度	二〇・二四四
昭和十九年度	一九・五二六
昭和二十年度	一八・八三二
昭和二十一年度	一八・一六一
昭和二十二年度	一七・五一三
昭和二十三年度	一六・八八七
昭和二十四年度	一六・二八二
昭和二十五年度	一五・六九八
昭和二十六年度	一五・一三三

改正前	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・三四四
昭和十六年度	二一・五五四
昭和十七年度	二〇・七九一
昭和十八年度	二〇・〇五五
昭和十九年度	一九・三四三
昭和二十年度	一八・六五五
昭和二十一年度	一七・九九〇
昭和二十二年度	一七・三四八
昭和二十三年度	一六・七二七
昭和二十四年度	一六・一二八
昭和二十五年度	一五・五四九
昭和二十六年度	一四・九八九

昭和二十七年度	一四・五八七
昭和二十八年度	一四・〇六〇
昭和二十九年度	一三・五五一
昭和三十年度	一二・七九二
昭和三十一年度	一二・〇七三
昭和三十二年度	一一・三九二
昭和三十三年度	一〇・七四六
昭和三十四年度	一〇・一三三
昭和三十五年度	九・五五三
昭和三十六年度	九・〇〇三
昭和三十七年度	八・四八一
昭和三十八年度	七・九八七
昭和三十九年度	七・五一九
昭和四十年度	七・〇七五
昭和四十一年度	六・六五四
昭和四十二年度	六・二五五
昭和四十三年度	五・八七六
昭和四十四年度	五・五一八
昭和四十五年度	五・一七八
昭和四十六年度	四・八五六
昭和四十七年度	四・五五一
昭和四十八年度	四・二六一
昭和四十九年度	三・九八七
昭和五十年度	三・七二七
昭和五十一年度	三・四八一
昭和五十二年度	三・二四七
昭和五十三年度	三・〇二六
昭和五十四年度	二・八一六
昭和五十五年度	二・六一七
昭和五十六年度	二・四二八
昭和五十七年度	二・二五〇

昭和二十七年度	一四・四四八
昭和二十八年度	一三・九二六
昭和二十九年度	一三・四二一
昭和三十年度	一二・六六九
昭和三十一年度	一一・九五七
昭和三十二年度	一一・二八一
昭和三十三年度	一〇・六四一
昭和三十四年度	一〇・〇三四
昭和三十五年度	九・四五九
昭和三十六年度	八・九一四
昭和三十七年度	八・三九七
昭和三十八年度	七・九〇七
昭和三十九年度	七・四四三
昭和四十年度	七・〇〇二
昭和四十一年度	六・五八五
昭和四十二年度	六・一九〇
昭和四十三年度	五・八一五
昭和四十四年度	五・四六〇
昭和四十五年度	五・一二三
昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一

昭和五十八年度	二・〇八〇
昭和五十九年度	一・九二〇
昭和六十年度	一・七六七
昭和六十一年度	一・六二三
昭和六十二年度	一・四八六
昭和六十三年度	一・三五七
平成元年度	一・二三四
平成二年度	一・一一七
平成三年度	一・〇〇七
平成四年度	〇・九〇二
平成五年度	〇・八〇三
平成六年度	〇・七〇九
平成七年度	〇・六二〇
平成八年度	〇・五三六
平成九年度	〇・四五六
平成十年度	〇・三八〇
平成十一年度	〇・三二七
平成十二年度	〇・二七六
平成十三年度	〇・二二七
平成十四年度	〇・一七九
平成十五年度	〇・一六二
平成十六年度	〇・一四六
平成十七年度	〇・一二六
平成十八年度	〇・一〇七
平成十九年度	〇・〇九〇
平成二十年度	〇・〇七五
平成二十一年度	〇・〇六三
平成二十二年度	〇・〇五〇
平成二十三年度	〇・〇四一
平成二十四年度	〇・〇三三
平成二十五年度	〇・〇二七

昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四
昭和六十年度	一・七四三
昭和六十一年度	一・六〇〇
昭和六十二年度	一・四六四
昭和六十三年度	一・三三六
平成元年度	一・二一四
平成二年度	一・〇九九
平成三年度	〇・九八九
平成四年度	〇・八八五
平成五年度	〇・七八七
平成六年度	〇・六九四
平成七年度	〇・六〇六
平成八年度	〇・五二二
平成九年度	〇・四四三
平成十年度	〇・三六七
平成十一年度	〇・三一五
平成十二年度	〇・二六四
平成十三年度	〇・二一六
平成十四年度	〇・一六九
平成十五年度	〇・一五二
平成十六年度	〇・一三六
平成十七年度	〇・一一六
平成十八年度	〇・〇九七
平成十九年度	〇・〇八一
平成二十年度	〇・〇六六
平成二十一年度	〇・〇五三
平成二十二年度	〇・〇四一
平成二十三年度	〇・〇三一
平成二十四年度	〇・〇二四
平成二十五年度	〇・〇一八

平成二十六年度	○・○二三
平成二十七年度	○・○二二
平成二十八年度	○・○二一
平成二十九年度	○・○二〇
平成三十年度	○・○一九
令和元年度	○・○一八
令和二年度	○・○一七
令和三年度	○・○一五
令和四年度	○・○〇九

平成二十六年度	○・○一四
平成二十七年度	○・○一三
平成二十八年度	○・○一二
平成二十九年度	○・○一一
平成三十年度	○・○一〇
令和元年度	○・○〇九
令和二年度	○・○〇八
令和三年度	○・○〇六
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十五条第一項、第十七条第一項及び第五十二条第一項並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等）	（再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。	3　法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（削る）	四　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号。第六条の三第八項において「平成二十四年改正法」という。）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる離職
四～六　（略）	五～七　（略）
（求職活動支援書の作成等）	（求職活動支援書の作成等）
第六条の三　（略）	**第六条の三**　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
8　法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の事業主の都合とする。	8　法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、平成二十四年改正法附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことその他事業主の都合とする。

様式第２号（第33条関係）

様式第二号を次のように改める。

公共職業安定所コード番号					

（公共職業安定所で記入すること）

高年齢者雇用状況等報告書

（正）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第１項の規定により、令和　　年６月１日現在の状況を下記のとおり報告します。

厚生労働大臣　殿　　令和　　年　　月　　日

事業主	①（ふりがな） 名称（法人の場合）又は氏名（個人事業の場合）		②（ふりがな） 代表者氏名（法人の場合）	
	③住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）	〒（　―　） 電話番号　（　）		
	④法人番号			
事業の種類	⑤産業分類番号	事業の具体的内容（　）	⑥労働組合の有無	□イ　あり □ロ　なし
	⑦雇用保険適用事業所番号	―　―		

定年制の状況	⑧定年	□イ　定年なし □ロ　定年あり（定年年齢＿＿＿歳）
	⑨定年の改定予定等	□イ　改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳） □ロ　廃止予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月に廃止） □ハ　改定又は廃止を検討中 □ニ　改定・廃止予定なし
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	□イ　就業規則等で継続雇用制度を定めている →ａ継続雇用先 （ⅰ）65歳以下（□(イ)自社　□(ロ)親会社・子会社等（以下「子会社等」という）　□(ハ)関連会社等） （ⅱ）65歳超　（□(イ)自社　□(ロ)子会社等　□(ハ)関連会社等　□(ニ)その他の会社） →ｂ対象 →□(イ)希望者全員を対象（＿＿＿歳まで雇用 更に基準に該当する者を＿＿＿歳まで雇用 ・基準（65歳超）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） →□(ロ)基準に該当する者を対象（＿＿＿歳まで雇用 ・基準（65歳超）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） □ロ　制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定	□イ　継続雇用制度の導入・改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳まで雇用） →内容（□（イ）新規導入　□（ロ）上限年齢の引上げ　□（ハ）その他） □ロ　継続雇用制度の導入・改定を検討中 □ハ　継続雇用制度の導入・改定予定なし
⑫創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）		□イ　創業支援等措置を実施している →ａ実施している措置（□(イ)業務委託　□(ロ)自社が実施する社会貢献事業　□(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業　□(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業） →ｂ過半数労働組合等の同意（□(イ)同意を得ている　□(ロ)同意を得ていない） →ｃ対象 →□(イ)希望者全員を対象（＿＿＿歳まで就業支援 更に基準に該当する者について＿＿＿歳まで就業支援 ・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） →□(ロ)基準に該当する者を対象（＿＿＿歳まで就業支援 ・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） □ロ　創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）
⑬創業支援等措置の導入・改定予定		□イ　創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳まで就業支援） →内容（□(イ)対象者限定基準の廃止　□(ロ)新規導入　□(ハ)上限年齢の引上げ　□(ニ)その他） □ロ　創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む） □ハ　創業支援等措置の導入・改定を検討中　□ニ　創業支援等措置の導入・改定予定なし
⑭65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況		□イ　自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている →（□(イ)該当する者を＿＿＿歳まで雇用　□(ロ)上限年齢を規定していない） □ロ　上記イの制度を就業規則等に定めていない →（□(イ)導入予定あり　□(ロ)検討中　□(ハ)65歳を超えて雇用等する慣行がある　□(ニ)予定なし）

⑮常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）

⑯過去１年間の離職者の状況（うち女性）	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数＿＿＿＿＿人（うち女性＿＿＿＿＿人） うち求職活動支援書を作成した対象者数＿＿＿＿＿人（うち女性＿＿＿＿＿人）

⑰65歳まで働ける制度の過去１年間の適用状況	(a)定年到達者の総数((b)＋(c)＋(e))	(b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f)65歳までの継続雇用の終了による離職者数等
（うち女性）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）

⑱65歳を超えて働ける制度の過去１年間の適用状況	(a)定年到達者等の総数((b)＋(c)＋(f)＋(g)＋(h))	(b)定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c)継続雇用者数（継続雇用の更新を含む。）	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)うちその他の会社での継続雇用者数	(f)定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)	(g)業務委託契約締結制度を利用する者	(h)社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i)65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
（うち女性）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）

⑲65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去１年間の適用状況	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数((b)＋(c)＋(d))	(b)継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c)基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d)継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)
（うち女性）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）

高年齢者雇用等推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職	氏名

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年７月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号(2)を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

| | | |

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中様式第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第十一号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十条第一項第二号の規定に基づき、畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓

畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（正当な理由に関する指定の要件） **第十九条**　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。 一　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること。 二～九　（略） 十　当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行つたこと。	（正当な理由に関する指定の要件） **第十九条**　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。 一　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。 二～九　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十八第一号及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等） **第十三条**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。 一～七　（略）	（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等） **第十三条**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。 一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、貸借対照表の評価・換算差額等（第九十八条第一項第二号に掲げる評価・換算差額等をいう。）の科目に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を控除した額 二　法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金の額 三　第三十一条第一項第三号に掲げる異常危険準備金の額 四　一般貸倒引当金の額

２　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～ホ　（略）

ヘ　未払法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税の未払額のうち、貸借対照表日の翌日から起算して一年内に支払の期限が到来しないと認められるものを除いたものをいう。）

ト～ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　長期未払法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税の未払額のうち、前号ヘに掲げるもの以外のものをいう。）

ニ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

ホ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの

ヘ　資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ト　その他の負債であって、流動負債に属しないもの

五　当該組合が有するその他有価証券（売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。以下同じ。）及び子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。）については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に農林水産大臣が定める率を乗じた額

六　当該組合が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に農林水産大臣が定める率を乗じた額

七　その他前各号に準ずるものとして農林水産大臣が定めるものの額

２　前項第六号中「時価」とは、共済金等（法第十一条の十八に規定する共済金等をいう。以下同じ。）の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（負債の部の区分）

第九十六条　負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一　流動負債

二　固定負債

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ　支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ　事業未払金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ　事業未精算債務（受託販売事業に係る販売委託者に対する未精算の販売代金その他の事業上の未精算債務をいう。）

ニ　短期借入金（一年内に返済されないと認められるものを除く。）

ホ　通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ヘ　未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。）

ト　未払費用

チ　前受収益

リ　引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ヌ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル　資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）のうち、一年内に履行されると認められるもの

ヲ　その他の負債であって、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二　次に掲げる負債　固定負債

イ　長期借入金（前号ニに掲げる借入金を除く。）

ロ　引当金（資産に係る引当金及び前号リに掲げる引当金を除く。）

（新設）

ハ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

ニ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ホ　資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ヘ　その他の負債であって、流動負債に属しないもの

（税等）

第百十二条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二　当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）

三　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目の金額は、同項第一号に掲げる項目の内容を示す名称を付した科目に含めて記載することができる。この場合においては、当該金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

3　前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同項第一号又は第二号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期剰余金又は当期損失金）

第百十三条　第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

一　税引前当期損益金額

二　前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付金額

三　前条第一項各号に掲げる項目の金額

四　前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは当該納付税額

2　前項の規定にかかわらず、当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を、当期損失金として表示しなければならない。

別紙様式第３号(1)（第106条第３号関係）

第　　年度（　年　月　日現在）貸借対照表

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
（略）		（略）	
		役員退職慰労引当金	
		長期未払法人税等	
		繰延税金負債	
		（略）	

（記載上の注意）　（略）

（税等）

第百十二条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税等

（新設）

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

（新設）

2　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期剰余金又は当期損失金）

第百十三条　第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

一　税引前当期損益金額

二　前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付金額

三　前条第一項各号に掲げる項目の金額

四　前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは当該納付税額

2　前項の規定にかかわらず、当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を、当期損失金として表示しなければならない。

別紙様式第３号(1)（第106条第３号関係）

第　　年度（　年　月　日現在）貸借対照表

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
（略）		（略）	
		役員退職慰労引当金	
		（新設）	
		繰延税金負債	
		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第３号(2)（第117条第３号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）損益計算書

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第４号(2)（第117条第４号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）損益計算書

（共済農業協同組合連合会名）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第８号(2)（第202条第５項第３号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
（略）		（略）	

別紙様式第３号(2)（第117条第３号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）損益計算書

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
（新設）	（新設）
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第４号(2)（第117条第４号関係）

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）損益計算書

（共済農業協同組合連合会名）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
（新設）	（新設）
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

別紙様式第８号(2)（第202条第５項第３号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次（略）

第１　（略）

第２　連結貸借対照表

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
（略）		（略）	

		役員退職慰労引当金 長期未払法人税等 長期金銭債務 （略）	

（記載上の注意）　（略）

第３　連結損益計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書

（単位：千円）

科目	金額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	 ×××
（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　法人税、住民税及び事業税の科目に記載する金額のうちに国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記すること。

第４～第６　（略）

別紙様式第９号(2)（第202条第５項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

共済農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次（略）

第１・第２　（略）

第３　連結損益計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	 ×××
（略）	（略）

		役員退職慰労引当金 （新設） 長期金銭債務 （略）	

（記載上の注意）　（略）

第３　連結損益計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書

（単位：千円）

科目	金額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	 ×××
（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

（新設）

第４～第６　（略）

別紙様式第９号(2)（第202条第５項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

共済農業協同組合連合会名

所在地

（略）

目　　次（略）

第１・第２　（略）

第３　連結損益計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
（略）	（略）
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	 ×××
（略）	（略）

（記載上の注意）
１・２　（略）
３　法人税、住民税及び事業税の科目に記載する金額のうちに国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記すること。
第４～第６　（略）

別紙様式第10号(1)（第202条３項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書
第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）
厚生農業協同組合連合会名
所在地

（略）

目　次

第１～第10　（略）
第11　自己資本の基準の状況
（削る。）
（削る。）
第12　員外利用の状況
１　医療事業
２　老人福祉事業
第13　（略）
（記載上の注意）　（略）
第１～第13　（略）

（記載上の注意）
１・２　（略）
（新設）

第４～第６　（略）

別紙様式第10号(1)（第202条３項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書
第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）
厚生農業協同組合連合会名
所在地

（略）

目　次

第１～第10　（略）
第11　自己資本の基準の状況
１　医療事業
２　老人福祉事業
第12　員外利用の状況
（新設）
（新設）
第13　（略）
（記載上の注意）　（略）
第１～第13　（略）

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
第二条　令和六年四月一日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

○農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三十一号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六条第十四項及び第九条第一項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤容治
国土交通大臣　中野洋昌

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
物資の流通の効率化に関する法律施行規則	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則
（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関して総合効率化計画に記載すべき事項）	（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関して総合効率化計画に記載すべき事項）
第一条　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第六条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第一条**　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（特定流通業務施設の基準）	（特定流通業務施設の基準）
第二条　法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第二条第一号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。	**第二条**　法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第二条第一号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　その取扱品目がイからニまでに掲げる品目のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれイからニまでに定める面積以上の卸売場を有するものであること。	二　その取扱品目がイからニまでに掲げる品目のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれイからニまでに掲げる面積以上の卸売場を有するものであること。
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
三～六　（略）	三～六　（略）
2　法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。	2　法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
3　法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。	3　法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
4　法第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。	4　法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（総合効率化計画の認定の申請）	（総合効率化計画の認定の申請）
第三条　法第六条第一項の規定により総合効率化計画の認定を受けようとする総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	**第三条**　法第四条第一項の規定により総合効率化計画の認定を受けようとする総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第六条第二項各号に掲げる事項	四　法第四条第二項各号に掲げる事項
五　法第六条第三項各号に掲げる事項（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）	五　法第四条第三項各号に掲げる事項（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第一項の場合において、法第九条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、第五条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。	4　第一項の場合において、法第七条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、第五条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。
5　第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条第一項から第四項までの規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。）を経由して主務大臣に提出しなければならない。	5　第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。）を経由して主務大臣に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

三　食品等生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。）　地方農政局長又は北海道農政事務所長

四・五　（略）

（総合効率化計画の変更の認定の申請）

第四条　法第七条第一項の規定により総合効率化計画の変更の認定を受けようとする認定総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の場合において、法第九条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、次条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

5　第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条第一項から第四項までの規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

（特定流通業務施設の確認の申請）

第五条　法第九条第一項の規定により特定流通業務施設の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第六条第三項各号に掲げる事項

2　（略）

3　第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流通業務施設（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条第一項から第四項までの規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める特定流通業務施設の所在地を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一　卸売市場　地方農政局長又は北海道農政事務所長

二～四　（略）

（特定流通業務施設の確認の有効期間）

第六条　法第九条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

別表第一（第三条関係）

規定	事項	書類
法第十条第一項	（略）	
法第十条第四項前段	（略）	
法第十一条第一項	（略）	
法第十一条第四項前段	（略）	

三　食品等生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。）　地方農政局長

四・五　（略）

（総合効率化計画の変更の認定の申請）

第四条　法第五条第一項の規定により総合効率化計画の変更の認定を受けようとする認定総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の場合において、法第七条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、次条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

5　第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

（特定流通業務施設の確認の申請）

第五条　法第七条第一項の規定により特定流通業務施設の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第四条第三項各号に掲げる事項

2　（略）

3　第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流通業務施設（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる特定流通業務施設の所在地を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一　卸売市場　地方農政局長

二～四　（略）

（特定流通業務施設の確認の有効期間）

第六条　法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

別表第一（第三条関係）

規定	事項	書類
法第八条第一項	（略）	
法第八条第四項前段	（略）	
法第九条第一項	（略）	
法第九条第四項前段	（略）	

法第十二条第一項	貨物自動車運送事業法第三条の許可に係る部分	（略）
法第十三条第一項	（略）	（略）
法第十四条第一項	（略）	（略）
法第十五条第一項	（略）	（略）
法第十五条第三項前段	（略）	（略）
法第十六条第一項	（略）	（略）
法第十七条第一項	（略）	（略）
法第十八条第一項	（略）	（略）
法第十九条	（略）	（略）

別表第二（第四条関係）

規定	事項	書類
法第十条第二項	（略）	（略）
法第十条第四項後段	（略）	（略）
法第十一条第二項	（略）	（略）
法第十一条第四項後段	（略）	（略）
法第十二条第二項	（略）	（略）
法第十三条第二項	（略）	（略）
法第十四条第二項	（略）	（略）

法第十条第一項	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可に係る部分	（略）
法第十一条第一項	（略）	（略）
法第十二条第一項	（略）	（略）
法第十三条第一項	（略）	（略）
法第十三条第三項前段	（略）	（略）
法第十四条第一項	（略）	（略）
法第十五条第一項	（略）	（略）
法第十六条第一項	（略）	（略）
法第十七条第一項	（略）	（略）

別表第二（第四条関係）

規定	事項	書類
法第八条第二項	（略）	（略）
法第八条第四項後段	（略）	（略）
法第九条第二項	（略）	（略）
法第九条第四項後段	（略）	（略）
法第十条第二項	（略）	（略）
法第十一条第二項	（略）	（略）
法第十二条第二項	（略）	（略）

法第十五条第二項	（略）
法第十五条第三項後段	（略）
法第十六条第二項	（略）
法第十七条第二項	（略）
法第十八条第二項	（略）
法第十九条	（略）

法第十三条第二項	（略）
法第十三条第三項後段	（略）
法第十四条第二項	（略）
法第十五条第二項	（略）
法第十六条第二項	（略）
法第十七条第二項において準用する同条第一項	（略）

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十九号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件） **第四条の二**　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合を除く。）にあつては第三号をそれぞれ除く。）とする。 一～四　（略） 五　当該中小企業者が、信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料（保証の対価として中小企業者が信用保証協会に支払う金銭をいう。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）	（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件） **第四条の二**　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合を除く。）にあつては第三号をそれぞれ除く。）とする。 一～四　（略） 五　当該中小企業者が、信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料（保証の対価として中小企業者が信用保証協会に支払う金銭をいう。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）

第六条第二項、下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第十条第二項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）第三条第二項、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）第二項、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十三条第二項、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第六条第二項、第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項及び第二十八条第二項、地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第十六条第二項、物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第四条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）第三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第二条第二項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百九十六号）第二条第二項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）第四条第二項、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第三十条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）第七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）第六条第二項の規定により、法第三条の二第一項に規定する無担保保険、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険（以下「公害防止保険」という。）、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険（以下「エネルギー対策保険」という。）、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）、法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）又は法第三条の九第一項に規定する事業再生保険（以下「事業再生保険」という。）の保険関係についての保険料率に加えることとされている率が加えられたことに伴うものに限る。）を条件として、保証人の保証を提供しないことを希望すること。

（公害防止に要する費用）

第八条　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連

第六条第二項、下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第十条第二項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）第三条第二項、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）第二項、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十三条第二項、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第六条第二項、第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項及び第二十八条第二項、地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第十六条第二項、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第四条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）第三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第二条第二項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百九十六号）第二条第二項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）第四条第二項、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第三十条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）第七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）第六条第二項の規定により、法第三条の二第一項に規定する無担保保険、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険（以下「公害防止保険」という。）、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険（以下「エネルギー対策保険」という。）、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）、法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）又は法第三条の九第一項に規定する事業再生保険（以下「事業再生保険」という。）の保険関係についての保険料率に加えることとされている率が加えられたことに伴うものに限る。）を条件として、保証人の保証を提供しないことを希望すること。

（公害防止に要する費用）

第八条　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連

保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

（エネルギー対策保険の対象費用）

第九条　法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（エネルギー対策保険の対象費用）

第九条　法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条　法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～五　（略）

（新たな事業の開拓に要する費用）

第十一条　法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、当該中小企業者の申込日において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条　法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～五　（略）

（新たな事業の開拓に要する費用）

第十一条　法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、当該中小企業者の申込日において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広

く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準） **第二十七条の二**　施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「物流効率化法」という。）第七条第二項に規定する認定総合効率化計画（以下「認定総合効率化計画」という。）に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。	（施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準） **第二十七条の二**　施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第五条第二項に規定する認定総合効率化計画（以下「認定総合効率化計画」という。）に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。

二　認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が物流効率化法第七条第一項に規定する認定総合効率化事業者（物流効率化法第四条第十七号に規定する中小企業者であるものに限る。以下「認定中小総合効率化事業者」という。）であること。

三　認定中小総合効率化事業者が、認定総合効率化計画に従って共同で物流効率化法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業（以下「流通業務総合効率化事業」という。）を行うために必要な施設を整備するものであること。

四　（略）

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

経済産業大臣　武藤　容治

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令

（証明書の交付申請）

第一条　黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う者の輸入しようとする貨物が、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第八五四五・一一号に掲げる貨物のうち丸形の炭素電極（以下単に「炭素電極」という。）であって、黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨を証する書面を添付しなければならない。

（証明書の発給）

第二条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る炭素電極が黒鉛化の工程を経て製造したものでないと認めるときは、証明書にその旨を記入し、これを当該申請をした者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る炭素電極が黒鉛化の工程を経て製造したものでないと認められないときは、遅滞なく、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請をした者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

4　第一項の規定による証明書の交付は、前条第一項の規定による申請を経済産業大臣が受理した日から十五日以内にするものとする。

（証明書の返納）

第三条　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、証明書の交付を受けた者に対し、その返納を命ずることができる。

一　当該者が偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたとき。

二　当該者が輸入しようとする炭素電極が証明書に係る炭素電極でないことが判明したとき。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の施行の日（令和七年三月二十九日）から施行する。

（この省令の失効）

2　この省令は、令和七年七月二十八日限り、その効力を失う。

黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　氏名又は名称及び代表者氏名

住所

下記の炭素電極は、黒鉛化の工程を経て製造したものでないため、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号の証明書の交付を受けたく、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令第１条の規定に基づき申請します。

記

貨　物　名：
製造業者名：
製造業者の住所：
輸出者名：
輸出者の住所：
輸入の時期：　　年　　月　　日
輸入港名：
輸入数量：　　MT　　輸入金額：　　円
仕入書番号：

証　明　書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　　印

上記申請に係る炭素電極は黒鉛化の工程を経て製造したものでないことを証明する。

○国土交通省令第二十号

建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第八条第一項の規定に基づき、建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令

建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（打刻の記号の様式並びに打刻の位置及び方法） **第三条**　令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号による記号を直接打刻する方法又は当該記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一暦年中においては、重複してはならない。 **別記様式第二号** （略） (7)　数字及びアイ等の記号は、明瞭に表示すること。	（打刻の記号の様式及び打刻の位置） **第三条**　令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一暦年中においては、重複してはならない。 **別記様式第二号** （略） (7)　数字及びアイ等の記号の様式は、下図によること。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○環境省令第九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項、第二十四条第一項、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十二条の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定廃棄物処分基準） **第二十五条**　特定廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定廃棄物の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。 イ　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。 ロ　（略） 六　特定廃棄物の処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。 イ　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。 ロ　（略） 七・八　（略） 2　（略） **第二十六条**　特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。 一　特定廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。 イ　（略）	（特定廃棄物処分基準） **第二十五条**　特定廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。 イ　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。 ロ　（略） 六　処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。 イ　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。 ロ　（略） 七・八　（略） 2　（略） **第二十六条**　特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。 一　埋立処分は、次のように行うこと。 イ　（略）

ロ　特定廃棄物の埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ～ホ　（略）

二　（略）

三　特定廃棄物の埋立処分の場所（以下この条において単に「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ　（略）

四　特定廃棄物の最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあっては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

五　（略）

六　一日の特定廃棄物の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止のため、遮蔽物を設ける等必要な措置を講ずること。

七　特定廃棄物の埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

八～十　（略）

2　特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、二に掲げる措置）を講ずること。

イ　（略）

ロ　放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。

(1)　（略）

(2)　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ・ニ　（略）

五　（略）

六　一日の特定廃棄物の埋立作業を終了する場合には、次によること。

イ・ロ　（略）

七　特定廃棄物の埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分の終了を含む。）には、次によること。

イ・ロ　（略）

3～5　（略）

ロ　埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ～ホ　（略）

二　（略）

三　埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ　（略）

四　最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあっては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

五　（略）

六　一日の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止のため、遮蔽物を設ける等必要な措置を講ずること。

七　埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

八～十　（略）

2　特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、二に掲げる措置）を講ずること。

イ　（略）

ロ　放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。

(1)　（略）

(2)　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ・ニ　（略）

五　（略）

六　一日の埋立作業を終了する場合には、次によること。

イ・ロ　（略）

七　埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分の終了を含む。）には、次によること。

イ・ロ　（略）

3～5　（略）

（特定一般廃棄物処理基準）

第二十九条　法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ　埋立処分は、次のように行うこと。

(1)　（略）

(2)　特定一般廃棄物の埋立処分の場所（以下この条及び第三十三条において単に「埋立地」という。）のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3)　（略）

ロ～ニ　（略）

（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準）

第三十三条　法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設にあっては、次によること。

イ　特定一般廃棄物の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。

(1)　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ロ　処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。

(1)　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

二　一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあっては、次によること。

イ～ハ　（略）

ニ　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ・ヘ　（略）

（特定一般廃棄物処理基準）

第二十九条　法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ　埋立処分は、次のように行うこと。

(1)　（略）

(2)　埋立地のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3)　（略）

ロ～ニ　（略）

（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準）

第三十三条　法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設にあっては、次によること。

イ　処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。

(1)　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ロ　処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。

(1)　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

二　一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあっては、次によること。

イ～ハ　（略）

ニ　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ・ヘ　（略）

（除去土壌処分基準）

第五十八条の二　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分（埋立処分、海洋投入処分及び第五十八条の四に規定する復興再生利用を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　除去土壌の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。

イ　当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ　当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第五号ロの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三　除去土壌の処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。

イ　当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ　当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第六号ロの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四　（略）

第五十八条の三　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌（公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一　第二十六条第一項第一号（二及びホを除く。）及び第九号の規定の例によること。

二　除去土壌の埋立地（以下この条において単に「埋立地」という。）の境界（埋立地に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。）において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋立処分が終了した場合にあっては、定期的に測定し、かつ、記録すること。

三　次に掲げる事項の記録及び除去土壌を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該埋立地の維持管理の終了までの間、保存すること。

イ　埋め立てられた除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び埋め立てられた除去土壌の量

ロ　埋め立てられた除去土壌ごとの埋立処分を行った年月日

ハ　引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ　埋立地の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（前号の規定による測定を含む。）

（除去土壌処分基準）

第五十八条の二　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一　（略）　（新規）

二　（略）　（新規）

四　除去土壌の埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、厚さがおおむね三十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

2　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌（前項各号列記以外の部分に規定する除去土壌を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一　第二十六条第一項第一号（二及びホを除く。）及び第九号並びに前項第二号及び第四号の規定の例によること。

二　埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ　次に掲げる設備（雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた埋立地において除去土壌を埋め立てる場合にあっては、(2)に掲げる設備を除く。）を設けること。

(1)　除去土壌の保有水及び雨水等（以下この項において「保有水等」という。）が埋立地（区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。(4)において同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、除去土壌の投入のための開口部及び(2)に掲げる設備が設けられた場所を除く。）

(2)　保有水等集排水設備

(3)　保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を適正に維持することができる浸出液処理設備

(4)　地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠（きょ）その他の設備

ロ　放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。

(1)　放流水の水質を別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。

(2)　排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、埋立地の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ　放流水の水質検査を次により行うこと。

(1)　別表第四の上欄に掲げる項目（(3)に規定する項目を除く。）及びダイオキシン類について第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法により一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(2)　事故由来放射性物質について第二十六条第二項第四号ハ(2)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(3)　水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量（別表第四の備考４に規定する場合に限る。）について、第二十六条第二項第四号ハ(3)の環境大臣が定める方法により一月に一回（保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

ニ　埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1)　除去土壌の埋立処分開始前に事故由来放射性物質について、第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2)　除去土壌の埋立処分開始後、事故由来放射性物質について、第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ　ニの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ヘ　その他必要な措置

三　次に掲げる事項の記録及び除去土壌を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該埋立地の維持管理の終了までの間、保存すること。

イ　埋め立てられた除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び埋め立てられた除去土壌の量

ロ　埋め立てられた除去土壌ごとの埋立処分を行った年月日

ハ　引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ　埋立地の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる前項第二号の規定による測定、前号ハ及びニの規定による水質検査並びに同号ホの規定による措置を含む。）

3　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の海洋投入処分の基準は、除去土壌の海洋投入処分を行ってはならないこととする。

第五十八条の四　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の復興再生利用（事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）をいう。以下同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一　復興再生利用は、次のように行うこと。

イ　第二十六条第一項第一号ロ及び第九号の規定の例によること。

ロ　公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこと。

ハ　除去土壌が飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

（新規）

ニ　復興再生利用を行う場所であることの表示がされている場所で行うこと。

ホ　事故由来放射性物質についての放射能濃度を環境大臣が定める方法により調査した結果、復興再生利用によって受ける一般公衆の実効線量が一年間につき一ミリシーベルト以下となるものとして環境大臣が定める放射能濃度の除去土壌を用いること。

二　復興再生利用を行う際には、除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者と協議の上、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項として環境大臣が定める事項を定めること。

イ　事業実施者（前号ロの事業に係る工事の施工を自ら行う者又は工事の発注者をいう。）

ロ　当該復興再生利用に係る施設若しくは工作物を管理する者又は当該復興再生利用を行う土地を管理する者

三　復興再生利用を行う場所において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、復興再生利用に係る維持管理を開始した場合にあっては、定期的に測定し、かつ、記録すること。

四　次に掲げる事項の記録及び復興再生利用を行った位置を示す図面を作成し、当該復興再生利用に係る措置が終了するまでの間、保存すること。

イ　復興再生利用に係る工事の計画及び設計に係る情報

ロ　復興再生利用に係る除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び復興再生利用に係る除去土壌の量

ハ　復興再生利用に係る工事において再生資材化した除去土壌による盛土、埋立て又は充填を開始及び完了した年月日並びに復興再生利用に係る維持管理を開始した年月日

ニ　引渡しを受けた再生資材化した除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ホ　復興再生利用に係る除去土壌の管理に当たって行った測定、点検その他の措置（前号の規定による測定を含む。）

（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）

第五十九条　法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一　委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬、保管若しくは処分（以下この条及び第六十三条において「除去土壌収集等」という。）を行う者（以下この条において「受託者」という。）が受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二～十　（略）

別表第二（第二十五条、第二十六条、第三十三条、第三十五条、第五十八条の二及び第五十八条の三関係）

（略）

（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）

第五十九条　法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一　委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬若しくは保管（以下この条及び第六十三条において「除去土壌収集等」という。）を行う者（以下この条において「受託者」という。）が受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二～十　（略）

別表第二（第二十五条、第二十六条、第三十三条及び第三十五条関係）

（略）

別表第四（第二十六条及び第五十八条の三関係）

（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第四（第二十六条関係）

（略）

改正後	改正前
（定期検査の報告） **第九条の二**　第四条の二第一項の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と読み替えるものとする。	（定期検査の報告） **第九条の二**　第四条の二の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）」とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。 （新規）
2　法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　定期検査を行った年月日 二　浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所 三　設置場所 四　法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称 五　前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称 六　定期検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。） 七　当該浄化槽が法附則第十一条に規定する特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無	

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○防衛省令第七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対照規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（勤務時間） **第四十三条**　［略］ ２　前項の規定により日課を定める場合においては、一週間当たり二日の割合の休養日を設けるものとする。 ３　［略］ **第四十四条**　［略］ ２～４　［略］ ５　官房長等は、自衛官以外の隊員（第九項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）について、自衛官以外の隊員の申告を考慮して、第三項の規定による休養日のほかに当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として防衛大臣の定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように、第三項の規定による休養日のほかに当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該自衛官以外の隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、第三項の規定による休養日のほかに当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振るものとする。 ［項を削る。］	（勤務時間） **第四十三条**　［同上］ ２　前項の規定により日課を定める場合においては、一週間当たり二日の割合の休養日を設けるものとする。ただし、防衛大臣の定める自衛官にあつては、これらの日に加えて、必要に応じ、休養日を設けることができる。 ３　［同上］ **第四十四条**　［同上］ ２～４　［同上］ ５　官房長等は、自衛官以外の隊員（第十項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として防衛大臣の定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該自衛官以外の隊員が育児短時間勤務隊員である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。 ６　官房長等は、次に掲げる自衛官以外の隊員（育児短時間勤務隊員を除く。以下この項において同じ。）について、休養日並びに始業及び終業の時刻について、自衛官以外の隊員の申告を考慮して、第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第四項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛官以外の隊員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第三項の規定による休養日に加えて当該自衛官以外の隊員の休養日を設け、及び当該期間につき第一項（定年前再任用短時間勤務隊員等にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。 一　子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により自衛官以外の隊員が当該自衛官以外の隊員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限

6　官房長等は、法第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（以下この項から第八項までにおいて「第一号任期付研究員」という。）の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、防衛大臣の定めるところにより、前二項の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、防衛大臣の定めるところにより、その勤務の状況について官房長等に報告しなければならない。

7　［略］

8　第六項の規定の適用を受ける第一号任期付研究員には、次項から第十一項まで、第十四項、次条及び第四十五条の三の規定は、適用しない。

9　官房長等は、隊務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある自衛官以外の隊員については、第三項から第五項までの規定にかかわらず、休養日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

10　［略］

11　防衛大臣の定める者（以下この節において「所属長」という。）は、自衛官以外の隊員に第三項及び前二項の規定による休養日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、防衛大臣の定めるところにより、第四項、第五項及び前二項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち防衛大臣の定める期間内にある勤務日を休養日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

12　前項の規定は、自衛官以外の隊員に第五項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「休養日に変更」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に変更」と読み替えるものとする。

る。）であつて、当該自衛官以外の隊員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である自衛官以外の隊員に委託されている児童その他これらに準ずる者として防衛大臣の定める者を含む。第四十九条第一項において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他防衛大臣の定める者をいう。第四十九条第一項第九号の四において同じ。）の介護をする自衛官以外の隊員であつて、防衛大臣の定めるもの

二　前号に掲げる自衛官以外の隊員の状況に類する状況にある自衛官以外の隊員として防衛大臣の定めるもの

7　官房長等は、法第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（以下この項から第九項までにおいて「第一号任期付研究員」という。）の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、防衛大臣の定めるところにより、前三項の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、防衛大臣の定めるところにより、その勤務の状況について官房長等に報告しなければならない。

8　［同上］

9　第七項の規定の適用を受ける第一号任期付研究員には、次項から第十二項まで、第十四項、次条及び第四十五条の三の規定は、適用しない。

10　官房長等は、隊務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある自衛官以外の隊員については、第三項から第六項までの規定にかかわらず、休養日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

11　［同上］

12　防衛大臣の定める者（以下この節において「所属長」という。）は、自衛官以外の隊員に第三項、第六項及び前二項の規定による休養日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、防衛大臣の定めるところにより、第四項から第六項まで及び前二項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち防衛大臣の定める期間内にある勤務日を休養日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

［項を加える。］

13　［略］

14　第四項、第五項及び前五項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この節において「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で防衛大臣の定めるものを命ぜられた自衛官以外の隊員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

（病気休暇）

第四十八条　［略］

2　［略］

3　前項ただし書、次項及び第五項の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における休養日等（休養日、第四十四条第五項の規定により勤務時間を割り振らない日、割り振られた勤務時間の全部について第四十四条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日その他防衛大臣が定める日をいう。次条において同じ。）以外の日の日数が少ない場合として防衛大臣が定める場合にあつては、その日数を考慮して防衛大臣が定める期間）の特定病気休暇を使用した隊員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた隊員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に準用育児休業法第二十六条第一項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の防衛大臣が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第五項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

4・5　［略］

6　療養期間中の休養日、第四十四条第五項の規定により勤務時間を割り振らない日、休日、代休日その他防衛大臣が定める日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第二項ただし書及び第三項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

7　［略］

（特別休暇）

第四十九条　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一～七　［略］

八　生後一年に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により自衛官以外の隊員が当該自衛官以外の隊員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該自衛官以外の隊員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である自衛官

13　［同上］

14　第四項から第六項まで及び前四項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この節において「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で防衛大臣の定めるものを命ぜられた自衛官以外の隊員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

（病気休暇）

第四十八条　［同上］

2　［同上］

3　前項ただし書、次項及び第五項の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における休養日等（休養日、割り振られた勤務時間の全部について第四十四条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日をいう。次条において同じ。）以外の日の日数が少ない場合として防衛大臣が定める場合にあつては、その日数を考慮して防衛大臣が定める期間）の特定病気休暇を使用した隊員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた隊員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に準用育児休業法第二十六条第一項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の防衛大臣が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第五項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

4・5　［同上］

6　療養期間中の休養日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第二項ただし書及び第三項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

7　［同上］

（特別休暇）

第四十九条　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一～七　［同上］

八　生後一年に達しない子を育てる隊員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子である隊員にあつては、その子の当該隊員以外の親（当該子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第六条の四第一号に

以外の隊員に委託されている児童その他これらに準ずる者として防衛大臣の定める者を含む。以下この項において同じ。）を育てる隊員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子である隊員にあつては、その子の当該隊員以外の親（当該子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第六条の四第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該隊員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

九・九の二　［略］

九の三　九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する隊員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして防衛大臣が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして防衛大臣が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち防衛大臣が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

九の四　要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他防衛大臣が定める者で負傷、疾病又は老齢により防衛大臣の定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号、次条第一項及び第四十九条の二の二第一項において同じ。）の介護その他の防衛大臣が定める世話を行う隊員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十～十七　［略］

２～４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該隊員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

九・九の二　［同上］

九の三　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する隊員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして防衛大臣が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

九の四　要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により防衛大臣の定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号、次条第一項及び第四十九条の二の二第一項において同じ。）の介護その他の防衛大臣が定める世話を行う隊員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十～十七　［同上］

２～４　［同上］

規　則

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（映像と音声の送受信による通話の方法による裁定委員の関与） **第十四条の七の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、審理の期日における手続を行う場所と異なる場所に所在する裁定委員（裁定委員長を除く。）を、各裁定委員及び事件関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理の期日における手続に関与させることができる。 2　前項の手続を行つたときは、その旨を審理の調書に記載しなければならない。	［新設］
（映像と音声の送受信による通話の方法による審理） **第十四条の七の三**　裁定委員会（前条第一項の規定により手続に関与する裁定委員を含む。以下この条、第十五条の五及び第十五条の七において同じ。）は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理の期日における手続を行うことができる。 ［2　略］ 3　第一項に規定する方法によつて審理の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 ［一　略］ 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審理の調書に記載しなければならない。	（映像と音声の送受信による通話の方法による審理） **第十四条の七の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理の期日における手続を行うことができる。 ［2　同上］ 3　第一項に規定する方法によつて審理の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 ［一　同上］ 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審理の調書に記載しなければならない。

（進行協議）

第十四条の八　［略］

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

［3　略］

4　第二項に規定する方法によつて進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　略］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

5　裁定委員会は、進行協議における手続を行うときは、委員会の職員に命じて行わせることができる。

第十四条の十一　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［2～6　略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による審理の期日外の調査のための処分）

第十五条の二の二　第十四条の七の三の規定は、前条の規定により行う処分について準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人の審問）

第十五条の五　裁定委員会は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、次項で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、参考人の審問をすることができる。

一　参考人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、参考人が審理廷に出頭することが困難であると認める場合

二　事案の性質、参考人の年齢又は心身の状態、参考人と事件関係人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、参考人が裁定委員長及び事件関係人が参考人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

三　事件関係人に異議がない場合

（進行協議）

第十四条の八　［同上］

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。

［3　同上］

4　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　同上］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

5　裁定委員会は、進行協議における手続を行うときは、委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

第十四条の十一　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［2～6　同上］

［新設］

［新設］

2　前項に規定する方法による審問は、事件関係人（同項第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、事件関係人及び参考人）の意見を聴いて、参考人を次に掲げる要件に該当する場所であつて裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてする。

一　事件関係人本人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該場所が事件関係人双方の在席する場所であるとき又は事件関係人本人若しくはその代理人が当該場所に在席することにつき事件関係人に異議がないときを除く。

二　参考人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁定委員会が認める者の在席する場所でないこと。

3　第一項第二号に掲げる場合において、参考人を審理廷所在地に出頭させて前項の方法による審問をするときは、裁定委員長及び事件関係人が参考人を審問するために在席する場所以外の場所にその参考人を在席させてするものとする。

4　第一項に規定する方法による審問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

5　第十四条の七の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法による審問をする場合について準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による事件関係人の審問）

第十五条の六　前条の規定は、事件関係人の審問について準用する。　［新設］

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人の意見）

第十五条の七　裁定委員会は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べさせることができる。　［新設］

2　前項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、事件関係人の意見を聴いて、鑑定人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

3　第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

4　第十四条の七の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（参考人の宣誓）

第十六条の二　参考人の宣誓は、審問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、審問の後にさせることができる。

［２　略］

３　第一項の宣誓は、裁定委員長が、参考人に対し、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、裁定委員長は、参考人に宣誓書（良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。

４　裁定委員長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

５　裁定委員長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽の陳述に対する罰を告げなければならない。

［削る］

［削る］

（事件関係人の宣誓）

第十六条の三　前条の規定は、事件関係人の宣誓について準用する。

（鑑定人の宣誓）

第十六条の四　鑑定人の宣誓は、裁定委員長が、鑑定人に対し、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

２　前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によつて行う。

一　宣誓書（良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。以下この項において同じ。）に鑑定人が署名して裁定委員会に提出する方式

二　鑑定人が署名した鑑定人の宣誓書の画像情報を、電子情報処理組織を使用する方法により裁定委員会に提出する方式

３　第十六条の二第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人の宣誓について準用する。

（宣誓の方式）

第十六条の二　事件関係人、参考人又は鑑定人の宣誓は、審問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、審問の後にさせることができる。

［２　同上］

３　裁定委員長は、事件関係人、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。事件関係人、参考人又は鑑定人が宣誓書を朗読することができないときは、裁定委員長は、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。

４　事件関係人又は参考人の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

５　鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

６　裁定委員長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽の陳述又は鑑定に対する罰を告げなければならない。

７　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁定委員会に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

［新設］

［新設］

（写真の撮影等の制限）

第二十五条　法第一条各号の処分に関する手続の期日及び期日外に行う手続における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、手続の主宰者の許可を得なければすることができない。

別記様式

12センチメートル

（表）

8センチメートル

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定による

立入検査証

第　号

官職

氏名

生年月日

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定により、上記の者が立入検査をすることを証する。

年　月　日発行（一年有効）

公害等調整委員会

印

（裏）

1　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律抜粋

第三十三条　裁定委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

四　事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2　裁定委員又は職員は、相当と認めるときは、裁定委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする裁定委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第五十九条　第三十三条第二項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

別記様式

12センチメートル

（表）

8センチメートル

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定による

立入検査証

第　号

官職

氏名

生年月日

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（平成十三年法律第　号）第三十三条第二項の規定により、上記の者が立入検査をすることを証する。

年　月　日発行（一年有効）

公害等調整委員会

印

（裏）

1　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（平成十三年法律第　号）抜粋

第三十三条　裁定委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

四　事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2　裁定委員又は職員は、相当と認めるときは、裁定委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする裁定委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第五十九条　第三十三条第二項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　雑則（第六十四条―第七十条）	第四章　雑則（第六十四条―第六十九条）
附則	附則
（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与）	（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与）
第十四条の二　調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、調停の手続に関与させることができる。	**第十四条の二**　調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停の手続に関与させることができる。
2　前項の手続を行つたときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。	2　前項の手続を行ったときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。
（映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭）	（映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭）
第十五条の二　調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。	**第十五条の二**　調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調停の手続を行うことができる。
［2　略］	［2　同上］
3　第一項に規定する方法によつて調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。	3　第一項に規定する方法によって調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。
［一　略］	［一　同上］
二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。	二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。	4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法による裁定委員の関与）

第四十一条の二　裁定委員会は、相当と認めるときは、審問の期日における手続を行う場所と異なる場所に所在する裁定委員（裁定委員長を除く。）を、各裁定委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審問の期日における手続に関与させることができる。

2　前項の手続を行つたときは、その旨を審問の調書に記載しなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法による審問）

第四十一条の三　裁定委員会（前条第一項の規定により手続に関与する裁定委員を含む。以下この条、第四十六条の三及び第四十六条の五において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審問の期日における手続を行うことができる。

［2　略］

3　第一項に規定する方法によつて審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　略］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならない。

（進行協議）

第四十三条の四　［略］

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

［3　略］

4　第二項に規定する方法によつて進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　略］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

［5　略］

［新設］

（映像と音声の送受信による通話の方法による審問）

第四十一条の二　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審問の期日における手続を行うことができる。

［2　同上］

3　第一項に規定する方法によって審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　同上］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならない。

（進行協議）

第四十三条の四　［同上］

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。

［3　同上］

4　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　同上］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

［5　同上］

第四十五条の三　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（中央委員会の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［２～６　略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による審問期日外の証拠調べ）

第四十六条の二　第四十一条の三の規定は、前条の規定により行う証拠調べについて準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人の尋問）

第四十六条の三　裁定委員会は、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、参考人の尋問をすることができる。

２　前項に規定する方法による尋問は、参考人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてする。

３　第一項に規定する方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

４　第四十一条の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法による尋問をする場合について準用する。

（映像と音声の送受信による当事者の尋問）

第四十六条の四　前条の規定は、当事者の尋問について準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人の意見）

第四十六条の五　裁定委員会は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

２　前項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、鑑定人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

３　第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

４　第四十一条の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

第四十五条の三　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（中央委員会の使用に係る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［２～６　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（参考人の宣誓）

第四十八条　参考人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

２　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

３　第一項の宣誓は、裁定委員長が、参考人に対し、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、裁定委員長は、参考人に宣誓書（良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、中央委員会の事務局の職員にこれを朗読させなければならない。

４　裁定委員長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

５　裁定委員長は、宣誓前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽の陳述に対する罰を告げなければならない。

（当事者の宣誓）

第四十八条の二　前条の規定は、当事者の宣誓について準用する。

（鑑定人の宣誓）

第四十八条の三　鑑定人の宣誓は、裁定委員長が、鑑定人に対し、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

２　前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によつて行う。

一　宣誓書（良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。以下この項において同じ。）に鑑定人が署名して裁定委員会に提出する方式

二　鑑定人が署名した鑑定人の宣誓書の画像情報を、電子情報処理組織を使用する方法により裁定委員会に提出する方式

３　第四十八条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人の宣誓について準用する。

（宣誓）

第四十八条　宣誓は、尋問前にさせなければならない。

２　宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させてしなければならない。

３　裁定委員長は、宣誓前に、宣誓の趣旨及び虚偽の陳述又は鑑定に対する罰を告げなければならない。

４　宣誓は、起立して厳粛に行なわなければならない。

５　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁定委員会に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

［新設］

［新設］

（写真の撮影等の制限）

第七十条　あつせん、調停、仲裁及び裁定に関する手続の期日及び期日外に行う手続における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、手続の主宰者の許可を得なければすることができない。

別記様式

8センチメートル

第　　号

年　月　日発行

身分証明書

公害等調整委員会

資格

氏名

年　月　日生

上記の者は、公調委［令和］　年（　）第　　号事件について、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定により立入検査をする者であることを証明する。

公害等調整委員会

委員長　　印

12センチメートル

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

別記様式

8センチメートル

第　　号

［平成］　年　月　日発行

身分証明書

公害等調整委員会

資格

氏名

年　月　日生

上記の者は、公調委［昭和／平成］　年（　）第　　号事件について、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定により立入検査をする者であることを証明する。

公害等調整委員会

委員長　　印

12センチメートル

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告示

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日　　関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十六号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
町田市相原町字橋本五九六番一から同市相原町字橋本五三四番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十九日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日　　関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
那須塩原市東三島四丁目五四番一一から同市西富山字悪水堀東三七四番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十九日
(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

中国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、中国地方整備局及び同局日野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十八日　中国地方整備局長　林　正道
1　河川の名称　日野川水系日野川
2　河川管理施設の名称又は種類　日野川左岸堤防
3　河川管理施設の位置　米子市福市一二八二番一四地先から同市八幡四一五番三地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　米子市長　伊木　隆司
住所　米子市加茂町一丁目一番地
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和七年三月三日から道路の存続する日まで

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十八日　中国地方整備局長　林　正道
一　河川の名称　高津川水系白上川
二　廃川敷地等が生じた年月日　令和七年三月二十八日
三　廃川敷地等の位置　島根県益田市市原町イ三一九番二地先から同県同市同町イ三九四番二地先まで
四　廃川敷地等の種類及び数量　土地　七千八百十三平方メートル

公聴会

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第２号
国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。
令和７年３月28日　運輸審議会
1　事案の件名
(1)　事案番号　令７第4001号
(2)　事案の種類　鉄道の旅客運賃の上限変更認可
(3)　申請者　西武鉄道株式会社
(4)　事案の内容
すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。
1　鉄道の普通旅客運賃
現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

（単位：円）

	1円単位	10円単位
4キロまで	169	170
4キロを超え8キロまで	207	210
8キロを超え12キロまで	245	250
12キロを超え16キロまで	284	290
16キロを超え20キロまで	323	330
20キロを超え24キロまで	362	370
24キロを超え28キロまで	402	410
28キロを超え32キロまで	442	450
32キロを超え36キロまで	483	490
36キロを超え40キロまで	521	530
40キロを超え44キロまで	557	560
44キロを超え48キロまで	592	600
48キロを超え52キロまで	627	630
52キロを超え56キロまで	657	660
56キロを超え60キロまで	683	690
60キロを超え64キロまで	709	710
64キロを超え68キロまで	735	740

68キロを超え72キロまで	758	760
72キロを超え76キロまで	781	790
76キロを超え81キロまで	800	800

2　鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（１か月）

（単位：円）

４キロまで	6,540
４キロを超え８キロまで	7,920
８キロを超え12キロまで	9,320
12キロを超え16キロまで	10,720
16キロを超え20キロまで	12,130
20キロを超え24キロまで	13,550
24キロを超え28キロまで	14,980
28キロを超え32キロまで	16,420
32キロを超え36キロまで	17,850
36キロを超え40キロまで	19,270
40キロを超え44キロまで	20,370
44キロを超え48キロまで	21,270
48キロを超え52キロまで	21,970
52キロを超え56キロまで	22,470
56キロを超え60キロまで	22,870
60キロを超え64キロまで	23,170
64キロを超え68キロまで	23,420
68キロを超え72キロまで	23,620
72キロを超え76キロまで	23,820
76キロを超え81キロまで	24,000

通学定期旅客運賃（１か月）

現行の運賃の上限を据え置きとする。

2　日　時　令和７年５月22日（木）　午前９時30分から

3　場　所　中央合同庁舎４号館共用会議室４階　共用408会議室

（東京都千代田区霞が関３－１－１）

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ各１部を令和７年４月11日（金）正午までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（郵便番号100―0013　東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館　３階）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和７年４月下旬頃に運輸審議会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。

（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

⑸　１人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等によりそれより短くさせていただく場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了していただく場合がございます。

6　申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書及びその他の関係書類については、令和７年３月下旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については、令和７年４月中旬頃から、それぞれ運輸審議会のホームページに掲載予定です。

（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

7　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

8　開催の取消

５⑴記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03―5253―8810）にお問い合わせください。